

生物多様性国家戦略 2010（案） に関する意見募集の結果

パブリックコメント実施結果の概要

パブリックコメント意見および対応一覧表

平成 22 年 2 月

パブリックコメント実施結果の概要

- 生物多様性国家戦略2010（案）について、平成21年12月10日～平成22年1月8日までの間、国民の意見を伺うパブリックコメント手続を実施。
- 平成21年12月21日～25日に、全国7か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、熊本）で説明会を開催。計399名が参加。
- 意見提出数は52件（個人24件、団体28件）で、延べ意見数は399件。
- うち147件について本文に反映。

意見提出箇所	意見数
全般	11
名称・目次構成	2
前文	11
第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略	155
第1部全般	1
第1章 生物多様性の重要性と理念	
第1節 地球上の生命の多様性	2
第2節 いのちと暮らしを支える生物多様性	4
第3節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念	2
第2章 生物多様性の現状と課題	
第1節 生物多様性の危機の構造	22
第2節 地球温暖化と生物多様性	13
第3節 3つの危機の背景	1
第4節 生物多様性の現状	16
第5節 生物多様性の保全の状況	10
第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標	
第1節 目標と評価	9
第2節 生物多様性から見た国土のグランドデザイン	12
第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針	
第1節 基本的視点	12
第2節 基本戦略	51
第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画	217
第2部全般	2
第1章 国土空間的施策	
第1節 生態系ネットワーク	7
第2節 重要地域の保全	18
第3節 自然再生	1
第4節 農林水産業	4
第5節 森林	5
第6節 田園地域・里地里山	6
第7節 都市	4
第8節 河川・湿原など	13
第9節 沿岸・海洋	25
第2章 横断的・基盤的施策	
第1節 野生生物の保護と管理	50
第2節 遺伝資源などの持続可能な利用	6
第3節 普及と実践	29
第4節 国際的取組	23
第5節 情報整備・技術開発	4
第6節 地球温暖化に対する取組	8
第7節 循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組	2
第8節 環境影響評価など	10
パブリックコメントの方法に対して	3
合計	399

意見のうち、指摘を踏まえ生物多様性国家戦略2010(案)本文を修正したものについては、対応案の欄を灰色の網掛けにしている。
意見数399件のうち、重複する意見が35件あるため、掲載する意見と対応案は364件となる。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
1						<p>生物多様性条約第10回締約国会議を、単に「COP10」と表記する事を止め、「生物多様性COP10」と表記する。</p> <p>・理由 世論調査で「生物多様性」という言葉の認知度が低いのは、単に「COP10」と省略していることにも一因があると考えられる。「生物多様性」という言葉を、「文字」あるいは「記号」として、まず視覚に訴える、覚えさせる事が大切と考える。</p>	<p>本戦略では、同じ節の中で、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」と注釈を入れた上で「COP10」と使用していますので、原案のとおりとさせていただきます。なお、御意見の趣旨は今後の普及広報などにあたっての参考とさせていただきます。</p>
2						<p>【要約】日本の海洋の生物多様性については、一部を除いて分類研究や分布調査が非常に遅れているため、その実態は明らかでなく、新たな研究機関の設置や生物多様性センターの拡充により研究を積極的に進める必要がある。</p> <p>日本の海洋の生物多様性の現状について述べたいと思う。日本の海洋には確かに「豊かな種の多様性」があると考えられるが、魚類・海棲哺乳類・貝類や十脚甲殻類を除いて、分類学的研究や分布調査が非常に遅れているため、その実態は明らかではない。特に貝類や十脚甲殻類以外の「その他無脊椎動物」についてはほとんど研究されておらず、新種記載されない内に絶滅したり、絶滅に瀕している種がかなり多いものと推定される。研究の現状の具体例を、私の専門であるヨコエビ類（甲殻類）で示させてもらう。ヨコエビ類は、魚類の餌生物として、また有機物の分解者として、生態的に重要な生物だが、その分類学的研究は非常に遅れており、国内に専門家は数人しかいない。私のフィールドには約100種が生息しているが、その内の数十種が未記載種と考えられ、既知種であっても、過去の研究が不十分であったため再検討が必要なものも数十種ある。ヨコエビ類相が比較的解明されているのは西九州のみで、一部のみしかわかっていない海域が大部分で、南西諸島や小笠原諸島はほとんど手付かずの状態。このような状況であるので、どの地域が生物多様性が高いのか、どの種が絶滅危惧種なのか、全く判断できず、現状での多様性の総合評価や指標の開発は甚だ不十分なものと言わざるを得ない。</p>	<p>自然環境保全基礎調査などにおいて、これまで沿岸域の調査を実施してきたところですが、沿岸域のみならず外洋や深海において未だ生物多様性の調査が進んでいない部分について把握することは重要と認識しており、第1部第4章第2節「基本戦略」や第2部第1章第9節「1.1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全」、などに記述しているところであり、第2部第2章第4節「3.8.3 地球規模生物多様性情報機構（GBIF）」などを踏まえ、さらなる科学的データの充実に努めていきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>この状況を打開するためには、新たな施策が必要。自然環境保全基礎調査などを継続実施しても、研究の進んでいない生物群に関しては、不正確なデータが蓄積されるだけ。そのため、次の施策を提案する。</p> <p>「新たな研究機関の設置または環境省生物多様性センターの拡充による多様性研究の推進」</p> <p>海産無脊椎動物など研究が遅れている生物群について、分類学および生態学の研究を積極的に進め、各地の生物多様性を把握する。場所的には、環境悪化の進行している内湾域や、分類群によってはほとんどわかっていない島嶼部を早急に調べる必要がある。なお、分類学の研究は博物館や大学に任せればよいという意見もあると思うが、現在は、国立科学博物館などの少数の機関を除き、分類学をフルタイムで研究している人はわずかで、地方の博物館の学芸員は展示や行事への対応のため研究時間はわずか。また、大学についても、予算があまり付かないためか、分類研究をよく行っている大学は北海道大学くらいで、研究者は以前と比べて大幅に減っている。かくいう私も実は地方公務員だが、土日のみヨコエビの研究を行っている。生物多様性の高い日本の自然を守っていくために、予算獲得は大変とは存じるが、是非ともこのような施策を実施していただきたい。</p>	
3				全般		<p>今後、施策の具体化に際しては、資金面での情報開示や、それに先立つ特定分野に偏らぬ国民各階層を交えた議論が必要ではないか。またC O P 10の議題の一つに掲げられている資金メカニズムについて、少なくとも、日本政府の基本的な考え方程度の記載は必要と思われる。</p> <p>(理由)</p> <p>施策を実施するためには資金が必要であり、国民への事前情報提供や国民各階層を交えた議論などを経ず、C O P 10で資金メカニズムが議論され、結果として税金などの形で国民がその負担を負うことが懸念される。</p>	<p>資金メカニズムについては、第1部第4章第2節において、既存の資金メカニズムである地球環境ファシリティー（GEF）について「途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約のものの資金メカニズムであり、現在わが国が主要な拠出国のひとつとして参加している地球環境ファシリティー（GEF）の活動を引き続き支援します。」としている（81ページ26行目～）他、今後の検討として「生物多様性の経済評価に関する政策研究を推進し、こうした研究成果や国際的な議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手します。」と記述（82ページ13行目～）しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
4						<p>【要約】対象地を「日本国土」ではなく、「我が国が依存している我が国と世界の生物多様性」とすべき。</p> <p>全体として、内容が「日本国土における生物多様性」を対象にしているが、現在の我が国の大量消費・廃棄社会は、海外からの多大な資源輸入の上に成立しており、「我が国の生物多様性」を考えると、国土で限定するのではなく、「我々が消費・依存している生物多様性」を対象とすべきです。我が国のライフスタイルは海外資源なくして成り立たず、このライフスタイルの転換こそが、世界と我が国の生物多様性を保全し、持続可能な利用を可能にし、地球に未来をもたらすものと考えます。</p> <p>日本のような先進国が、輸入と消費・廃棄を通じて海外の資源と生物多様性に大きく依存しつつ、国家戦略の中では、自国の国土内での生物多様性保全についてのみ語ることは、非常にエゴイスティックかつ現実的効果の薄い戦略になることを危惧します。</p> <p>この考えに基づくと、戦略、現状と課題、目標、基本方針、行動計画のすべてにわたって、対象が拡大するので、そのよう全体的に反映させていただきたい。</p>	<p>他国の生物多様性に関する目標などわが国の戦略の中で規定することは困難と考えますが、多くの資源を海外に依存しているわが国の社会経済活動が海外の生物多様性に与える影響については非常に重要な観点と考えており、第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」、第1部第2章第3節「3つの危機の背景」、第1部第4章第1節「基本的視点」、第1部第4章第2節「基本戦略」などに、現状と考え方、今後の施策の方向性などを記述しています。</p>
5						<p>生物多様性条約（CBD）の精神が反映されていない。</p> <p>生物多様性条約は、南北問題、女性や先住民族の権利などを包括した条約であるにも関わらず、取りあげられているのは狭義の環境の面のみであり、国際的な日本のポジションについても、生物多様性条約の観点から日本がどのような位置にあるかの意識が欠けている。p26の記述も薄すぎる。</p> <p>日本の海外での企業活動や、国内の消費活動がどのように南北問題に影響をあたえているのかなどの視点を踏まえた記述が薄い。NGOメコンウォッチなどからの報告もあるように、ODAによって実施されている大規模インフラ事業の一部が、環境汚染や生態系破壊、住民移転などの環境社会影響を引き起こしている。これに対する戦略がp313の記述をみても薄すぎる。先住民族の権利にしても、アイヌ、沖縄（国連から先住民勧告を受けている）に触れるべきであろう。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、45ページ13行目を以下のとおり修正します。</p> <p>「具体的には、・・・を目指すことや、<u>国際機関、国、地方公共団体、企業、学識経験者、NGO、市民、先住民などの多様な主体の取組を促すための行動計画</u>・・・を提示し、これらの主体による参画・協働・活動を促進することを目指します。」</p> <p>また、その他の事項につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
6						<p>「実施状況の点検結果」を踏まえた戦略案になっていない。</p> <p>「実施状況の点検結果」からあぶり出された課題によって策定された戦略という形になっていない。</p>	<p>第三次生物多様性国家戦略の実施状況については、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において昨年7月に三次戦略策定からの実施状況の点検を行い、その結果を中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会生物多様性国家戦略小委員会に報告し、そこでいただいた御意見を反映させる形で原文を作成しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
7						<p>現在、乱開発に代表される、生物多様性を減少させている人間活動を止めることが急務であるが、その部分が軽視されている。</p> <p>CBDの「Revision and updating of the Strategic Plan: Possible Outline and Elements of the New Strategic Plan」(30 November 2009)でも、「戦略目標B」で「生物多様性の損失の直接の原因に取り組む」ことが明記されている。日本の「国家戦略2010(案)」は、事業計画、説明になっており、「何をやめるか」の明記がない。</p>	<p>生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な方針や目標、講ずべき施策などを示したものです。「何をやめるか」については、本戦略の基本方針などを踏まえ、個別に判断されるべきものと考えます。</p>
8						<p>里山・里海・自然再生について。</p> <p>すでに人の手が入ってしまった地域については里山・里海という考え方に基づいてきちんとメンテナンスを行う、あるいは再生させるということも重要である一方で、人間の手が全く入っていない手つかずの自然を出来るだけ多くそのまま保全するという姿勢がまず大事であると考え。特にサンゴ礁域や藻場、砂浜、海洋のように全貌がつかめていない生態系はまだ人間の手が入っていない部分も多いと思われる。そのような地域を無理に整備や復元などする必要はないと思うのでそのまま保全できるよう努力願いたい。</p>	<p>原生的な自然環境の保全については、第2部第1章第2節「重要地域の保全」などに記述しています。</p>
9						<p>用語があいまいである。</p> <p>例えばp75 33行目やP18 35行目0の「野生生物にとって重要な海域などに着目して」「生物多様性の観点から重要な海域を抽出」、「保護の必要性と方法を検討する」、p188の「生物多様性に配慮した漁港漁場の整備」「生物多様性に配慮した水産資源の保存」などの記述に見られるこれらの言葉にはどのようにして重要か否かを割り出すのか、生物多様性に配慮するその内容とは何かが記されていない。それらが妥当であるかどうかを示すことなくしては、意見も述べられないので、用語や方法の定義及び具体的内容の記述をお願いしたい。</p>	<p>「重要な海域」などの具体的内容や選定方法については、今後それぞれの分野において専門家による検討が行われることになっています。また、「生物多様性に配慮する」内容については、項目ごとに(具体的施策)に記載しております。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
10						<p>【要約】数値目標の対象とされている事項も、設定された目標数値も極めて不十分である。課題ごとにその重要性を明記し、優先的な課題、中期的な課題、長期的な課題とメリハリをつけるべきである。</p> <p>数値目標は、現実の行政の中で各施策がどのように取り組まれてきたかについて、客観的に評価をするための基準となる。しかし、国家戦略案においては具体的な数値目標の設定が少なすぎる。</p> <p>「原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進めます」（P89）「海域については海中公園地区としての新規指定など、保護を推進します」（P92）などという表現では、果たして本当に行政が国家戦略の実現に真剣に取り組んでいるのか、外部からの評価が不可能であるし、行政内部においても、他の様々な行政需要の中でともすれば国家戦略の優先度が下げられる結果となってしまうであろう。自然環境保全地域などは平成4年以降、今日に至るまで一件の指定もないのである。さらに今後も抽象的な目標を並び立てても、指定が進む保障は全くない。</p> <p>少なくとも縦割り行政のもとで各政策が策定され、実施されるのであれば、各施策の目標が具体的に設定され、その達成度を他の分野からも客観的に明瞭に確認できなければならない。施策の達成度を評価するための具体的指標や数値目標の設定などを、より具体的にを行う必要がある。</p>	<p>個別の施策に関する数値目標については、第2部で記述しています。</p> <p>なお、戦略の効果的な推進のための望ましい目標のあり方などについては、目標や指標の設定のあり方と併せて、今後も検討を進めていきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>また、数値目標が設定された項目についても、その数値自体が低すぎるのではないか。「ラムサール条約登録湿地を2011年までに6箇所増やす」とあるが、「500ヶ所選定した重要湿地について、国立・国定公園や国指定鳥獣保護区などの保護地域に指定されている割合は34.6%」（P163）、「干潟のうち保護地域に指定されているものは1割程度」（P39）という状況の中で、わずか6箇所の登録湿地の選定では、到底、破壊、劣化が進む湿地環境を守ることができない。「種の保存法に基づく国内稀少野生動植物種を新たに6種程度の指定を目指す」（P203、これも第三次国家戦略では10種であったものが6種に減少している）との目標に関しても、平成14年度からのレッドリスト見直し作業において「絶滅危惧種が見直し前の2,694種から、3,155種」（P32）と大幅に増加しているのに対して、この目標値が果たして有効な数値といえるのであろうか。大きな疑問を感じざるをえない。数値目標を設定するからには、その数値が達成されることによって生息環境の保全、絶滅の防止に役立つ程度の目標数値が示される必要がある。</p> <p>また、数値目標が示されることによって、施策が単なる数合わせに終わってしまうのではないかとこの点も危惧される。具体的な指定対象の選定に当たっては、環境の悪化、種の絶滅が懸念される優先度の高いものから、指定を行うべきである。</p>	
11					全般	<p>地方公共団体の役割が随所にあるが、その調査や計画作成活動を維持するための具体策の書き込みが弱いと思う。</p> <p>逆にいうと、地方公共団体の調査、情報提供能力の足腰が強ければ、本戦略にあるようなそれぞれのミッションへの貢献が可能となる。</p>	<p>地方公共団体が個々の調査や計画作成を進める上で、その全体計画となる生物多様性地域戦略の策定が重要と考えており、第2部第2章第3節「普及と実践」において「COP11（2012年）までにすべての都道府県（100%）が策定に着手していること」を目標として掲げ、その策定促進に向けた取組についても記述しています。</p>
12					名称	<p>「～国家戦略」の「戦略」という用語は、生物多様性にはなじまないため、適切な用語に変えられないか。変えられない場合、戦う相手は誰を想定しているか。諸外国？、生物？（「人間」なら分からないでもないが）。</p>	<p>平成5年に生物多様性条約を締結以降、三次にわたり「生物多様性国家戦略」の名称で策定しており、ある程度定着してきているほか、生物多様性基本法でも「生物多様性国家戦略」とされています。</p>
13					目次構成	<p>目次について意見がある。第2部第2章の最後の部分について、原案では、「第6節 地球温暖化に対する取組」「第7節 循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」「第8節 環境影響評価など」となっているが、第6、7節として、将来のあるべき社会に向けた総合的な施策について記載されている後に、「環境影響評価」という、重要ではあるが、極めて技術的な施策についての記載が置かれ、しかもその項目で「国家戦略」全体が終わってしまうというのは、いかがなものか。むしろ、6、7節のような、総合的な施策で最後をまとめた方がよいのではないかと。したがって、第8節を、第5節の後に移動させることを提案する。</p>	<p>本戦略の構成は、第三次生物多様性国家戦略の構成に基本的に従ったもので、「第6節 地球温暖化に対する取組」と特に関わりが深いことから、第6節に続く形で「第7節 循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」を新設しました。御意見の趣旨は次回の改定の際の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
14				1 ~ 2		前文の序盤では、生物多様性に対する本国家戦略の考え方、関わり方がシンプルに力強く記述されているが、対象を国内の生物多様性だけをとらえていると捉えられかねない。なぜなら、日本という国の在り方を考えた場合に、国外の生態系サービス・自然/天然資源への依存とそれに伴う生態系への負荷（エコロジカル・フットプリント）は、国内の生物多様性と同等あるいはそれ以上の影響と責任を考えるべきであるのに、その点について、この前文序盤で全く触れられていないのは、いかがなものか。（第1部P.12/L.28-36には一部記述されている）	御意見の趣旨を踏まえ、2ページ3行目に以下のとおり追加します。 「 <u>国際的にも、日本の経済社会が諸外国との密接な相互依存関係の中で営まれていることを考えれば、地球規模で生物多様性の劣化が進む中で、わが国が国際社会において生物多様性の確保のために先導的な役割を担うことが重要です。</u> 」
15				1 32 ~ 34		「しかし、近年の西洋文明との融合や科学技術の発達の中で、日本人と自然の関係は薄れ、それぞれの地域の自然と文化が結びついた特有の風土が失われつつあります」とあるが、西洋文明を取り入れ、科学技術に立脚した産業・国家を選択したのは、私たち日本人であるという主体的な責任感が感じられない。この書き方では、まるで、「西洋文明のせいで日本特有の文化が失われた」と言っているように捉えられなくない。また、資源の乏しい国として、海外との貿易あるいは海外の生態系サービス・自然/天然資源へ依存する道を選択していることにも言及すべきではないか。 修正提案 「しかし、エネルギーや資源の乏しい国として、海外との交流・貿易を通じて科学技術を発達させ、産業を育成し、社会の近代化を果たしてきた中で、日本人と自然の関係は薄れ、それぞれの地域の自然と文化が結びついた特有の風土が失いつつあります」	御意見の趣旨を踏まえ、1ページ32～34行目を以下のとおり修正します。 「 <u>しかし、エネルギーや資源の乏しい国として、海外との交流・貿易を通じて科学技術を発達させ、産業を育成し、社会の近代化を果たしてきた中で、日本人と自然の関係は薄れ、それぞれの地域の自然と文化が結びついた特有の風土が失いつつあります</u> 」
16				2 36		「この基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。」以下の記述に修正すべきである。 「 <u>生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。</u> 」 理由：基本法の目的の重要な部分を抜いて記述している。重要なのは「 <u>施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全</u> 」することである。（他1件）	御意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 「この基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、 <u>豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として</u> います。」
17				6 22		生物多様性条約第10回締約国会議の略称として単なる「COP10」をあてているが、これは他の国際会議等のCOPとの混同をまねくので、「CBD-COP10」といった表記に改めるべき。	本戦略では、同じ節の中で、最初に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」と注釈した上で2回目以降に限り「COP10」と標記していますので、原案のとおりとさせていただきます。なお、御意見の趣旨は今後の普及広報などにあたっての参考とさせていただきます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
18				6	24	<p>【要約】第3次国家戦略の実施状況の点検結果について記載すべきである。</p> <p>国家戦略案の審議に当たっては、第三次国家戦略に掲げた施策の実施状況の点検を行なった旨が記載されている。しかし、国家戦略案の中には個別の施策についての実施状況点検結果が全く示されていない。今後の戦略を考える場合、過去の戦略がどの程度実施されたか、また実施されなかった場合、その原因がどこにあるかの評価、分析、点検が不可欠であるので、この実施状況点検結果は、是非、記載すべきである。</p>	<p>本戦略案は、第三次生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果を踏まえ検討を進めています。点検結果そのものについては、本文に記載すると量が膨大になるため、本文とは別に「第三次生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 報告書」としてまとめる予定です。今後も継続的に戦略の実施状況を点検し、効果的な施策の推進や国家戦略の改定に活用していく予定です。</p>
19				6	29 ~	<p>「おおむね平成24年まで」という記述を改め、生物多様性条約第10回締約国会議で定まる新たな戦略計画に基づいて、3年以内に生物多様性国家戦略2010を改訂する方針を加筆すべきである。</p> <p>理由：新たな戦略計画に明記されるポスト2010年目標に基づいて国家戦略を改訂する必要があることは、既に生物多様性条約事務局から示されている。（他1件）</p>	<p>生物多様性国家戦略2010については、ポスト2010年目標などにおける議論を踏まえて、COP10終了後に見直しを行うべきと考えており、前文（実施状況の点検と見直し）にその旨を記載しています。</p> <p>本戦略は、見直しが完了するまでの国家戦略として、第三次生物多様性国家戦略の計画期間を引き継ぎ、概ね平成24年度までを計画期間としています。</p>
20				7	23	<p>次のとおり加入する。</p> <p>「以上のプロセスのモニタリングを行なう部署を内閣府に設け、政府のコーディネーションのもと、政府外専門家（学識経験者、NGOを含む）、関係省庁内専門家によって構成します。なお、関係省庁から選任されるメンバーは、職位・キャリア等にしばられず指名候補者自身の専門性を重視しつつ内閣府が直接指名するものとします。」</p>	<p>生物多様性国家戦略の実施状況の点検については、関係省庁連絡会議によって、関係省庁が連携してとりまとめを行うとともに、各分野の専門家によって構成される中央環境審議会に報告しています。</p>
21				7	24	<p>役割に国・企業での経済的な支援について記載があるが、森林環境税等の地方税を徴収し、その活用を行なっている地方公共団体の役割としては記載が薄い。企業からNGOへの支援にも限界があり地方公共団体からNGO支援は重要な要素であると考え。</p> <p>よって、以下の修正案が妥当である。</p> <p>修正案（28行目） 「それぞれの地域特性に応じた取組を経済的な支援を含め進めることが重要です。」</p>	<p>7ページ18行目以降で、国は「制度や指針の整備、経済的措置の拡充、…などを行い、地域の取組を積極的に支援します」としており、また、25行目で地方公共団体は「国の施策に準じた施策」を進めることが期待されるとしており、地方公共団体の施策には、地域の自然的社会的条件に応じて、経済的支援も含めたさまざまな取組が含まれることが示されていると考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
22				8	3 ~ 4	<p>NGOなどの役割として、「企業や博物館などを含む教育機関と連携してその取組を支援、促進することも期待されます」とある。もちろん企業等と連携していくことはNGOに期待されることであるが、このような連携は、「教育機関」との連携だけに限られるものではないこと、特に政府・行政機関との連携がますます重要性を増し、望まれること、企業等の取組みを支援・促進するだけでなく企業等の支援によりNGOの取組みがより効果的に発揮されるような環境整備も重要であること、などの点が欠落している。NGO等の役割があまりに限定的に表現されているのではないか（本文第5節 5 NGOや市民による取組の項には、もう少し幅広く記述されている。この内容を要約するかたちで前文に含めるべきではないか）。</p> <p>NGO等の市民・民間セクターが、生物多様性の保全・持続的な利用において、社会の中で中核的な役割を果たすプレーヤーのひとつとして、社会全体として期待し、環境整備していくという方向性が、この前文からは見て取れない。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、8ページ3～4行目を「行政機関や企業、博物館などを含む教育機関などと連携して」に修正します。なお、企業など事業者によるNGOへの支援については、7ページ36～37行目に記述しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
23	1					<p>【要約】国家戦略的枠組みでないことが問題。とりわけ(WTO等)国際経済法、戦争、情報、環境利権産業・環境害毒性産業等の利害対立するメカニズムに対応する戦略を記すべき。国際社会をどう変えるかの視点に於いて。</p> <p>「国家戦略」と銘打つなら、日本国の国力に相応しい国家戦略を計画・実施すべきである。このことは、ISO14000等の環境マネジメントシステムの「組織」を日本国に適用すれば必然である。したがって、「各々の国々が「生物多様性尊重される国」に変革されるように、日本国がどう働きかけるか」の枠組みで起案されるべきである。また、日本国が(その経済活動等を通して)他国に与える「生物多様性の危機・劣化」を最優先に削減すべきものである。</p> <p>また、その基本方針は、どのようなメカニズムで「生物多様性の危機」にさらしてきたか?」に対応するものであることを要す。「3つの危機」として「人間活動や開発による危機」とあるが、どのような人間活動が危機を与えるのかを明確にして、その最も重大な要素から対処すべきものである。些末なことから取り組むのは対処のための対処でしかなく、効果は期待できない。「生物多様性の危機」に限らず、あらゆる環境破壊・環境上の危機は、人間の経済活動・戦争(武力行為)・情報活動の相互作用によってもたらされるのであり、とりわけ、以下の方向からの対処が必要不可欠と考える。</p> <p>1. 世界貿易機関(WTO)等の「生物多様性の対策」と矛盾・利害対立する国際条約・国際機関の見直しや介入の制限。</p> <p>「生物多様性」をいまだ維持しているが、国力の大きくない国にとって多様性国益にかなうことでもある。仮にこれらの国が多様性維持の対策はかった場合、それが有効な施策であったとしても、WTOに抵触するおそれがあれば、容易に実施できない。相手国に対抗措置をとられるおそれがあるからであり、提訴で解決しようにもこれらの国には負担が大きすぎるたに事実上行えない。時間的にも実用的でない。また、これらの国で多額の対外的債務がある場合、IMF等の国際機関の介入を受けて、商品作物の輸出奨励策がとられてきた。これにより、生物圏が多大の影響をうけるばかりでなく、国内の貧困化にもつながる。これがさらに環境に悪影響を与える悪循環となりうる。</p>	<p>国際社会におけるわが国の国際貢献のあり方などについては、第1部第4章第2節「4 地球規模の視野を持って行動する」や第2部第2章第4節「国際的取組」などに記述しています。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	部 章 節	頁	行	意見	対応案
				<p>2. 経済活動の負の要素、とりわけ環境害毒性の明示化。および過去の破壊の賠償。</p> <p>環境問題の本質の一つに経済活動の「利」の「害」の情報の非相対性や、利害の享受不公正にある。経済活動に伴って利益と同時に不利益（死傷害・汚染・劣化・消費など）が発生する。商品販売に於いては、利益だけが強調され、その売り上げの大小に、どれだけ不利益があったかはほぼ影響されない。このような市場メカニズムにおいては、不利益や負の情報を隠すほど、他国に押しつけるほど利益を得ることとなる。無理に経済を拡大させればさせるほどこの傾向は強くなるはずである。日本はかつて大量の木材を輸入し、世界の森林破壊に多大の貢献をしてきたことは明白である。加えて、エビ（マングローブ林を破壊しての養殖）やパーム油の輸入を通して破壊劣化に協力している。のみならず、政府開発援助（ODA）等の国家政策を通して、環境破壊に貢献しているのである。これらの負の要素（少なくとも生物や環境に対する）を軽減するには、環境害毒性を明確化するとともに、その不利益も消費者が支払うように変更すべきである。また、過去の破壊も不当に安く買うことによってなされたわけであるから、当然算出して賠償すべきである。でないと、悪いことをした者が利益を得る構造を放置することになる（過去の製造物責任）。ただし、環境害毒性を明確化する場合、企業の自主性にたよる政策は誤りである。明確化に取り組まない方が有利になる構造を放置することになるからである。環境害毒性の予想される商品の差別化（累進の加算消費税）や、累進の（反・）広告税によって財源を担保し、環境害毒性情報の明確化・不正防止を担保すべきである。「密輸対策」を（案）中では述べているが、通常の貿易や経済活動によっても危機を招いてきたのであるから、貿易政策や経済システムを見直すことなしに、環境対策はあり得ない。</p> <p>単に環境害毒性だけでなく、バーチャルウォーター、バーチャルエネルギーなど「富」を奪われる要素もある。</p>	

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>3. 反戦争・反武力政策</p> <p>リスクの重大性を検討する場合に於いて、起こる確率は低くても、破局的な破壊の可能性をまず排除すべきである。「生物多様性」に対しても、おおよそ、間が起こしうる最大の破壊要素は、核戦争である。まず、核廃絶は早急に実施すべき政策。次に現在起こっている戦争程度のものや軍備による破壊について。たとえば、イラクの子どもを救う会 (http://www.nowiraq.com/) のの西谷氏は「イラク戦場からの報告」や「ジャーハダ」等のDVDで、放射能(劣化ウラン弾)の被害や生物化学兵器使用疑惑を報告している。人間に被害があるのだから、当然生物圏全体にも被害があるはずである。同様な戦争や兵器公害は世界各地にあるが、問題はこれが環境問題や「生物多様性」の問題と認識されていない点である。これこそ、国家政策において、戦争・兵器の人と環境の被害を明確にすべきものである。これらの資金は、自由民主党政権が使った膨大なむだ遣いに比べれば、微々たるものである。青木秀和氏の指摘によれば、日本が出したイラク戦争の戦費である、円高介入のドルで買った米国債の金額3200億ドルに比べれば(人間の経済第2期 第29号 第29号(通巻107号) 2005年9月5日刊「虚妄の極地=小泉「郵政改革」(続)」 <http://www.grsj.org/book/booklibrary/107.pdf>)そして、これらの武力がより環境破壊的なのは、武力や経済力を背景に(1で言及したような)経済条約や環境条約の交渉に於いて、自国の利益のために影響力を行使するからである。一方、対策として戦争をなくす政策は極めて簡単である。多くの戦争は資源獲得を含めて利権 によっておこるので、利権を得ていた人が最も損をするよう制度設計しなおせばよいのである(ジェエル・アンドアス「戦争中毒」2002.合同出版など)。イラク戦争においても同様である。ドル決裁権など様々な戦争利権のために、最も大量兵器を持っている国が、「大量破壊兵器を持っている」を口実に相手国に戦争を起こしたのであるから、「最も大量兵器を持っている国」を裁けないはずはないのである。イラクの子どもたちでなく、戦争を起こした張本人のみを殺すようにすれば、今後の戦争はなくなる。ただし、あくまでも、法的手続きに従って。</p>	

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>4. 環境利権産業の検証と反駁</p> <p>食料をつぶしてバイオエタノールを製造することを例にするまでもなく、「エコ商品」と言われるものは、決して地球環境全体では改善でないばかりではなく、かえって別の社会問題を含むものである。人為的気候変動（温暖化）は生物多様性に危機を与えるが、いわゆる温暖化対策も生物多様性に驚異を与えかねない。森林が二酸化炭素を吸収するのは、過去に森林破壊したからである。過去森林破壊した人に褒美を与えるような決まりをつくれば、もっと多くの森林破壊をしてもっと多くの褒美をもらおうという思う人が出てくるのは必然である。このような制度下では、温暖化対策を口実とした自然破壊・劣化を加速させることを懸念する。生物多様性の対策と人為的気候変動問題等の環境問題の対策も本来的には共通するはずである。同じ経済原理によるので。しかしながら、利権がからむと、事実を曲げられかねない。生物多様性と矛盾するような温暖化対策は、十分な検証が必要不可欠である。</p> <p>対策は、前述「2.」に準ずると共に、「社会の無駄をなくして、人的資源・環境資源をより必要なものに集中して、経済を軽くする」根本的な経済政策の転換が必要である。さもなければ、これから物質的に豊かになるうとする人々との経済拡大競争で、だれも勝者がいないことになるであろう。ジオ・カタストロフィーの現実化である。</p> <p>生物多様性危機の問題は、問題を起こしているたった一種の生物種のみが絶滅すれば、何ら問題がなくなるはずである。</p>	
24	1	1	1	9	24 ~ 26	<p>【要約】なぜ生物多様性が問題になっているのかの背景として、近年における絶滅種の数の異常な増加についてデータを示して強調すべきである。</p> <p>生物多様性という言葉がつけられた背景には、近年における種の絶滅速度が異常に高くなっているということが挙げられる。「なぜ、いま、生物多様性が問題になっているのか」というような小見出しを設けて、種の絶滅が加速していることとデータを示して強調すべきであると思う。（大絶滅と人間の活動）の項には、個々の種の激減の例が記されているが、絶滅種数の増加こそが問題である。加えて絶滅の原因についても例を挙げて説明した方がよい。</p>	御指摘のとおり絶滅速度の増加は大きな問題と認識しており、前文と第1部第4節において、人間活動が種の絶滅速度をここ数百年でおよそ1000倍に加速させていることを記述しています。また、個々の種の絶滅の原因は、第1部第1章第1節で例示しています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
25	1部	1章	1節	10	10	<p>「生態系の多様性とは・・・」について。</p> <p>「各地にいろいろなタイプの自然があること」、とする特殊・要素論的な把握ではなく、本来は、都市域全般もふくめ、どんな地域にも多様多彩な生物生息域がみられること、という把握が重要と考える。とりわけ再生をテーマとする場合は、最初から良好な特殊・個別の生態系だけを抽出・把握するような方式ではじめてしまったのでは、話にならない。本来は国土を流域などの普遍的な生態系枠組で分析し、その上でそれぞれの地域（流域）における生態系要素の多様さを保全・再生の視点から分析し保全・再生を計画する構えが不可欠。原案は、地域を、行政区域とすることを暗黙の前提としてしまっており、いずれ国土の生態的な分析にかかわる根本的な改定が必要になるところかと思う。今回はむりかとおもいますが、可能な書き加えがあれば、ぜひ試みてくださることを期待する。</p>	<p>御指摘の箇所は、「生態系」の多様性について記述したところであり、御意見の趣旨については、第1部第3章第2章「生物多様性から見た国土のグランドデザイン」に都市地域も含めた地域区分で記述しています。</p> <p>また、「行政区域とすることを暗黙の前提としてしまっており」については、第1部第4章第1節「2 地域重視と広域的な認識」や第1部第4章第2節「3 森・里・川・海のつながりを確保する」の記述にあるとおり、行政区域に限らない、広域的な視点や流域全体を対象とした取組の必要性などについて記述しています。</p>
26	1部	1章	2節	12	28～	<p>【要約】海外の資源に頼っていることの認識と責任をより明確化し、我が国の消費行動（原料調達。開発行為）の変革による生産国の生物多様性の保全と持続可能な利用の達成に向けて努力することを示すべき。</p> <p>日本人が食糧の6割、木材の8割など資源の大部分を海外に依存している現状を鑑みると、31行よりの「海外の資源を利用する我が国の消費が（中略）面もある」33行「国民ひとりひとりが気付くことが大切です」の記述は非常に弱い。せめて「我が国の消費は輸出国特に途上国の生物多様性に多大な影響を与えています。」とし、「つまり、我が国の消費行動、経済行動は生産国の生物多様性の保全と持続可能な利用に大きな責任を負っています。我が国の消費行動によって、海外の環境と生物多様性の将来が大きく変わってくることを認識し、国民生活を生産国の生物多様性の保全と持続的な利用に合わせていく努力が不可欠です。そのためには消費者だけでなく原料を調達する企業や開発に携わる企業などすべての人とセクターの協力がが必要です」に変更していただきたい。現状認識と対策についての意気込みが弱すぎる。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第1部第4章第1節「2 地域重視と広域的な視点」60ページ26行目に、以下のとおり追加します。</p> <p><u>「わが国の消費行動や経済活動のあり方が世界の生物多様性に大きく関わるという認識に立ち、国だけでなく、物品やサービスを選択して購入する消費者、原材料を調達する企業や開発に携わる企業など多くの主体の協力がが必要です。」</u></p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
27	1	1	2	12	28 ~ 36	<p>我が国の海外の生物資源（生態系サービス）の利用に起因する影響については、述べられているが、鉱物資源などの非生物資源の利用による生態系負荷について言及がない。言及すべきである。また、我が国による海外の生態系への負荷・影響が、生物多様性への影響にとどまらず、特に多くの途上国の貧困コミュニティの生活にも影響を与えている可能性があること、そもそも我が国が海外の生態系サービス（生物資源を含む）の恩恵を受けることができるがに長年にわたる現地の人々、コミュニティ、文化による保全の取り組み（現時点でどこまで効果をあげているかは別にして）があることについても言及すべきである。</p> <p>（補足意見）現状では、海外の生態系への負荷・影響については、ある程度触れられているものの、それがだれにとって影響があるのかという視点が欠落している。文脈からいくと、「日本人による生物資源の今後の持続的な利用に影響を来す」と読めなくもない。本来、地球の生物多様性が生み出す生態系サービスは、国際公共財であり、その一部を日本が利用しており、その結果がならず負の影響を伴っていること、その影響を受ける弱い立場の人々がいるという視点が欠落しているのではないか。日本の自然との共生などについての歴史や文化について、丁寧な記述をしながら、同様の視点を海外に向けて持たないようでは、世界の生態系サービスを利用する国の姿勢として、長期的に海外から受け入れられなくなるのではないかと危惧する。</p> <p>「生物多様性の持続的な利用」とは、「公共財の公正・公平な配分、負担」の上に成り立つべきであるという視点が、国家戦略を貫いている必要があるのではないか。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、第1部第4章第1節「2 地域重視と広域的な認識」において「日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、化石燃料や鉱物資源などの天然資源に大きく依存」に修正するほか、前文の1～2ページに、海外の生物多様性への影響や日本の役割について追記します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
28	1部	1章	2節	13		<p>【要約】生物多様性条約における国際的な議論からすれば、品種改良による多様性の減少については、農作物だけでなく家畜にも言及しておくべきではないか。</p> <p>日本は畜産はそれほど盛んではないが、品種改良は行われてきており、作物と同様の状況と思う。今回、「生物」から「植物」に修正されているが、逆に、家畜を包含するように、例えば以下のように修正してはどうか。 24行目「生物」を「植物」に変更せず、「生物」に戻す。 28行目「野生植物」を「野生生物」、 29行目「作物」を「作物や家畜」に変更する。 (31行目の「農産物」については、畜産物も農産物と言って良いと思う。)</p>	<p>御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 私たち日本人の食生活を支えている主な食料は、コメ、コムギ、ダイズ、トウモロコシや生豚、鶏など、ほんの数種類の作物・家畜です。国内の維管束植物（草木など）だけでも7,000種以上といわれています。数え切れない程多くの野生種の中から、人間にとって有用な生物を選抜し、交配していくという歴史が、農業の進歩であるといえます。つまり、人間は特定の生物を品種改良して、効率を上げることによって豊かになってきたところですが、その一方で、品種改良は「一様化（特定の品種に集中すること）」という面も持っています。このことは多様性と反しているようですが、これを支えるものとして、改良の選択肢を広げるためには近縁の野生生物の豊かな遺伝資源が健全に維持されていなければなりません。また、一様化してしまった作物や家畜が将来の環境変化に対応できなくなったときには、さらなる改良のための遺伝資源がなければなりません。このように効率的効果的な農畜産物の生産の基礎を支えるものとして生物多様性は重要です。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
29	1部	1章	2節	14	8~	<p>【要約】生態系サービスの一側面である文化的サービスが、人間に及ぼす精神的な恩恵や地域固有の文化や伝統を育み、豊かな社会の持続的な発展をもたらしてきたこと等、その意義と重要性を強調する。</p> <p>P15 7行「豊かな生物多様性・・・」の前に、「私たち日本人は、自然を素材・題材にした独特の豊かな芸術や文化を育んできました。このような生態系サービスの一側面である文化的サービスは、人間に精神的な恩恵を及ぼし、また地域固有の文化や伝統を育み、豊かな社会の持続的な発展をもたらしてきたことを重視し、生物多様性を尊重することが大切である」旨を挿入する。</p> <p>(理由) 生物多様性国家戦略2010(案)は、生物多様性がもたらす生態系サービスについて具体的に記載されているが、文化的側面についてはあまり重視されていない。私たちは生物多様性が従来担ってきており、今後ももたらすであろう人間社会への精神的な影響や文化の側面も強調すべきであると考えている。 私たち日本人は、その複雑多岐に亘る国土の自然特性を主因に、個々の地域の自然特性に正対しながら、自然の応力の最小化と生態系サービスの恒常的最大化を図り、生産活動と生活空間を獲得する事が必然であった。それ故に、自然は常に身近であり、それとの応答関係の中から必然的に、自然を素材・題材にした独特の豊かな芸術や文化を育んできた。 世界的な人間の精神的疾患などが社会問題化するなかにあって、生態系サービスの重要な側面である文化的サービスがもたらす人間に及ぼす精神的な恩恵を重視し、生物多様性がもたらした地域固有の文化や伝統を維持発展させることについて強調することが必要と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、15ページ7行目「豊かな生物多様性・・・」の一文を以下のように修正します。 「このように、豊かな生物多様性にも支えられ、育まれてきた文化の多様性は、私たちに精神的な恩恵をもたらす豊かな生活の基盤であり、地域に固有の財産として文化面での奥行きを増し、地域社会の持続的な発展に役立ってきたことを十分理解する必要があります。」</p>
30	1部	1章	3節	16	38	<p>「生物多様性は、それぞれの地域における人の生活と文化の基礎ともなっている」の記述は「生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。」ように修正すべきである。 理由：生物多様性基本法の前文に「生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。」と記述されてある。 (他1件)</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「生物多様性は、地域固有の財産として、それぞれの地域における独自の文化の多様性をも支え、生活と文化の基礎となっているのです。」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
31	1部	2章	1節	17 ~ 20	66 ~ 67	<p>生物多様性の危機が依然進行しており、その原因として3つの危機、すなわち人間活動や開発による危機、人間活動の縮小による危機ならびに人間により持ち込まれたものによる危機とともに、さらに地球温暖化による危機が挙げられている（P17～20）。例えば、農林水産業に関しては、上記の原因として生物多様性の劣化に大きく関与してきた内容が明記されている（P17～20）。しかしながら、農林水産業に関する記述では、原因にかかわって、里地里山における人による働きかけが生物多様性の保全に大きな貢献をしてきた視点が強調されている（P66～70）。すなわち、原因に対する施策が不明確にされる一方、原因に対する施策が重視されており、このような記述方法はバランスを欠いて大きな誤解を招く。絶滅に対処する施策は、掲げた原因ごとに個別に明記する必要がある。</p>	<p>本戦略では、わが国の生物多様性の危機の現状を踏まえ、100年先を見通したうえで、計画期間内に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性を4つの基本戦略として掲げ、生態系の区分やテーマごとの具体的な対策については第2部で記述しています。</p>
32	1部	2章	1節	17 ~ 20		<p>絶滅原因と施策の間の恣意的な対応は改めるべきである。</p> <p>生物多様性の危機が依然進行しており、その原因として人間活動や開発による危機、人間活動の縮小による危機ならびに人間により持ち込まれたものによる危機の3つの危機、そして地球温暖化による危機が挙げられている（P17～20）。そのうちの記述では（P17～20）、生物多様性の劣化に大きく関与してきた農林水産業の内容が記されている。他方、農林水産業の記述では（P66～70）、上記のうちが重視され、里地里山における人による働きかけが生物多様性の保全に大きな貢献をしてきた視点が強調されている。これらの記述と並行して、生物多様性の保全に貢献する農林水産業（P69～70）においては、田園地域や里地里山における施策が記述され、奥山自然地域における施策がほとんど触れられていない。以上の論理構成は、大きな誤解を招く矛盾であり、野生動植物の絶滅原因を明記した上でその原因ごとに個別に対応させた施策が講じられるよう、論理的に記述すべきである。</p> <p>この視点を林業に絞って述べると、以下の通りである。わが国の森林・林業に関する基本理念は、1990年代に木材生産重視から水源かん養、土砂流出防備などの国土保全、生物多様性保全などの公益的機能重視に変えられ、現在の森林・林業基本法では木材生産と上記の公益的機能を合わせて森林の多面的機能と呼んでいる。以上の森林が有する諸機能のうち、生物多様性保全機能は、他の機能発揮のための森林施業（木材生産を目的とする施業だけでなく、水源かん養や国土保全を目的とした森林の整備・保全としての施業を含む）と対立する場合が多い。既に、環境省版レッドリストでは、わが国の野生植物の減少・絶滅にとって森林伐採（森林施業）が大きな原因になることが示されている。したがって、「森林の保全」（P117）において、森林における生物多様性の劣化原因は、現在までの木材生産を主とする森林施業、すなわち人間活動や開発による危機であることを明記すべきであり、森林・林業政策の大きな課題として、生物多様性保全が可能である森林施業方法について明記すべきである。</p>	<p>生物多様性に関する3つの危機と地球温暖化の危機は、いずれも効果的な対策が必要となる重要課題であると認識しています。</p> <p>第1部では、生物多様性に資する農林水産業を積極的に推進していくという視点については、基本戦略「2 地域における人と自然の関係を再構築する」の中で記述しており、保護林政策などを含む保護地域の指定や管理による生物多様性の保全については、基本戦略「3 森・里・川・海のつながりを確保する」で説明しているところです。</p> <p>なお、個別事例として御指摘のあった「クマゲラ生息森林のための取扱方針」の作成に当たっては、クマゲラの生態などに知見を有する学識経験者などの御意見を聴いたところです。実際の事業実行に際しては、クマゲラの生息情報のある地域や具体的な営巣木の位置などの情報を有している箇所については、可能な限りクマゲラの産卵・抱卵・育雛期間に配慮した事業を行うこととしており、事業実施を延期するなどクマゲラの生息への配慮に努めています。さらに、クマゲラの生息状況の把握については、森林官などの日常業務における現地調査による把握に加え地域住民の方などからの提供情報などの積極的な活用に努めてまいります。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						個別の事例を挙げると、北海道における森林施業における貴重な動植物の保護施策として「クマゲラの取り扱い方針」が肯定的に記されている（P133）。しかし、クマゲラの実態は、「森林官の巡回によってその生息が把握され、目視確認された営巣木からわずかな距離だけ離れると伐採できる方針であるため」、生息地破壊に結果した森林施業例が余りにも多い。この記述は、実態を無視して肯定的に記述した点で、まったく納得できない。さらに、施業現場における生物多様性への配慮が記されているが（P128）、森林・林業基本計画を立案する段階で、森林施業と生物多様性保全の両立、あるいは調整が可能であるかの判断を図る、と明確に記述すべきである。	
33	1部	2章	1節	17	13	「外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱」を「「外来種および化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱」とする。農薬等が土壌の微生物相や昆虫の生態系を破壊していることも明示するべきである。（他1件）	御意見を踏まえ、「外来種」を「外来種や化学物質」に修正します。
34	1部	2章	1節	17	21	「膨大なつながりと個性によって形づくられた生物多様性の状態」とは意味不明。「悠久の時の流れの中でそれぞれの生命が網の目のように複雑に相互につながりあってきた生物多様性」といった表現にする。また「科学的認識に基づく評価と対策のための基礎的な知見が不足している」とあるが、生物多様性を保全するインセンティブの大きな要素として「美的価値・知的関心」も加えるべきである。生物・自然の美を発見したり、その不可思議さへの知的関心は、理屈ぬきにこれを大切にしようという意志をもたらす。（他1件）	「つながり」と「個性」については、第1部第1章第1節（生物多様性とは何か）で記述しています。また、生物多様性の有する価値について、美的価値などの文化的価値が重要であることは、第1部第1章2節「3 生きものと文化の多様性」などで記述しています。
35	1部	2章	1節	17	32～	すでに上述してきたことと通じるが、わが国の海外の自然資源・生態系サービスへの依存、生態系とその恩恵を受ける人々への影響は、「わが国の生物多様性の危機」の中で、その一部としてとらえる必要があるのではないかと。できれば、海外（地球全体）の生物多様性の危機について、この国家戦略の中で、とらえていることにならない。現状の記述は、明らかに国内の生物多様性、生態系のみを対象としている。	御指摘のとおり、ここではわが国の国内の生物多様性の危機の構造について述べており、その背景として第3節で、経済・社会のグローバル化などについて触れています。わが国が世界の生物多様性に影響を与えていることから、地球規模の視野を持った取組を推進していくこととしており、これらの視点に基づく施策の方向性は、第4章第1節基本的視点2、同第2節基本戦略4や第2部の関連する施策で記述しています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
36	1	2	1	17	32 ~	<p>【要約】大規模公共事業、開発行為による生息地の破壊に対して、国自身の真摯な反省、見直しが明記されるべきである。</p> <p>国家戦略案も3つの危機を挙げ（さらに地球規模でのマクロな危機として「地球温暖化の危機」をあげる）、第1の危機として「人間活動による種の減少・絶滅、生態系の破壊・分断・劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失」をあげる。第1の危機の最も大きな要因は大規模な開発行為である。大規模な開発行為による生物多様性に対する危機は、他とは対等に論じられないほどに、大きな影響を及ぼしている。そして、その大規模な開発行為の多くに、国自身が積極的にかかわっていることも無視してはならない事実である。その観点から見ると、国家戦略の危機の分析は、責任の問題をあいまいにしていると看做すを得ない。国や地方公共団体がかわかってきた開発行為については、その功罪について正当な評価が必要であるし、現在進められている開発行為については、その抜本的な見直しを検討する必要がある。一例を挙げてみよう。例えば国家戦略案のP163では「湿原の指定・保全」の項で、環境省が守るべき重要な湿地のリストとして500ヶ所を選定した旨が記述されている。しかし、この500ヶ所のリストが重要湿地であるならば、国家戦略においては、まず、これらの湿地がどのようにして守られてきたのか、あるいは開発等により危機に晒されているのか、守られていないとするとその原因はどこにあるのかの分析は欠かせないであろう。例えば、諫早湾では、潮受け堤防の締め切りによって約1550haの干潟が一気に消失し、潮受堤防の開門を命じる判決が出されたにもかかわらず、国はいまだに開門調査に応じていない。沖縄県中城湾、泡瀬干潟でも、沖縄県や沖縄市に対して公金支出を差し止める判決が確定したにもかかわらず、県や市は埋立をあきらめていない。これらはいずれも日本の重要湿地に選定されているだけでなく、戦後、埋立によって大きく面積を減少してきた干潟の中でも、比較的大きな面積がまとまって残されており、周辺海域の生態系においても重要な位置を占める、とりわけ保全される必要性の大きい干潟である。</p>	<p>様々な開発事業によって生態系などに大きな影響が生じたことは事実であり、各種の公共事業について、本国家戦略の実施などを通じて生物多様性保全の考え方が盛り込まれるよう努めていきます。また、環境影響評価法の見直しや戦略的環境アセスメントの推進など、事業に伴う環境の影響の回避・低減のための取組を進めていくこととしており、これらの施策の充実については第2部第2章第8節「環境影響評価など」に記述しているところです。</p>

No.	部 章 節	頁	行	意見	対応案
				<p>しかし、国家戦略案では、湿地の保全方法として「保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進めます。」と、今後の保護地域拡大という施策の方向が抽象的に述べられているだけであり、P103においても、第11回締約国会議までに「国内の条約湿地を新たに6箇所増やすことを目指します」（しかも第3次国家戦略では10箇所であったのであり、今回は目標が後退している）と、ただ単にラムサール条約の登録湿地数の増加が掲げられているだけである。確かにラムサール条約によって登録される湿地の数は増加しており、その点は一応、評価できる。しかし、一方で、大規模公共事業によって、新たに登録される以上の湿地が破壊されているのである。これらの公共事業による湿地破壊が本当に避けられないものであるのか、これらの公共事業が極めて貴重な湿地を破壊してまで進める価値があるものなのかについての、冷静で客観的な分析なくして、条件の整った箇所からのラムサール条約登録を行っていくことのみをわが国の湿地政策の「戦略」とするのであれば、その保全の実効性の極めて薄いものとならざるをえないのである。国家戦略案においてはたびたび「生態系ネットワーク」「自然再生」という用語が登場する。確かに、生態系を保全し生物多様性を維持、回復させるためには人間の積極的な関与が必要であることは否定しない。しかし、ネットワークの形成も自然再生も、現時点で残されている生息地を保全し、これ以上破壊しないことが大前提である。その意味で、現在残された生息地の保全は、生物多様性を保全する上での必要条件とする位置づけが欠かせない。</p>	

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>また、この点との関連で言えば、第3次国家戦略は3つの危機を深刻なものとする要因として、1番目に「生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでいない」ことをあげる（P17 20）。しかし、「国民の理解」をあげる前に国や地方自治体自身の理解不足をあげるべきである。いくら、国民の理解が進んでも、行政自身が生物多様性の重要性を認識せず、特に公共事業や開発の許認可の場面において、いまだ開発優先の思想が抜けきらずに、明らかに不用と思われる公共事業や、生息地を破壊する乱開発に対する安易な許認可が横行している現状に鑑みるならば、まず正されなければならないのは、行政（特に開発、公共事業に関わる行政）の姿勢である。</p> <p>国家戦略案は都市的土地利用への転換面積、埋立面積が減少している旨、指摘しているが、明らかに水需要が減少しているにもかかわらず建設が続く巨大ダム、人口密度が低い北海道で延伸される高速道路、減反政策の一方で続けられる諫早湾干拓などの事例を見るにつけ、人口減少、経済成長の低下が、そのままストレートに開発圧力の低下につながるものではないことは明らかである。国家戦略案においては、最大の自然破壊要因である大規模公共事業に対する真摯な反省と現在行われている公共事業に対する見直しが述べられるべきである。</p>	
37	1部	2章	1節	17	38 ~ 40	<p>「高度経済成長期やバブル経済期と比べると近年比較的少なくなり」という記述があるが、沖縄県では未だに大規模な開発工事が行われている。きちんと現状を把握いただくよう要望したい。レッドリストの見直しを行うようだが（p32）、見直しを行うまでもなく現在リストに掲載されている生物種が開発等により刻一刻と失われている現在の状況を何とかしていただきたい。</p> <p>実施状況の点検結果（案）を見ても、まだサンゴ礁域の現状把握やモニタリング方法などはこれから行うことが課題として記されている、いったんは全ての開発工事の計画自体を見直し、まず現状を把握することから始めることが生物多様性の保存に一番効果的である。失われた生物は後からは戻って来ないことの認識をお願いしたい。</p>	<p>第1の危機については、「林地や農地から都市的土地利用への転換面積や沿岸域の埋立面積を見ると、高度経済成長期やバブル経済期と比べると近年比較的少なくなり、安定化に向かっているといえます。しかし、その程度は鈍化したものの影響は続いています。」と記述しています。</p> <p>また、第1部第4章第1節「基本的視点」の1番目に、「科学的認識と予防的順応的態度」を掲げています。</p>
38	1部	2章	1節	18		<p>「生物多様性の危機の構造 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機」の部分で「外来種が地域固有の生態系に対する大きな脅威となる」とある。近年サンゴやマングローブなどの移植活動が流行しており、また環境影響評価関係の書類には必ず環境保全措置として生物の移植・移動があげられているが、これらも移入種・外来種となりうる存在である。従ってこれらに関してもきちんとリスク評価・管理を行うことを要望する。</p>	<p>御指摘の趣旨も踏まえ、環境影響評価法の対象となる事業において、事業による外来種の影響が懸念される場合には、環境影響評価書について必要に応じて環境大臣意見を述べるなどにより適切な対応を促します。また、その他の事業・活動においても、安易な移植・放流などが行われないよう普及広報に努めていきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
39	1部	2章	1節	18	24	<p>「里地里山を中心に、シカ、サル、イノシシなど一部の中・大型哺乳類の個体数や分布域が著しく増加、拡大し」を「地域によっては農作物に依存したシカ、サル、イノシシなど一部の中・大型哺乳類の個体数や分布域が著しく増加、拡大」とする。過疎化等によって農耕地を管理できなくなったところに野生鳥獣が農作物を餌として依存することが問題であることを明記するべきである。明治以降、高度経済成長期まで開発や狩猟圧が野生動物の生息域・生息数を著しく圧迫してきたことへの反省の立場に立てば、これらの哺乳類は個体数や分布域が回復してきたと言うこともできる。</p> <p>(他1件)</p>	<p>農作物への依存度は地域や種によっても異なっていると考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、管理できない農耕地の農作物に野生鳥獣の依存度が高まることは問題と考えており、「深刻な農林業被害や生態系への影響が発生しています。」と記述しています。</p>
40	1部	2章	1節	18	30	<p>【要約】「第3の危機（人間により持ち込まれた外来種や化学物質による危機）」として、外来種と同様に化学物質の蓄積による生物種への影響が問題であることを示すべきである。</p> <p>説明会での発表では、「第3の危機」には外来種が主に取り上げられ、化学物質に関してはあまり触れられませんでした。しかし、環境ホルモン、農薬の生物濃縮、重金属汚染による人的危害、石油化学製品であるプラスチックごみの氾濫、原発からの放射性廃棄物など、化学物質による汚染は増加する一方である。生物多様性の根幹をなすのは個々の種の存続を保証することであることから、種の維持に大きく影響を及ぼす化学物質による汚染に関しては、注意を喚起すべきである。本項では「化学物質による生態系への影響」に触れられているが、種そのものへの影響についても記載した方が良い。</p>	<p>御意見を踏まえ、19ページ8行目に、種に対する影響として、以下のとおり追加します。</p> <p>「例えば、1962年（昭和37年）に米国で出版された「沈黙の春」が指摘したDDTなどによる鳥類への影響や、わが国でも発生したトリブチルスズによる貝類への影響などの事例があります。」</p>
41	1部	2章	1節	18	32	<p>「第3の危機は、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。」も意味不明。「第3の危機は、人間が目先の利益のために持ち込め生物や化学物質などが生態系に思いもよらぬ攪乱を引き起こすという危機です。」とする。複雑系の生態系に対して、単純な因果関係で結果を求めようとするところからくる自然界からのしっぺ返しと言ってもよい。また、化学物質については、一般論ではなく、使用量も散布域も最大で、食物連鎖の中に組み込まれてしまう農薬について明記すべきである。</p> <p>(他1件)</p>	<p>外来生物や化学物質は、意図的なものに限らず、人間活動に伴いさまざまな形で持ち込まれ、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、原案のような記述としています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
42	1部	2章	1節	18 200 215	30 3 14	<p>外来生物に関する問題は、「節」を別途設けて、個別に施策を記述すべきである。また、表記の仕方は、「外来種」ではなく「外来生物」とすべきである。また、外来生物法の改正についても記述すべきである。</p> <p>理由：第3の危機として外来生物の影響が新・生物多様性国家戦略以降、記述されている。しかしながら日本の生物多様性の3つの脅威の一つとしてあげられているにもかかわらず、第2部の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の第2章の野生生物の保護と管理に一部、記述されているだけである。生物多様性条約締約国の中でも外来生物は、一つの重要なテーマとして取り上げられている。</p> <p>(他1件)</p>	<p>外来生物対策は、野生生物の保護と管理に関連する問題であるため、第2部第2章第1節の中で記載していますが、外来種問題は、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る上で極めて重大な問題と考えています。</p> <p>また、「外来生物」は、外来生物法で「海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されています。ここでは、国内の他地域から導入された生物も含む一般的な用語として「外来種」を使用しています。</p> <p>さらに、P216の29行目には、法施行5年後の施行状況の検討について記載しているところです。</p>
43	1部	2章	1節	19	5 ~ 12	<p>化学物質の例が漠然としているので、鉛散弾による水鳥の中毒死から環境ホルモンによる貝類のオス化など具体例を加えた方が良いのではないかと。また人間に持ち込まれた輸入外来生物による病気のことについても触れた方が良いのではないかと。</p>	<p>御意見を踏まえ、19ページ8行目に以下のとおり追加します。</p> <p>「例えば、1962年（昭和37年）に米国で出版された『沈黙の春』が指摘したDDTなどによる鳥類への影響や、わが国でも発生したトリブチルスズによる貝類への影響などの事例があります。」</p>
44	1部	2章	1節	19	14	<p>危機をより正確に表現して、「地球温暖化」を戦略内で一貫して「気候変動」と改めるべき。</p> <p>本戦略では、「地球温暖化」という用語が使われているが、地球温暖化は、気候変動という現象の一部ではないか。温暖化することだけが、生物多様性に影響を及ぼすのではなく、それも含めたより大きな「気候変動」が大きな危機である。IPCC-AR4への言及もあるが、AR4で報告されているのも、気候変動による生物多様性への影響のほずである（本戦略P.19/L.30には、事実「生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱であり」と記述されている）。ここでは、項目タイトルも含めて、「気候変動による危機」とすべきではないか。</p>	<p>地球温暖化が気候変動の一部であることは御指摘のとおりですが、気候変動のうち地球温暖化が生物多様性に与える影響は大きい予測されること、かつ、一般に広く認識されている用語であることを考慮し、「地球温暖化」の方を用いています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
45	1部	2章	1節	19 21 80	40 30 39	<p>【要約】温暖化の影響に関する情報を、早期に国民へ伝えられるような手法を検討してはどうか。</p> <p>全くこの通り。他の箇所でも述べられているが、影響に関する情報を、断定的・確定的な表現を伴って、公式に発表するのは、相当の時間を必要とすることだし、その困難さから、国民には、ややばやけた情報の伝わり方になりがちだと思われる。そこで、温暖化による影響の可能性について、何段階かのレベル（尺度）を設けるか、天気予報の降水確率のように、何%程度という表現を使いながら、影響の可能性があり得ると思われる情報を、いち早く国民に伝えておくことで、より多くの関係情報を収集する上で国民の協力を得やすくなり、また影響への対策について、発生現場での検討も早めに開始して、リスクを少なくすることが期待できる。</p>	御意見のとおり、地球温暖化による生物多様性への影響については、比較的長い時間スケールを経て変化が生じること、人間活動など他の要因との複合的な影響として生じるものもあることなどから、その把握は難しい状況となっています。現在、温暖化の影響も含めた国土の生態系の状況の変化の把握に努めているところであり、第1部第4章第2節「4 地球規模の視野を持って行動する」にも取組の方向性を記述しています。御意見の趣旨も踏まえ、今後の検討を進めていきます。
46	1部	2章	1節	19	40	<p>誤解を招く表現を改めるとともに、「予防原則」に則った対応の姿勢を明らかにすべき。</p> <p>提案 「気候変動による生物多様性への影響の把握に努めると同時に、生物多様性の観点からも気候変動の緩和策と適応策を、予防原則に則り検討していくことが必要です。」</p> <p>「地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努め、その緩和と影響への適応策を（後略）」とあるが、ここでの「緩和」は、文脈上「生物多様性への影響の緩和」と読めてしまうが、これは「地球温暖化（気候変動）の緩和」が正しいはず。また、まず「影響の把握」、その次に「対策の検討」と読めてしまうが、影響が観測される段階までなってしまっただけでは手遅れであるため、表現の改良が必要。</p>	御意見を踏まえ「このため、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、 <u>生物多様性の観点からも地球温暖化の緩和と影響への適応策</u> を検討していくことが必要です。」に修正します。
47	1部	2章	1節	20	1	<p>気候変動の緩和は、国内の対策に限らないことと、生物多様性保全の観点からの「地球温暖化の緩和策」の代表例のREDD+について、積極的に進めていく姿勢を表明する記述を追加すべき。</p> <p>気候変動の緩和は、全地球をひとつの単位として進められるものであり、国内の対策に限るべきでない。そして、生物多様性保全の観点からの「地球温暖化の緩和策」の代表例である「森林破壊・劣化に由来する排出の削減（REDD）」（生物多様性などへの配慮も含めて「REDD+」）に言及するべきではないか。REDD+は、温暖化緩和策であると同時に、生物多様性保全策であり、また生態系の機能を利用した適応にもなりうるものであり、気候変動枠組条約COP15において、わが国も積極姿勢を示した。そのことを、生物多様性の観点からも触れるべきである。この点については、次節（第2節 地球温暖化と生物多様性）においても、詳述されるべき。</p>	本節は、国内における各種危機の実態について記述しており、REDDもしくはREDD+を含めた対策について記述するのは、文書の構成上必ずしも適切ではないと考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
48	1部	2章	2節	21	25	近年被害が目立つ「ナラ枯れ」についても、温暖化が間接的にでも影響していないのか、国や県による専門的な調査が速やかに進められることが望まれる。	ナラ枯れ被害については、その拡大が懸念されているところであり、第2部第1章第5節1.4「森林の適切な保全・管理の推進」に「ナラ枯れ対策の推進」について記載しております。
49	1部	2章	2節	21	27	この後に「、ナラ枯れ」被害の拡大・・・と追記を提案する。昨年11月、宮城県内でも確認されたことにより、東北全域でナラ枯れ被害が確認されたことになる。一方で落葉広葉樹林の植林が進められる中、ナラ枯れの被害拡大は今後由々しき課題となることが懸念される。	ナラ枯れ被害については、その拡大が懸念されているところであり、第2部第1章第5節1.4「森林の適切な保全・管理の推進」に「ナラ枯れ対策の推進」について記載しております。 なお、地球温暖化とナラ枯れ被害拡大との因果関係は明らかではありません。
50	1部	2章	2節	22	15 ~ 16	<p>【要約】地球温暖化に関しては、間接的に引き起こされる気象変動による影響が大きいと考えられるので、そのことをもっと強調すべきである。</p> <p>「気候変動に伴う異常気象の影響」に関しては、ここに簡単に触れられているだけである。しかし、温暖化の影響は、1~3 程度の気温の上昇に伴う直接の影響よりも、地球温暖化と都市のヒートアイランド現象とが相乗することで大気循環に影響を及ぼし、その結果としてもたらされる気象変動による影響の方が大きいのではないかと思われる。陸地の地形や海洋の循環等にも影響を受けるであろうが、温暖化が引き金となって、これまでと異なる気象パターンが引き起こされることは「干ばつや熱波などの極端な気象現象が増加」することだけでは留まらないであろう。これまで湿潤であった地域が乾燥化に向かうことや、乾燥した条件で維持されてきた地域に豪雨がもたらされ、耕土が流出することなどが起こりうる。こうした事象が野生生物の生息地の破壊・喪失を引き起こす可能性がある。また、冬が暖かくなったり、逆に夏が寒くなったりという異常気象がもっと頻繁に起こるようになれば、野生生物の繁殖活動が阻害されることも考えられる。さらに、モンスーン地帯にある日本では、気象の変化によって必要な降水量が得られなくなることは水田が維持できなくなることにつながる。気象変動を視野に入れた農業生産の方向性を探っておかなければ、現在の生物生産のシステムが崩壊し、穀物など人類の生命維持にとって欠くべからざるものの生産量が減少する恐れがある。</p> <p>このように、温暖化が直接野生生物の分布を変えて行くことよりも、同時あるいはより早いスピードで、気象変動（異常気象）がもたらされる場合があることについて強調する必要がある。</p>	御意見を踏まえ、21ページ24行目に「さらに、 <u>近年、世界各地で、強い台風・ハリケーン・サイクロンや集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象による災害が頻繁に発生しています。異常気象の発生に温暖化が関与していることを断定することはできませんが、温暖化が進行することによって、このような異常気象の数が増加し、強さも増す可能性が指摘されています。</u> 」と追加します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
51	1部	2章	2節	22	17 ~ 23	石灰化が難しくなりサンゴやプランクトンが失われることで危惧される影響は、漁獲量に対してだけではなく、温暖化を加速させる悪影響も危惧されるので、この点にも言及すべき。 理由：海洋のCO2吸収能力に大きく寄与している、これらの生物が失われるということは、海洋のCO2吸収量自体の低下を意味し、大気中CO2濃度増加から温暖化の加速へと展開する恐れがある。また殻をつくるプランクトンの代表種である円石藻類が生成する硫黄化合物は、大気中に放出されて雲の形成を促進し、太陽光を遮蔽することによって、気温を低下させる役割を果たしているため、プランクトンの喪失は、このような気温上昇の緩和効果の喪失を意味する。	サンゴや円石藻類が大気や海洋のCO2濃度と深い関わりを有することは御指摘のとおりと考えていますが、温暖化への影響については、石灰化による炭酸カルシウムの固定とCO2の放出、光合成と呼吸、雲の生成による太陽光の反射と温室効果の増加など相反する影響を及ぼす複雑な反応があり、断定的な予測が困難であることから、ここでは、大気や海洋の二酸化炭素濃度の変化が海の生物多様性の変化を通じて人間に大きな影響を与える可能性を指摘していません。
52	1部	2章	2節	22	24	山形県を含む東北地方でも、「ヒトスジシマカ」が増加している可能性があるため、この名前も記載することで、現実味を感じやすいものとなる。	御意見を踏まえ、「ネットアイシマカやハマダラカ、ヒトスジシマカといった」に修正します。
53	1部	2章	2節	23	5	緩和策は世界をひとつの単位としてとらえるべきであり、生物多様性保全にも直接貢献するREDD+について、日本の積極姿勢をセクション冒頭に記述すべき。 気候変動の緩和は、全地球をひとつの単位として進められるものであり、国内の対策に限るべきでない。「森林破壊・劣化に由来する排出の削減（REDD）」（生物多様性などへの配慮も含めて「REDD+」）は、温暖化緩和策であると同時に、生物多様性保全策であり、また生態系の機能を利用した適応にもなりうるものである。資金面も含めて国際的に準備が進展している対策であり、気候変動枠組条約COP15において、わが国も積極姿勢を示した。生物多様性の保全に直接効果があるREDD+について、わが国の積極姿勢について国家戦略で言及すべき。また、その効果の大きさや地球規模の生物多様性保全への直接的関係性の強さを踏まえ、REDD+の言及はこのセクションの冒頭に加えるべき。	本節においては対応策の方向性を記述しており、引き続き方法論などの議論が行われているREDDなどの個別の方策について言及することは、文書の構成上必ずしも適切ではないと考えます。なお、本節では、REDD+に直接言及はしていませんが、それに関係する森林の劣化や減少の防止、土壌の保全については記述しています。
54	1部	2章	2節	23	5 ~	風力発電と絶滅危惧種の保全の両立。 温暖化対策のために導入された風力発電施設の一部においてオジロワシ、オオワシ、イヌワシなどの絶滅危惧種の鳥類が衝突する事故が発生しており、その防止策と適正な導入の方法が必要とされていること、対策のための事業が実施されていることを記述すべき。	御指摘を踏まえ、第2部第2章第6節301ページ35行目及び第2部第2章第7節306ページ19行目に「 <u>風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故（バードストライク）が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害の一つとなっていることから、風力発電施設へのバードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。（環境省）</u> 」と追加します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
55	1部	2章	2節	23	7 ~ 30	<p>気候変動の緩和策には、単なる時間稼ぎというより生物多様性の保全に直接的に貢献する可能性があることを正確に伝えるべき。国内対策は、積極的な国際的貢献とあわせて記述すべき。</p> <p>緩和策を時間稼ぎ（時間的猶予）にとらえた場合、稼げた時間が、進化や生息地の移動に必要な時間と比較して意味がある長さであるとは限らない。また、時間が稼げるというのは気候変動緩和策の二次的な効果であり、もっと重要なのは、生物多様性の保全に直接貢献できる効果である。その代表例が「森林破壊・劣化に由来する排出の削減（REDD）」（生物多様性などへの配慮も含めて「REDD+」）である。国内の取組みのを記述するだけでなく、世界における日本の影響力と責任を踏まえた国際的な対策についても記述し、気候変動と生物多様性の関連性の深さを伝えるべき。</p>	御意見の趣旨は23ページ18行目「多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の劣化や減少を防ぎ、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原や草原を保全し、不耕起農法などの温室効果ガスの排出を削減する農業を実施することなどは、生物多様性の保全だけでなく、地球温暖化の緩和という観点からも重要です。」に含まれていると考えます。
56	1部	2章	2節	23	26	<p>【要約】生物への影響をもっと考慮すべき現状から見た対策の在り方。</p> <p>基本はこの通りだが、まだまだ世間では、生物への配慮が不足している感がある。そのため、「人間にとって」好都合な施策に陥ることのないよう、生物への影響をより重視したとしても、長期的に見て、人類の将来を守るために必要なケースもあるという認識を国民が持てるようになることが望まれる。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、生物多様性への正しい理解が広く社会に浸透し、生物多様性への配慮が日々の暮らしや社会経済活動に組み込まれるよう、第1部第4章第2節「1 生物多様性を社会に浸透させる」に掲げられた取組などを進めてまいります。
57	1部	2章	2節	23	38 ~	<p>温暖化の適応策を指摘するにあたっては、豪雨、渇水などの水循環にかかわる基本的影響を認識していることが明確に読み取れる記述が欲しい。</p>	御意見を踏まえ、21ページ24行目に「さらに、近年、世界各地で、強い台風・ハリケーン・サイクロンや集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象による災害が頻繁に発生しています。異常気象の発生に温暖化が関与していることを断定することはできませんが、温暖化が進行することによって、このような異常気象の数が増加し、強さも増す可能性が指摘されています。」と追加します。
58	1部	2章	2節	23	39	<p>「温暖化による生態系への影響は完全には避けられないこと、適応策の実施にはコストを要することなどを前提として、対処方法について、科学的知見に基づき、社会的な合意形成を図ることが重要です」と修文。</p> <p>気候変動と生物多様性についてのセクションであることから、焦点がそれる記述はすべきでないと考えます。また、「生態系サービス」は、「生態系の機能」について視点を変えて整理したものであるといえるため、前者に優先順位をつけながら（喪失することも止むを得ないものを選ぶことを暗示）、後者を損なわないとは、矛盾する。推敲が必要と考えます。</p>	御意見のとおり修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
59	1部	2章	2節	24 80	4 8	<p>【要約】専門家による情報と、専門家以外の情報の集約。地域における調査体制の可能性。</p> <p>専門家による正確な調査・研究による情報と、国民からの一般的な情報の両方を集約できる体制が好ましいと思う。現状では、断片的な情報が散在している感があり、地域の中に十分な調査体制が無く、予算措置なども不足しているのではないと思われる。各地域の調査体制として、環境NPO、都道府県の地球温暖化防止活動推進センター、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員、温暖化対策地域協議会などが協力できるような枠組みや予算的な措置があれば、調査体制の確立が早まる可能性はあると思われる。</p>	御意見のとおり、温暖化を含むわが国の自然環境に関する基礎的情報の整備強化を図るため、市民を含む多様な主体の参画による情報の収集とその集約は重要だと考えております。御意見の趣旨は今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。
60	1部	2章	2節	24	4	<p>予防原則に則り、現在の知見に基づき対策を進めると同時に、モニタリングを行い、それにより新たな知見が得られた段階で必要な変更を加えるという順応管理の仕組みを確立するということを明確にすべき。</p> <p>既存の科学的知見で変化が予測できないわけでも、対策が設計できないわけでもないため、まず影響を把握してから対策を考える、と理解できる記述は適切でない。エコロジカル・ネットワークなど、具体的な対策は数多くあるはず。予防原則に則り、まずそれらを実行しながら、あわせてモニタリングの体制を整備し、順応的な管理を行うというのが論理的な段落構成であり、実際にも効果的であると考え。</p>	予防原則と順応的管理については、すべての施策を展開する上で不可欠な共通の基本的視点として、第1部第4章第1節の1番目に記述していますが、御意見を踏まえ、より誤解のない表現とするため、24ページ4行目の「まずは」を削除します。
61	1部	2章	3節	26	29	<p>【要約】大量消費型社会とライフスタイルという危機の認識。</p> <p>3. 経済・社会のグローバル化の項目は、内容が物流による外来種の移入に偏っている。</p> <p>しかしそもそも「第3節 3つの危機の背景」には、現在の大量消費型社会・ライフスタイルそのものが国内・海外の生物多様へ及ぼす影響を含めるべきであり、外来種の移入は、その一部に過ぎない。大量消費型社会とグローバル化により、先進国の資本が生態系に回復不可能なダメージを与えたことを、危機の背景として認識すべきである。このことは、28Pに紹介のあるミレニアム生態系評価においても、20世紀後半に世界の生態系がかつてないスピードで変化し、人間が種の絶滅速度を1000倍に速めているとの認識として記述されている。</p>	御意見の趣旨を踏まえ、27ページ15行目に「また、 <u>大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造が定着し、原材料やエネルギーの調達、温室効果ガスの排出、廃棄物の処理などを通じて、国内外の生物多様性に大きな影響を及ぼしています。</u> 」と追加し、15行目の「また」を「 <u>さらに</u> 」に修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
62	1部	2章	4節	29	26	<p>【要約】森林減少面積から植林面積を差し引かないこと。</p> <p>林減少面積については、植林・回復面積を差し引くべきではない。理由は、植林されたものは、天然林とは構成も、規模も異なり、主に減少している熱帯林のバイオマスと、植林によって再生されているバイオマス量は全くことなるため、単純に面積で比較することは殆ど意味を成さないと考えられるからである。さらに、植林の成否は、数年から10年以上かからないと分からない場合もある。</p>	<p>FAOの世界森林資源評価には、植林などを含めた各国の森林面積の変化についてのデータが示されており、植林などを差し引かない減少面積を示すことは困難であるとされています。このため、同じ段落では、森林面積が減少した各国の計(=1290万ha)を記述しています。なお、御意見のあったことを踏まえて、当該部分を以下のとおり修正します。</p> <p>「なお、世界の森林面積は、植林、植生の修復、森林の自然回復による増加面積を差し引いた場合でも年間約730万haの減少(日本の国土面積の約5分の1)となっています。」</p>
63	1部	2章	4節	30	36	<p>日本列島の生物多様性は、世界の生物多様性のホットスポットの一つであり、日本は先進国の中で最高レベルの生物多様性を擁している。この生物多様性は日本が有するかけがえのない資源であるが、そのこと世界的に見た重要性が国家戦略の中では十分触れられていない。例えば、日本の生物多様性(P30)や世界とつながる日本の生物多様性(P36)の中で、そのことが明記されるべきである。</p>	<p>世界的に見たわが国の生物多様性の特性については、30～31ページの(日本の生物多様性の特徴)に記述しており、この中で豊かな生物相を有していることを具体的に説明しています。</p>
64	1部	2章	4節	30	4 5	<p>「赤潮」をとる。</p> <p>理由：前後の文言(重金属、プラスチック等)はヒト由来のものだが、環境変化によって引き起こされる赤潮は生物の増殖の結果であり、それらと並列とはならないと考える。</p>	<p>赤潮の発生原因の一つである富栄養化は、人間活動に起因する場合も含まれると考えますので、海洋汚染による生物多様性への影響の1つとして記述しています。</p>
65	1部	2章	4節	31	32 70	<p>レッドリストの見直しのみならず、種の保存法の見直しについても記述すべきである。省庁の利益に基づかない絶滅危惧種のリスト化(例：改正哺乳類)とリスト化のプロセスにおける透明性を確保すべきである。</p> <p>理由：種の保存法は、内外の絶滅の恐れのある野生生物を保全する目的もあるが、日本が生物多様性条約を批准する為に作られた背景も一方である。しかしながら絶滅の恐れのある種は増加する一方、遅々として種の指定や保全の施策が進んでいない。種指定のリスト化とプロセスの透明化も含めて、抜本的な見直しの時期に来ている。</p>	<p>202ページ35～39行目の記載のとおり 今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしており、その中で検討していきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
66	1部	2章	4節	31 147 180 182 183 187 188		「干潟」に、「(その後背部分にあたる、いわゆる)「ヨシ原」」を追加してほしい。 干潟は定義しづらい存在。かつ、日本の海岸線の特徴づけてもいる。中でも、人工干潟と違う特性をもつヨシ原は、風景もそこに棲息する無脊椎動物を中心とする小さな生物も、植生がない、裸の干潟とはまったく違う。後者の干潟との連続的な意味も注目されてきている。ヨシ原を選択的に棲息地としている生物は、地味でまだ生態の多くが解明されていない、隠れた、しかし日本人にとって身近な生物であるはず(シオマネキやハマガニ、アシハラガニ、有肺類の貝類など)。現在、ヨシ利用がほとんどなくなっているという伝統文化的な意味でも忘れられがちな位置にあるので、敢えて併記する必要があると思う。	御指摘の通り干潟を含む浅海域の湿地には自然的条件に応じた多様な生態系が成立しており、それらを列記することはできませんが、第2部第1章第9節「1.3 藻場・干潟の保全・再生」に記述しており、これらの相互のつながりやネットワークの形成を認識し、残された藻場や干潟の保全を図っていくことが必要と考えております。
67	1部	2章	4節	31 ~ 32 70 97 201		絶滅の恐れのある種のリスト約2700種の内、わずか3%しか種の保存法の種指定がされていない、法制度上の問題点を見極める方針を明記すべきである。 理由：種の保存法は、内外の絶滅の恐れのある野生生物を保全する目的もあるが、日本が生物多様性条約を批准する為に作られた背景も一方である。絶滅の恐れのある種のリスト約2700種の内、わずか3%しか同法による指定がなされていない中、このごく限られた指定種の保護増殖事業で、生物の多様性の確保にどのように寄与できるのか？指定された種の状況把握や措置の効果性評価に留まるのではなく、種の指定そのものの不十分性や保全の施策が進んでいない根本的な原因を見極める方針を明記し、第2部の行動計画でも具体的施策を検討すべきである。	202ページ35~39行目の記載のとおり 今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしております。
68	1部	2章	4節	31	1 ~ 8	日本近海の海洋生物に関する記述に、海洋生態系を代表する分類群である海鳥の生息種数(104種)を入れるべき。	御意見を踏まえ、「日本近海には、世界に生息する112種の高緯度哺乳類のうち50種(クジラ・イルカ類40種、アザラシ・アシカ類8種、ラッコ、ジュゴン)、世界の約15,000種といわれる海水魚のうち約25%にあたる約3,700種、同じく約300種の高緯度海鳥のうち122種が生息するなど、豊かな種の多様性があります。」に修正します。
69	1部	2章	4節	34	30	「その軌跡の回避に向けて個体数管理、生息環境管理や被害防除対策などの総合的な保護管理対策を実施していくことが必要です。」を、「その軌跡の回避に向けて被害防除対策、生息環境管理、個体数管理などの総合的な保護管理対策を実施していくことが必要です。」と順番を変える。まず捕獲ありきという方針からの転換のためにも、重要性の順位をつけて書くべきである。(他1件)	御意見のとおり修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
70	1部	2章	4節	35	7 ~ 11	ノヤギもノネコも日本の在来種ではなく、「国外に生息・生育する動植物種」に含まれるので、この段落はおかしな文である。下記のように改稿されることを提案する。 「特に生物多様性の保全状重要な地域である高山帯や島嶼では、それまでなかった生物が持ち込まれることで大きな影響を与えるおそれがあり、例えば小笠原諸島のノヤギや沖縄本島やんばる地域のノネコは、在来生態系保全のために駆除がすすめられています。」	御意見を踏まえ、34ページ34行目を「近年、本래国外に生息・生育する動植物が」35ページ7行目を「また、例えば小笠原諸島の」に修正します。 あわせて、215ページ30行目を「また、小笠原諸島におけるノブタ・ノヤギ対策や国立公園におけるオオバコの除去なども含め、外来種の防除が実施されています。」、217ページ16行目を「国内の他地域から持ち込まれる外来種などについては、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。（環境省）」のように修正します。
71	1部	2章	4節	35	15 ~	「影響調査が行われた結果・・・」については、「影響調査が行われましたが・・・」とすべきでは？	御意見を踏まえ、「影響調査が行われました。その結果、野外での両生類の死亡事例は確認されませんでした。今後引き続き、」に修正します。
72	1部	2章	4節	36 47		【要約】世界とつながる生物多様性にエコロジカルフットプリントの視点を加える。 「世界とつながる生物多様性」として、渡り鳥や回遊性魚類などの記述のみであるが、日本のエコロジカル・フットプリント（日本の面積の15倍と言う試算がある）の大きさ、大量消費型社会による海外の生物多様性への依存について、記述すべきであろう。 47P23行からの段落には、「わが国と世界の生物多様性とのつながり・・・（中略）地球生態系の保全・再生への積極的な貢献は（中略）わが国の責務です。」と記述されている。この部分は上記P36の記述の強化と合わせ、連携・呼応した文章にすべきである。	わが国が海外の生物多様性に依存していることについては、第1部第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」、第1部第2章第3節「3つの危機の背景」、第1部第4章第1節「基本的視点」などに記述していますが、御指摘も踏まえて、第1部第2章第3節に下記の一文を追記します。 27ページ15行目「また、 <u>大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造が定着し、原材料やエネルギーの調達、温室効果ガスの排出、廃棄物の処理などを通じて、国内外の生物多様性に大きな影響を及ぼしています。</u> 」 なお、御指摘のエコロジカル・フットプリントのように、人間の環境影響を数値などでわかりやすく示すことは重要であり、エコロジカル・フットプリントの考え方も参考にしながら、生物多様性の総合評価の検討などを進めていくこととしています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
73	1部	2章	4節	36		<p>「日本での木材、パーム油、鉱物資源など原材料の調達・消費による海外の生物多様性への負の影響があることを認識し、それらを軽減するための対策をとることは、日本が世界の生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献することになる。」を加える。</p> <p>・理由 第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」の「2暮らしの基礎」でも触れられているとおり、食料や木材などの自然資源の多くを海外に頼る日本にとって不可欠な視点である、海外から輸入される自然資源の持続可能な利用の実現について、「世界とつながる日本の生物多様性」と題される部分でも強調される必要がある。</p>	御指摘の第1部第2章第4節「生物多様性の現状」は、生態系あるいは種レベルでの世界とわが国の生物多様性の状況について記述したところになります。御指摘のような社会的経済的側面については、第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」に加え、第1部第2章第3節「3つの危機の背景」や第1部第4章第1節「基本的視点」に記述しています。
74	1部	2章	4節	36	12 ~ 13	<p>「クロツラヘラサギは黄海沿岸の離島で繁殖し日本で越冬しています。」 「クロツラヘラサギは黄海沿岸の離島で繁殖し日本や台湾や中国本土等で越冬しています。」現在は台湾が最大の越冬地であるため。</p>	御意見を踏まえ、「クロツラヘラサギは黄海沿岸の離島で繁殖し、日本や台湾などで越冬しています。」と修正します。
75	1部	2章	4節	36	26	<p>文末に以下を追加する。「日本は世界有数の野生動物消費大国であり、飼育・観賞用に海外の野生動物を輸入しています。このことが現地の生息環境を悪化させたり密猟を誘発させる要因となっていることが指摘されています。また、日本に輸入されるバナナ、パームオイル、エビ、サケといった動植物のプランテーションや養殖事業が現地の生態系を大きく改変させているという事実もあります。海外の生物多様性の保全のために、日本は大きな責任を負っており、果たすべき役割があります。」 日本が海外の種の保存や生態系に直接的に与えている被害についても記述すべきである。 (他1件)</p>	御指摘の箇所は、世界とわが国の生態学的なつながりを記述したところであり、原材料や動物の輸入による原産国の生物多様性への影響については、第1部第1章第2節「いのちと暮らしを支える生物多様性」、第1部第2章第3節「3 経済・社会のグローバル化」、第1部第4章第1節「2 地域重視と広域的な認識」などに記述しています。なお、御指摘の趣旨も踏まえ、前文や第1部第2章第3節「3 経済・社会のグローバル化」などに追記しています。
76	1部	2章	5節	38	13 ~	<p>文化財保護法による天然記念物指定について記述すべき。P97 29行目からの「5. 名勝・天然記念物、文化的景観」と整合しないため。</p>	御意見を踏まえ「野生生物の保護・管理に関しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）、「文化財保護法」などがあります。」と修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
77	1部	2章	5節	40	7	<p>【要約】地域戦略の作成を促す記述を行うべきである。</p> <p>第2部第1章第1節は「生態的ネットワーク」についてまとめて言及されており、他にも各所に「生態系ネットワーク」の用語が散見される。「生態系ネットワーク」は、国家戦略案の一つの柱となっている。わが国の生物生息区間を戦前あるいは高度成長前の状態に戻すことは不可能なものであり、生物多様性を維持しながら持続可能な社会を形成していくためには、今残された生物生息空間を保全することは当然として、開発によって分断された生息区間をネットワークでつなぐための取り組みが今後も重要となってくるであろう。</p> <p>そして、生物多様性の保全にとって真に有効な生態系ネットワークを形成していくためには、地域的特性を生かした各地域での生物多様性保全の戦略が必要である。各地域において具体的に、当該地域の自然の状況を分析し、分断された生息区間を具体的につないで、地域ごとにネットワークを形成していく個別の取組なしには国家レベルでのネットワークの形成など不可能である。その過程では様々な利害の調整が必要となってくる。また、行政機関が持っている個別の権限を調整して行政の縦割りを解消していく取り組みも必要である。国家戦略を受けて、その示す方向性をさらに地域において豊かに実現していくための地域戦略は、国家戦略を実現していくためにも絶対に欠かせないものである。</p> <p>国家戦略案においても、「（地域戦略が）今後、生物多様性に関する地域での取組を推進するうえで重要な役割を果たすものと考えられます。」（P40）と、地域での計画作りの重要性について言及する。しかし、地域戦略の重要性に鑑みるならば、ただ単に手引きを作成するというだけの受身の対応にとどまるだけでなく、地方公共団体、なかんずく都道府県に対しては、もっと強く、作成を促すような記述を行うべきである。</p> <p>また、その作成過程での住民参加の必要性、重要性も明記されるべきである。</p>	御指摘のとおり、生物多様性地域戦略の策定は重要と考えており、第1部第4章第2節や第2部第2章第3節などで、生物多様性地域戦略策定の手引きの普及や生物多様性地域戦略策定状況などの情報発信といった取組について記載しており、作成過程や戦略に基づく取組の推進にあたっての住民参加の意義などについては生物多様性地域戦略策定の手引きの中で説明しています。今後とも地方公共団体における生物多様性地域戦略の作成の促進に向けて、技術的助言や支援措置の検討を進めてまいります。
78	1部	2章	5節	41 ~ 42		<p>【要約】 認証や有機農業への取組の取り扱いが間違っている。</p> <p>森林認証について、「NGOや市民による取組」の項目に含まれているが、認証自体は、企業の取組であり、NGO/市民の取組は、「大型開発や大量消費型社会とライフスタイルへの警鐘、情報提供、啓蒙活動」が中心である。認証取得の推進や普及は行なうが、認証を得るのは企業だからである。同じく有機農業についても、購買するのは生協や市民であるが、実施するのは農家であり、企業・事業者による取組に含まれる。事実誤認があるので、書き直すべき。</p>	森林認証については、認証を取得するのは個々の事業者ですが、その制度の運用の多くはNGOなど民間団体が行っていきます。また、有機農業については、御指摘のとおり多くの農家によっても取り組まれています。ここではNGOが「市民のニーズをとらえて地域に密着して行っている（39行目）」ことに着目して、NGOが実施している取組としてさまざまな活動を紹介しています。
79	1部	2章	5節	42	30	<p>生物多様性上重要な地域で保全活動を行っているNGOの活動のめざましい分野の例示として、「重要生息地のナショナル・トラスト活動」を加えてほしい。（財）日本野鳥の会は、「野鳥保護区」として、29ヶ所、2671.2haの絶滅のおそれのある鳥類の重要生息地を購入、または協定により確保、管理している実績がある。</p>	御意見を踏まえ、42ページ33行目に「ナショナル・トラスト活動を行っているNGO」を追記します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
80	1部	2章	5節	42	30	NGOと政府、研究者によるパートナーシップとして、「モニタリングサイト1000」にふれるべき。	御指摘の箇所は、主体別の取組について記述しているところですが、モニタリングサイト1000は多様な主体の参画を得て実施しておりますので、ここへの記述は構成上困難と考えます。なお、多様な主体のパートナーシップによるモニタリングサイト1000の実施については、第2部第2章第5節「2.2 生態系総合監視システム」に記述しています。
81	1部	2章	5節	42	31	<p>生物多様性基本法の第7条2項に民間団体の責務が明記されているので、基本法に基づき、NGOや市民による取り組みが重視されることを加筆すべきである。</p> <p>(国民及び民間の団体の責務)</p> <p>第7条2項</p> <p>2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。</p> <p>理由：基本法の第7条2項に民間団体の取り組みが、日本の環境に関する法制度の中で初めて記述されたことになり、今後、NGOや市民による取り組みが法的に重視されることになる。</p> <p>(他1件)</p>	NGOや市民による取組は非常に重要と考えており、生物多様性基本法に責務規定が設けられたことも前文「生物多様性基本法の制定・施行」に記述したほか、第1部第4章第2節「1 生物多様性を社会に浸透させる」において、NGOや市民をはじめとしたさまざまな主体による取組の推進について記述しています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
82	1部	2章	5節	42	32~	<p>【要約】計画、事業の立案段階から実質的に住民の意見を反映させるための住民参加の手続き、司法による生物多様性保全の手続きについて具体的に言及すべきである。</p> <p>国家戦略案は各所において、住民、NGOの参画、ボランティアの重要性を指摘する。住民参加の重要性は総論においては否定するものはないであろう。しかし、残念ながら国家戦略案において述べられている住民参加の多くは、個別具体的な事業の執行場における住民参加である。例えば河川環境保全に関して住民参加が謳われているのは「住民との連携・協働による多自然川づくり」や「市民団体による河川を活用した自然体験活動の推進」などに限定されている。河川行政に関する政策の決定の場面において、国は決して住民参加を重要視していないばかりかむしろ排斥する傾向が見受けられることは、淀川流域委員会の休止の例を挙げるまでもなく、明らかであろう。これは河川行政に限られない。生態系を大きく破壊する大規模公共事業に対して、生態系を守ろうとする立場からの住民の意見を反映させる手立ては、不十分な環境アセスメントの手続きを除いては全く用意されていない。どうすれば実効性ある住民参加を実現できるのか、特に、計画、事業の立案段階から実質的に住民の意見を反映させる手立て、あるいは国家、地方自治体、大企業において行われる大規模な自然破壊に対して、住民が異議を述べる手立てをどう実現していくかは、極めて重要な問題である。この点については独立した章を設けて十分に論及されるべきである。ただ単にお題目のように住民参加の重要性を指摘するだけでは、意味のある住民参加は決して実現しないであろう。</p> <p>また、生態系の破壊を止めるあるいは自然保護行政を積極的に推進するための裁判制度の利用についても真剣に議論されるべきである。行政事件訴訟法が改正されて、原告適格が広げられたが、残念ながら、訴訟によって大規模な自然破壊行為を差し止めることは、一部の住民勝訴例を除いては、未だに大きな困難を抱えている。諸外国の事例を参考にしながら、司法によって生物多様性の保全を実現していく制度の実現を目指すべきことも明記されるべきである。</p>	<p>今後も生物多様性保全のさまざまな場面で住民参加が図られるように努めて参りたいと考えています。また、戦略的環境アセスメントの推進に向けた取組について第2部第2章第8節に記載しているところであります。</p> <p>なお、司法制度のあり方に関する御意見については、行政の立場からのコメントは差し控えさせていただきます。</p>
83	1部	2章	5節	43	2~4	<p>一部のNGOにおいては、生物多様性への取り組みを、気候変動問題や途上国の貧困削減・持続可能な開発と連携させ分野横断的に取り組み、また経済的手法などを先進的に実行するなど、先駆的な取り組みをしている。生物多様性は、社会全体に関わる問題であり、また他の地球規模問題と切り離して考えるべきではない。このような、NGOによる多角的な視点からの生物多様性への取り組みについても言及すべきである。</p> <p>提案（L.4「。。。プロジェクトを行うなど地域に根づいた取組も進んでいます。」に続き）「中には、気候変動緩和策と連携させた経済的手法を、現地政府やコミュニティと共同で、コミュニティの持続的な発展にも寄与する形で先駆的に取り入れるケースもみられます。」</p>	<p>当該箇所は、NGOと企業が連携した取組の必要性を示すため、先駆的な取組を紹介することによって例示したところであることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
84	1部	2章	5節	43	14	「生物多様性条約市民ネットワーク（CBD市民ネット）」に訂正し略称を追記。 ・理由 団体名称が間違っている。略称の追記は、同ページ31～33行目に向け、GEO BON、JBONなどは略称が記されているので、整合性を図るため。	御意見のとおり修正します。
85	1部	3章	1節	44～	47	目標の達成・非達成の判断基準を明確に示す必要があると考える。目標が多く掲載されているが、ほとんど定量的ではない上に、誰が、何をもって達成・非達成を判断するかが見えてこないためである。目標の「見える化」と併せて検討が必要と考える。	国家戦略の実施状況の点検方法については、8ページの（実施状況の点検と見直し）に記述しています。目標や指標の設定のあり方などについては、御意見も踏まえ、できるだけ客観的な評価が可能となるよう、今後も検討を進めていきます。
86	1部	3章	1節	44～	47	【要約】「目標と評価」について、見直し計画には、現計画の科学的データに基づく評価も含めて欲しい。 生物多様性国家戦略は、国内及び地球規模の計画であると承知。故に環境管理システムの、PDCAシステムを適用することが適当。D（実施）と特にC（点検評価）も、今回、国家戦略2010の見直しの内容に含めることが、計画の理念や進捗の意義が高まるのではないかと判断できる。また、多くの国民にも生物多様性国家戦略の内容が理解されやすいと思う。第三次生物多様性国家戦略の見直しには、環境省や農水省の評価が一部記述されているが、連絡会議に参加の省庁の事業評価も総合的に記述した方が良い。また、国家戦略を事務局へ提出する際にも有効である。さらに、IPCCの報告書作成に当たっても、即役立つデータになる。計画作成と評価の同時並行は、煩雑と思うが、毎年の点検での準備で国家戦略の内容に掲載することはいかがか。	御指摘の点を踏まえ、47ページ27行目に以下のとおり追加します。 「また、COP10で採択されるポスト2010年目標を受けて、わが国の生物多様性の総合評価のあり方について、指標と併せて改めて検討し、再評価することが必要です。」
87	1部	3章	1節	44		【要約】「生物多様性の保全および持続可能な利用の目標」の対象地を日本の国土とするのではなく、「日本のライフスタイルのランドデザイン」とする。 日本の生活が利用・依存している生態系サービスが世界各地の資源産出地や廃棄物処理地まで広がっていることを考慮すると、国土のランドデザインだけでは全く不十分である。 前述の日本のエコロジカル・フットプリントが日本の15倍に及ぶとの試算からすると、国土内のことだけを対象としていたのでは、消費している資源の15分の14（93％）は対象とならないことになる。それは持続可能な生物多様性の保全とはかけ離れたものである。このため、日本の国土のランドデザインではなく、日本のライフスタイルを生物多様性の保全・持続可能な利用のためにデザインする」とする。	第1部第3章第2節「3 国土の特性に応じたランドデザイン」に掲げた5つの「全体的な姿」において、海外の自然資源への依存度の低下や資源産出国への国際協力などが記述されており、御意見の趣旨も含まれていると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
88	1部	3章	1節	44	~	<p>【要約】EU諸国の事例を参考にして、土地所有者の権利を制限し、土地の計画的な利用を原則とする、都市的な土地利用の拡大を防止する方策の実現を目指すべきである。</p> <p>2020年目標、2050年目標（P44～）を達成するためには、森林、湿地、農地等の都市的な利用（道路用地も含む）をこれ以上行わないという大原則を立ててこれを着実に実行すべきである。</p> <p>EU諸国で都市をコンパクト化し、郊外の田園地帯を開発から守ることが可能なのは、都市域以外では基本的に建築不自由であるとの原則があるからだが、日本では土地所有者に土地利用の自由が大幅に認められているため、森林、湿地、農地等が次々と都市的に供され、生物多様性が失われており、しかも現在もそれが続いている。</p> <p>目標達成のためには、都市内の緑地等も含め、これ以上緑地を減らさないことが肝要であり、そのためには上記のような大原則とその実行は不可欠である。</p>	<p>限られた国土において、効果的な自然環境の保全・再生を進めていくために、現在ある緑地などを極力保全し、また、必要に応じて再生などを行っていくための各種政策について、本戦略案に記述しているところです。</p>
89	1部	3章	1節	44	32 ~	<p>日本提案のパブリックコメントには、一般からの多くの意見が寄せられ、まだ議論の余地が多いと認識するが、その中身を文章として戦略内に掲載すべきかどうかは、慎重な検討を要請したい。（たとえば、短期目標の原案については、一般からは多くの懐疑的意見があった（すなわち、もっと踏み込んだ目標とすべきという意見）ことが、ポスト2010年目標日本提案パブコメ結果からは、見てとれる。）</p>	<p>御意見のとおりポスト2010年目標の日本提案のパブリックコメントについては、多くの御意見を頂戴し、それらをできるだけ反映させた形で日本提案をとりまとめ、本年1月に生物多様性条約事務局に提出しています。ポスト2010年目標は、各国・機関からの提案を踏まえ、COP10での採択に向け、今後議論が進められていきますが、COP10に先駆け、わが国の目標を明確化し、本戦略の中に位置づけることは、COP10の議長国として、国際的なリーダーシップを発揮するためにも重要なことと考えています。COP10後に予定されている次期改定にあたっては、COP10の成果を踏まえ、いただいた御意見を参考に再度検討していきたいと考えています。</p>
90	1部	3章	1節	45	3	<p>【要約】「野心的」という言葉は適切ではない。</p> <p>「野心的な目標」の「野心的」には違和感を感じる。身分不相応の望みを目標に掲げるといふことは、実直な戦略を構築して行き、具体性のある行動計画を策定して行かなければならない現状において、無責任とも受取れる。どうせ、できっこないけれども旗印として掲げるといふのでは、社会がついて行かないのではないかと思う。</p>	<p>2050年時点の中長期目標として「生物多様性の状態を現状以上に豊かにする」と日本提案において掲げているものであり、40年後の世界では是非そのような状態に出来るよう取り組む所存ですが、「野心的」という言葉から、この目標が「非現実的」との誤解を招く可能性があることから、御意見の趣旨も踏まえ「という目標を掲げます。」と修正するとともに、45ページ21行目を「議長国として、世界に先駆け意欲的かつ実行可能で具体的な提案を行い、目標達成に向け…」に修正します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
91	1	3	1	45	20 ~ 37	<p>今回改定の国家戦略が、COP10でのポスト2010年目標の交渉との関連で、非常に弱いものと感じられる。</p> <p>ポスト2010年目標の日本提案は、日本の経験に基づいた提案という性質があると理解している。その意味では、「わが国の生物多様性保全施策の推進にあたっての基礎ともなるもの」だという位置付けは理解できる。しかし、他国の異なる状況を考えれば、COP決議は日本提案どおりにならないということは十分想定できるが、「COP10後に、この国家戦略の見直しに着手する」ということは、策定の数ヵ月後から見直しをする可能性があるということを含め、国の施策の基礎と位置付けるにはあまりに弱すぎる。</p>	<p>本戦略は、「おおむね平成24年度まで」を計画期間としています。今後議論が進められていきますが、COP10に先駆け、わが国の目標を明確化し、本戦略の中に位置づけることは、COP10の議長国として、国際的なリーダーシップを発揮するためにも重要なことと考えています。COP10後に予定されている次期改定にあたっては、COP10の成果を踏まえ、いただいた御意見を参考に再度検討していきたいと考えています。</p>
92	1	3	1	45	39 ~	<p>たとえ国内の戦略であっても、わが国の責任範囲を、国内に限定すべきでない。わが国に起因する海外の生物多様性への悪影響および、わが国が与え得る恩恵についても、わが国の目標の中に含めて議論すべきである。</p> <p>わが国の国家戦略における目標は、「わが国国内の生物多様性」だけの目標にとどまらず、わが国が影響を与えている生物多様性すべてを対象にすべきであり、特に海外（途上国）における生物多様性への影響・負荷の軽減、現地での積極的な保全の支援などもここに含まれるべきである。原文では、P.46/L.27-28に「 の目標は、国際的な視点や国民のライフスタイルの転換といった点も含めて、わが国の社会経済的な仕組みを考えていくことが重要です。」として国際的な視点の記述があるのみだが、国際的視点は、目標にとどまらず、特に目標 および でも取り入れられる必要がある。</p> <p>提案 <中長期目標> 「人と自然の共生を広く実現させ、わが国の生物多様性の損失を止め、その状態を現状以上に豊かなものとするとともに、海外でのわが国の影響を縮小と貢献の拡大により人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる」</p> <p><短期目標></p> <p>「 わが国の生物多様性の状況および海外を含め他生態系サービスの利活用状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。とりわけわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。また、地球規模での生物多様性保全に向けて国際的なリーダーシップを発揮する。」</p> <p>「 国内では生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を実現するとともに、わが国の海外の生物多様性への影響・不可を最小化する。また、地球規模での生物多様性を多く抱える途上国現地における持続的な利用の実現を支援する」</p>	<p>御意見の趣旨は、短期目標 に含まれていると考えられます。なお、COP10後に予定されている本戦略の次期改定にあたっては、COP10の成果を踏まえ、いただいた御意見を参考に再度検討していきたいと考えています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
93	1部	3章	1節	46	33~	<p>【要約】COP10で採択されるポスト2010年目標を受けて、わが国の生物多様性の総合評価のあり方を、指標と併せて改めて検討し、再評価することが必要である旨を明記する。</p> <p>P47 27行「・・・支援します。」の後に、「総合的な評価を行うに際しては、COP10で採択されるポスト2010年目標を受けて、わが国の生物多様性の総合評価のあり方を、指標と併せて改めて検討し、再評価することが必要である」旨を記載する。</p> <p>(理由)</p> <p>COP10で採択されるポスト2010年目標を受けて、わが国の生物多様性の総合評価のあり方を、指標と併せて改めて検討し、再評価することが必要。そのなかで戦略に基づく施策の進捗度・達成度を評価でき、政策の改善につなげられる総合評価のあり方を検討し、その成果をCOP10後に改定する次期の国家戦略の作成や2015年(または2014年)に予定されている第5次国別報告書の作成に活かすことが求められると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、47ページ27行目に以下を追加します。</p> <p><u>「また、COP10で採択されるポスト2010年目標を受けて、わが国の生物多様性の総合評価のあり方について、指標と併せて改めて検討し、再評価することが必要です。」</u></p>
94	1部	3章	2節	48~58		<p>わが国の生物多様性と切り離すことができない日本国外の生物多様性についても、「ランドデザイン」の中で描くべき。</p> <p>100年単位で、生物多様性保全のあり方を示そうとする「ランドデザイン」の考え方は、本戦略でも当然継承すべきである。ただし、「国土のランドデザイン」は、わが国が影響を与える(あるいは恩恵を受ける)生物多様性のうちの一側面のみを描いているにすぎない。わが国の農業や林業(森林)のあるべき姿については、描かれているが、その結果、海外からの食糧や林産材、その他自然資源や生態系サービスの海外からの輸入はどうなるのか、どうするのか、という視点は、全く欠落している。原文でも一部記述されているように、わが国と世界の生物多様性が切り離せない関係にある以上、本戦略は、「わが国の国土における生物多様性に関する国家戦略」ではなく、「わが国による地球の生物多様性の保全と利用に関する国家戦略」でなければならないが、ランドデザインからは、地球規模の視点が欠落している。COP10をホストする国が、COP10の開催年に改訂する国家戦略としては、非常に不十分。</p>	<p>第1部第3章第2節「3 国土の特性に応じたランドデザイン」に掲げた5つの「全体的な姿」において、海外の自然資源への依存度の低下や資源産出国への国際協力などが記述されており、御意見の趣旨も含まれていると考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
95	1	3	2	49	25 ~	<p>【要約】流域共生圏の単位で階層的、かつ有機的に連携する必要があることを位置づけるとともに、各地域戦略はより具体的な計画をランドスケープレベルで策定することが重要であることを明記する。</p> <p>P49 25行～P50 16行において、「生物多様性地域戦略において、流域共生圏の単位で階層的、かつ有機的に連携する必要があることを位置づけるとともに、各地域戦略はより具体的な計画をランドスケープレベルで策定することが重要である」旨を明記する。</p> <p>(理由) 生物多様性には、3つのレベルがあるとされており、これまで遺伝子のレベル(遺伝的多様性の確保)と種のレベル(絶滅危惧種の保護)、生態系のレベル(自然保護地の設定)で主に対策がとられてきた。しかし、より広域的でかつ計画的な視点がないと生物多様性の保全が実現できないことは、2010年目標が達成できない見込みであることから明らか。</p> <p>このため、よりスケールの大きいランドスケープのレベルにおける対策が重要であると言える。ランドスケープのレベルにおいては複数の生態系を含み、自然性の低い都市なども含まれる。このレベルにおけるより戦略的な取り組みが重要であると考え。具体的に計画を立てる際には、ランドスケープの骨格を形成する地形と物質循環に着目し、流域を単位とすることが望まれる。この流域の単位を「流域共生圏」と名付け、上流から下流まで、さらには沿岸部を含め、総合的な流域共生圏戦略を構築することを目指すべきであると考え。</p> <p>生物多様性基本法に基づき、この生物多様性国家戦略と県と市町村が策定する生物多様性地域戦略が策定されることになった。これらが先の流域共生圏の単位で階層的、かつ有機的に連携する必要があることを位置づけ、各地域戦略においてより具体的な計画をランドスケープレベルで策定することが重要であることを明記することを提案する。</p>	<p>御意見を踏まえ、49ページ「3 国土の特性に応じたグランドデザイン」の を以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>流域などの生態系の空間的なまとまりやつながりに着目し、生物多様性国家戦略と生物多様性地域戦略が、国と地方それぞれが連携しつつ、階層的・有機的に形づくられている。これらに基づいて、十分な規模の保護地域を核としながら、</u>」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
96	1	3	2	50		<p>奥山自然地域において森林の生物多様性保全に関する施策を明記すべきである。</p> <p>奥山自然地域は「自然植生や自然の遷移にゆだねられた二次林など相対的に自然性の高い地域で、各地域の代表的な動植物が存続していくためのコアエリアとして重要」とする認識（P50～51）や、森林の保全・整備（P73）における「自然林では自然環境の保全などの要請が高まっていることに対応し、適切に保全・管理を図る必要がある」との記述は、正しいと考える。しかし、これらの記述部分で、奥山自然地域の森林における生物多様性がどのような状況にあり、どのように保全するのか明解に記されていない。</p> <p>これに対して、奥山自然地域のほとんどを所有する国有林野は、生物多様性の保全の観点から保護林を設置しているが（P100～101）、その割合は国有林野の約1割と非常に低く（P131）、しかも高山や湿原など非森林植生を保護林とする場合が少なくない。森林の生物多様性保全を保護林の制度に求めるのであれば、保護林の見直し（P133）において、「わが国の森林の有する生物多様性（森林に生息・生育する野生動植物の種の多様性と、地域ごとに認められる森林生態系の多様性）をすべて網羅できるような抜本的な見直しをする」と明記すべきである。</p> <p>国有林野は、生態系ネットワークを形成する緑の回廊において、生物多様性に配慮した森林施業を行うと記しているが（P133）、公益的機能の発揮が特に要請される保安林においては（P100～101）、森林の整備・保全として森林施業（P120～121）が行われることが記されていない。森林の機能区分として、水土保全林、森林と人との共生林ならびに資源の循環利用林が分けられ（P121～122）、最後者での木材生産が明記されているが、保安林と表裏の関係にある前二者で森林施業が行われていることが明記されていない。これらは、重要地域の保全において（P88～106）、各種法令に基づく保護地域のうち特に広い面積を占める自然公園において森林施業が行われてきたことが記述されないことと同様に、大きな欠陥となる。保安林や各種保護地域において、どの程度の制限を持って森林施業、特に天然生林施業が行われてきたのか、それらが生物多様性保全にどのように関与してきたかが明記されなければならない。</p>	<p>国有林野事業では、自然環境保全上重要な天然林については、原則として伐採を行わない保護林などに設定し、厳格な保全・管理を実施しているところです。このような中、平成元年に保護林をその目的に応じて 森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林、郷土の森、の7種類に再編・区分し、それぞれの目的に応じた保全管理を行うことにしたところです。現行の保護林制度に基づき、御指摘のような「種の多様性」や「生態系の多様性」はもとより、「遺伝的多様性」をより一層確保するため保護林等の設定や区域の見直しに努めているところです。一方、御指摘の「保安林」や「自然公園」などに指定された保護林以外の天然林においては、それぞれの制度の目的を踏まえ、その規制のもとで適切な森林施業に努めており、維持、育成の観点から、必要に応じて天然の力により次世代の樹木の発生や生育を促す抜き伐り等の森林施業を実施することとしています。また、木の文化などを継承する観点から、民有林からの供給が期待しにくい木曽ヒノキや秋田スギなどの高齡で品質の優れた木については、必要最小限の計画的な供給に限定しつつ、その持続性を目的とした森林施業の実施をしているところです。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
							<p>森林の機能区分については、すべての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、様々な面で国民生活の維持・向上に寄与しますが、個々の森林においては、高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことを踏まえ、様々な機能のうち、重視すべき機能を明らかにすることにより、計画的かつ効果的な森林の整備及び保全の指針を示す制度です。したがって、例えば水土保全林においては、水源のかん養又は山地災害の防止を重視した森林の整備・保全が指向されますが、間伐や針広混交林化などによっても木材生産は行われるものであり、木材生産の対象を資源の循環利用林に限定するという趣旨ではありません。</p> <p>今後とも、地元等の意見を聴きながら、長期的な視点に立って、厳格な保全・管理と併せた持続可能な利用を図り、貴重な資源として適切に維持・増進を図る考えです。</p>
97	1部	3章	2節	56	5	沿岸域には、砂浜、岩礁、マングローブ、海草帯も含まれるので、それらを記載した方が良い。	御意見を踏まえ56ページ15・36・39行目の「干潟、藻場、サンゴ礁」を「干潟、藻場、サンゴ礁など」に修正します。
98	1部	3章	2節	56	21	海岸の人工化が進むことで、生活環に淡水域と海洋を含む生物の往来が妨げられることで絶滅の可能性が増すなど、河川と海洋のつながりも生態系ネットワークのひとつとして捉えられるべきである。	御指摘の趣旨は、第1部第4章第2節 基本戦略「3 森・里・川・海のつながりを確保する」に含まれていると考えます。
99	1部	3章	2節	56	23	<p>【要約】悪化した内容について整理して明示すべきである。</p> <p>「生息環境の悪化」や「沿岸環境が悪くなった」という記述があるが、具体性に欠ける。「悪化あるいは悪くなった」ということは、海岸構築物に関する事なのか、汚染物質（物理的なもの、化学的なもの）の集積によることなのか、また、どう悪くなったのか、ということの中身は整理すべきだと思う。</p>	沿岸域の環境悪化の内容については、同じ段落で、「沿岸域は、人口や産業の多くが集中したことから、これまで埋立て、水質汚濁や河川とのつながりの分断・減少の強い圧力を受け、干潟などの面積の減少や環境の劣化が進んできた」と記述しています。
100	1部	3章	2節	56	24	「多様な底生生物」を「沿岸生態系に影響を与えています」に変更。 理由：影響を受けているのは底生生物だけではなく、魚類などにも係わってきていると思う。生態系は繋がっている。	御指摘の趣旨を踏まえ、「サンゴの白化などの生態系」を「サンゴの白化をはじめ、さまざまな生態系」と修正します。
101	1部	3章	2節	56	28	<目指す方向>のなかに、不要な海岸構築物の撤去、陸域からもたらされる汚染物の除去、あるいは排出原点での除去を盛り込むべきではないか。原因の除去が第1であり、自然の再生はその次であると思う。	御指摘の趣旨は、<目指す方向>の1つ目の「陸と海が接する沿岸域本来の人と海のつながりと豊かな生物相を取り戻す」に含まれていると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
102	1部	3章	2節	56	28	「上流域から沿岸にかけてのヒトとヒトとの連携を促進します。」を加筆。 理由：流域及び沿岸域にかけての地域が一体（農家，漁家，市民等）となった取り組みがなければ，前進しないと考える。	御指摘の視点は重要と考えており、ランドデザインの実現に向けた基本的視点として、第1部第4章第1節 基本的視点2. に流域の上下流の連携などについても触れています。
103	1部	3章	2節	56	30	【要約】「自然海岸や浅海域の保全・再生により」を「水際線や浅海域の保全・再生ならびに、生物生息場の創出により」と加筆修正することを提案。 「自然海岸や浅海域の保全・再生により」を「水際線や浅海域の保全・再生ならびに、生物生息場の創出により」と加筆修正することを提案する。理由：自然海岸の残存率が大変に低く、自然海岸の保全にのみ限定しての保全・再生策には限界がある。造成された海岸や干潟なども対象に含まれるよう「水際線」に置き換えることを提案する。また、場の再生・保全により場の多様性の確保が図られるが、種の多様性の確保のためには、生物生息場の創出といった場の再生・保全より一歩踏み込んだ対策が必要となる場合があるので、追記することを提案する。	御意見を踏まえ「自然海岸や浅海域の保全・再生、多様な生物の生息・生育環境の創出により、人が近づき楽しむことのできる海辺を復活する。」に修正します。なお、干潟は浅海域に含まれます。
104	1部	3章	2節	56	35	【要約】海水浴だけでなく、江戸時代より日本の文化として定着してきている釣り、潮干狩り、ノリ・貝漁業などの復興などについて追記することを提案。 望ましい地域のイメージに、目指す方向で示されている「人が近づき楽しむことのできる海辺」「持続可能な漁業を活性化」の記述が少ないので、海水浴だけでなく、江戸時代より日本の文化として定着してきている釣り、潮干狩り、ノリ・貝漁業などの復興などについて追記することを提案する。	御意見の趣旨は「豊かな生命をはぐくむ沿岸域は、多様で豊富な魚介類を持続的に供給する」に含まれていると考えます。なお、潮干狩りについては既に記述されています。
105	1部	3章	2節	57	35	「生態系及び遺伝子多様性の保全をベースとする・・・」を加筆。 理由：近年、従来の「小さいモノを保護して大きいモノを獲る」といった手法だと「選択的間引き」となり、個体群の遺伝子に偏りが生じる懸念が指摘されつつある。	御指摘の趣旨を踏まえ、「生態系をベースとする」を「遺伝的多様性を確保しつつ、生態系をベースとする」に修正します。
106	1部	4章	1節	59 ～ 60		「地域重視と広域的な認識」とあるが、「広域的」という言葉では、国境を越えて考えるという側面が十分に表現されないのではないかと。この「広域的」というのは、P.60/L16-20に記述されているように流域などの生態的単位を念頭においているのではないかと。L.21-30で記述されている国際的視点を含めるのであれば、それを明示的に視点の項目に入れるべきである。 提案 見出しを「2 地域重視と広域のおよび国際的認識」、「2 地域重視と広域のおよび地球規模での認識」、あるいは、P.60/L21-30を「地球規模のつながりの認識」として独立させ、最後の分を「地球規模のつながりの認識を持って国内外の取組を進めることが重要です。」とする。	第1部第4章第1節「2 地域重視と広域的な認識」では、「広域的」について、流域レベルに加え、アジア太平洋地域を中心とする世界との関わりについて記述しており、御意見の趣旨も含まれていると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
107	1部	4章	1節	59		<p>「望ましい地域のイメージ」の部分と現実との差を埋めるのに十分な実施状況（案）の格差を埋めるのに十分な戦略とは言えない。「全体として概ね良好」（実施状況案p49）と判断されているが、点検が甘いように思われる。「必要に応じて」、「適切な」などとあいまいな表現が多用されており、正しく点検が出来ないケースが多いように思われる。またp60には「実際に活動を行っている現場の視点も欠かせない」と書きながらも現実には地元のNGOや研究者などから出された意見書の内容が事業に反映されることはほとんどない。更にはp59「科学的データに基づく正しい理解と認識をもつことは、政策決定や取り組みの出発点、基礎となるので関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有する」とあるが、生物多様性を脅かす最も大きな一因である開発行為などの情報やモニタリング調査の結果などは十分に共有されていないように思われる。</p>	<p>御意見を踏まえ、本戦略の実施状況の点検がより効果的なものとなるよう、また、生物多様性に関する情報の共有が広く図られるよう努めてまいります。なお、点検結果（案）49ページの「全体として概ね順調に推移」としているのは、34の具体的施策の数値目標の進捗状況についての記述となります。</p>
108	1部	4章	1節	60		<p>各省庁が個別に進めている種々の施策が、生物多様性保全に直接関与すると考えられない場合でも、生物多様性保全に関わる施策として肯定的に書かれている場合が少なくない。他方で、農林水産省や国土交通省などが担う記述部分では、生物多様性保全が単なる配慮事項であるかのような記述もある。生物多様性国家戦略では、本来、わが国の生物多様性の価値を中心に置き、それに関係する他の様々な価値、特に生物多様性保全と対立してしまう価値とどのように調整可能か吟味された結果が書かれるべきである。連携と協働（P60～61）において、「関係省庁が一体となって、総合的な取組が進みつつあります」との表現があるが、例えば、森林の整備・保全に関して総合的な取組が進んでいるとは言い難い。これらの解決のため、例えば、生物多様性国家戦略室などの省庁横断的な組織を設置する必要があると考えられる。（他1件）</p>	<p>生物多様性国家戦略の点検や案の作成にあたっては、関係省庁連絡会議により関係省庁が連携して横断的な取組を進められるよう努めているところです。新たな組織の設置は現実的に難しい面もありますが、御意見の趣旨も踏まえ、関係省庁がより一層の連携を図っていきます。</p>
109	1部	4章	1節	60	19	<p>カワウの「対策」ではなく適切な保護管理とすべき。 「広域的に移動するカワウについて広域的な連携のもとで対策を推進する」 「広域的に移動するカワウについて広域的な連携のもとで適切な保護管理を推進する」とすべき。被害対策そのものが生物多様性保全に資するわけではなく、適切な保護管理による対象個体群の存続が重要であるため。またP34 28～31行目、P209 8～21行目の表現と矛盾するため。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
110	1部	4章	1節	60	24 ~ 26	<p>「日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、石油、石炭などの化石燃料などに大きく依存」との記載があるが、日本は鉱物資源などにも依存していることから、以下のとおり修正が望ましい。</p> <p>また、第1部第4章第2節の2「自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進」（P71 10～30行）第2部第2章第7節の「循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」（P304～305）においても、化石燃料と鉱物資源は「天然資源」として分類して記載されており、表現を統一するとの観点からも修正が望ましい。</p> <p><修正案> 「日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、化石燃料や鉱物資源などの天然資源に大きく依存」</p>	御意見を踏まえ、「日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、化石燃料や鉱物資源などの天然資源に大きく依存」に修正します。
111	1部	4章	1節	60	24 ~ 28	<p>日本は、生物資源や化石燃料のみならず、金属等の鉱物資源のほとんども輸入しており、鉱物資源開発が生物多様性に与える大きな影響も鑑み言及すべきである。また、このような海外の資源への依存は、「海外の生態系に多大な影響を及ぼす可能性があります」は表現として弱すぎる。責任感を持って「影響を及ぼします」と言い切るべきである。また、現地においては、持続可能な利用への協力にとどまらず、保全への積極的な協力・支援を行うことも、海外の資源に依存する日本の責務として明らかにすべきではないか。</p> <p>提案 「また、日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、石油、石炭などの化石燃料、金属などの鉱物資源などに大きく依存しており、これらの利用を通じて海外の生態系に多大な影響を及ぼしています。このため、生物資源を産する地域において生物多様性の保全と持続可能な資源利用の実現に協力し。。」</p>	<p>鉱物資源については、「日本が海外の木材や農産物、水産物などの生物資源、化石燃料や鉱物資源などの天然資源に大きく依存」と修正します。また、国際協力の必要性については、第1部第4章第2節「4地球規模の視野を持って行動する」や第2部第2章第4節「国際的取組」などに記述していますが、新たに前文の2ページに「<u>国際的にも、日本の経済社会が諸外国との密接な相互依存関係の中で営まれていることを考えれば、地球規模で生物多様性の劣化が進む中で、わが国が国際社会において生物多様性の確保のために先導的な役割を担うことが重要です。</u>」と追記します。なお、「影響を及ぼす可能性があります」については、木材や水産物の持続可能な利用に向けた取組も行われていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
112	1部	4章	1節	60	39	前文および第1部では、生物多様性に関連する主体としてNGOが明示されているのに、基本的視点の連携・協働主体として明示されないのはいかがなものか。NGOも含めるべき。	NGOについては「民間団体」に含まれていると考えます。
113	1部	4章	1節	61		<p>既述のとおり、わが国は海外の生物多様性との関係性は深く、与えている影響も大きい。連携・協働する地域は、国内に限らないはずである。国際的に、海外における連携・協働の視点がこの項では、完全に欠落している。先住民族との連携も含めて、記述すべきである。（各主体間の連携において先住民族がその主体として含まれていないことは、国際的には批判されるであろう。COP10ホスト国の自覚を持って、国際的な水準で戦略を考えるべきである。）</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、45ページ13行目を以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>具体的には、・・・を目指すことや、国際機関、国、地方公共団体、企業、学識経験者、NGO、市民、先住民族などの多様な主体の取組を促すための行動計画・・・を提示し、これらの主体による参画・協働・活動を促進することを目指します。</u>」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
114	1部	4章	1節	61	9~	<p>【要約】適正な規制による生物多様性の保全、有機農業などを加える。</p> <p>社会経済的な仕組みとして、森林と水産物の認証がとりあげられているが、適正な規制（ワシントン条約に代表される）を通じ生物多様性への負荷が大きい取引に関税をかけるという姿勢が必要である。また、地産地消の推進、有機農業などが生物多様性を支える社会経済的な仕組みとしては重要で、それらを含むべきである。</p>	御指摘の箇所は、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を継続的に進めていくための新しい社会経済的な仕組みについて記述しており、御意見の趣旨は、第1部第4章第2節「基本戦略」や第2部「行動計画」に含まれていると考えます。
115	1部	4章	1節	61	30~	<p>【要約】複数の予測シナリオに基づき、生物多様性への影響や生態系サービスの持続可能な利用の観点から、人口減少社会の到来を見据えた都市と農山村の関係について分析を行うことを提案します。</p> <p>P61 30行～P62 21行において、「複数の予測シナリオに基づき、生物多様性への影響や生態系サービスの持続可能な利用の観点から、人口減少社会の到来を見据えた都市と農山村の関係について分析を行う」旨を明示する。 (理由) 第三次生物国家戦略策定の際に提出した私たち日本造園学会の提言でも、長期シナリオ提示の必要性を指摘させて頂きました。今回の生物多様性国家戦略2010(案)でも将来の人口減少や気候変動に関わる記述が随所に見られますが、これらに対応するためのシナリオ分析が必要であると考えます。具体的には、人口減少社会の到来を見据えた都市と農山村の関係について、複数の予測シナリオに基づき、生物多様性への影響や生態系サービスの持続可能な利用の観点から分析を行うことを提案します。 生物多様性の悪化傾向を回復に転換し2050年までに全体としてより良い状態(ネットポジティブ)に国土環境を再生させ自然共生社会を実現し、あわせて2050年までに現状から60%～80%の温室効果ガス排出量の削減を目指す低炭素社会と両立させるために、都市域および農村地域、各々どのような国土利用、居住形態を目指せばよいのかを具体的に示す必要があります。加えて、従来、進めてきた循環型社会と自然共生社会と、現在言われている低炭素社会、それぞれの役割と関係性を整理する必要があると考えます。</p>	御意見の趣旨を踏まえ、第1部第3章第1節3の47ページ30行目に、以下のとおり追加します。 「さらに、生物多様性への影響や生態系サービスの持続可能な利用の観点から、人口減少社会の到来を見据えた都市と農山村の関係について複数の予測シナリオに基づく分析を行うことも重要です。」
116	1部	4章	1節	61	30~	<p>【要約】長期的観点があまり描かれていない。</p> <p>「統合的な考え方と長期的な観点」という項目であるにも関わらず、その内容が瑣末(アライグマ、竹材や枝葉の利用など)なことが目に付く。生物多様性の危機は国内においても大規模開発(ダム・干拓や、自然海岸の埋め立て、ゴルフ場や宅地開発)によって進んだのであり、それらの見直しなくして回復も持続的利用もない。長期的観点というのであれば、そのような土木優先社会から脱却し、どのように真の環境共生社会を築くかという観点が欠かせない。</p>	御指摘の箇所は、3つの危機が複合的に生じている現状を踏まえ、短期的な利益にとらわれることなく、長期的・持続的に利益を得られるよう長期的な観点で、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の3つの社会を統合した持続可能な社会の構築に向けた取組の必要性を記述しており、御意見の趣旨も含まれていると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
117	1部	4章	2節	63		<p>【要約】生物多様性の意味の教育普及の拡大をすべき。</p> <p>平成21年の内閣府世論調査において、「生物多様性」についての国民の認知度が依然低いことが指摘されている。この「生物多様性」という言葉を知っている層の中でさえ「生物多様性」の意味を単に「種数が多いのが良い」と理解する傾向がみられる。つまり生態系の構造として種に違いがあることが理解されていない。そして「生物の豊かさ」というようなあいまいな理解では、人々が生物多様性の保全に向けた行動をとるときに、方針を誤りかねない。そのため、生物多様性条約が対象としている生態系の中の野生生物のつながりを伝えることに重点を置き、家畜動物・作物と、進化の結果として地球上の各地に固有の生態系を構成している野生生物の多様性の違いをもっと教育普及すべきである。</p>	<p>多様な主体が生物多様性を意識し、具体的な行動につなげていくためには、生物多様性や生物多様性とのつながりについての理解が必要となります。御意見も踏まえ、今後とも生物多様性の正しい理解に努めていきます。</p>
118	1部	4章	2節	63	13~	<p>生物多様性総合評価を実施しその結果を踏まえて行うことを明記すべき。基本戦略として社会に浸透させるべき内容について、「生物多様性の重要性」の広報、といった皮相的な表現しかとられていないが、生物多様性総合評価を実施しその結果を踏まえて行うことを明記すべき。特にP46 33行目～P47 37行目「3 わが国の生物多様性総合評価」において、「わが国の生物多様性の状況を国民の生物多様性についての認知状況や生物多様性の保全活動への参画状況など、社会経済的な側面も踏まえて総合的に評価し、その達成状況を適切に評価していく」「わが国の生物多様性の変化の状況や各種施策の効果などを把握するためのさらに分かりやすい指標の開発を進めます。」としたこととの連携を明記し、「生物多様性総合評価によって明らかになるわが国の生物多様性の状況を踏まえて生物多様性を社会に浸透させていきます」といった表現とすべき。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、63ページ36行目を「生物多様性の現状や重要性について」に、238ページ4行目を「生物多様性の意義や生物多様性国家戦略、生物多様性総合評価の結果明らかになるわが国の生物多様性の現況への国民の理解を深め、」に修正します。</p> <p>なお、第2部第2章第4節「1.2 国別生物多様性総合評価の実施」や同第5節「生物多様性総合評価の実施」の（具体的施策）において、「多数の専門家の参加により生物多様性の総合評価を実施し、分かりやすく取りまとめ、発表します。」と記載しています。</p>
119	1部	4章	2節	63	13~	<p>法制度に生物多様性を浸透させることについて記述すべき。生物多様性基本法附則第2条（生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討）を踏まえて、法制度に生物多様性を浸透させることについて記述すべき。すなわち、＜生物多様性の保全に関わる法律の検討と改正＞の項目を設け、「野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことについて盛り込むべき。</p>	<p>御指摘のとおり、生物多様性基本法附則第2条の規定に基づいて、生物多様性の保全に係る法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとしており、種の保存法、外来生物法などについて、第2部などの中で、に見直しの考え方と具体的施策の方向性を記載しているところです。その他の関係法令についても、生物多様性基本法の趣旨を踏まえて、施行状況の検討などを進めて参りたいと思っておりますが、現時点で具体的な方向性やスケジュールが明らかでないものもあることから、記述については原文のとおりとさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
120	1部	4章	2節	63 65	31 38	<p>「教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていきます」の記述は「学校教育や社会教育において、学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていきます」と修正すべきである。また、65ページの記述も同様、修正すべきである。</p> <p>理由：生物多様性基本法の第24条（国民の理解の増進）に条文として記述されている。「国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。」 （他1件）</p>	<p>生物多様性基本法第24条の趣旨も踏まえ、学校教育や社会教育などにおいて取り組むべき内容を中心に、＜教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換＞の中で必要な取組の方向性を述べています。</p>
121	1部	4章	2節	63	34 ～	<p>国からの広報により力を入れていただきたい。 10月に名古屋で開催されるCOP10に向けて、より国民に生物多様性の重要性を認識させ今後の行動につなげていくには、やはり国からの広報効果が大きいと考える。当然官民のパートナーシップ、そして最終的には国民1人ひとりがどれだけ意識し大事だと思うかが重要。しかし、その前提として上記広報により国がどれだけ生物多様性を重視しているかをできる限り示していただきたい。</p>	<p>生物多様性の広報や国民運動の推進は重要な課題と認識しており、御意見の趣旨も踏まえ、以下のとおり修正します。 （64ページ9～11行目） これらの取組を進めていくにあたっては、国と地方公共団体、そして企業、NGOなど民間団体との連携による取組を強力に進めることが必要です。<u>国連からも、国際生物多様性年にあたって、多様な分野の代表者を含む国家的な委員会の設置が奨励されていることから、国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、多様な主体の連携のもとでの取組を推進します。</u> （239ページ12～16行目） <u>国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、生物多様性に対する社会の認識を高めるとともに、多様な主体の連携と各主体による取組を強力に推進します。</u>（環境省）</p>
122	1部	4章	2節	63	34 ～	<p>生物多様性に悪影響を及ぼす行為を取り締まっていただきたい。 ゆくゆくは本文に例示されている、釣り糸の放置やペットを野外に放すといった国民一人ひとりの悪影響を及ぼす行為を、厳しくとりしめるような措置を地方自治体に促がすところまで考えていただきたい。</p>	<p>生物多様性に悪影響を及ぼす行為を規制する対策も重要だと考えており、関係する箇所に自然公園法、種の保存法、外来生物法、その他の各法令などに基づく行為規制について記載しています。今後とも、地方公共団体とも連携・協力しながら、これらの制度に基づく規制の適正な実施に努めてまいります。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
123	1部	4章	2節	64	5 ~ 8	<p>「地球のいのち、つないでいこう」 生物多様性 「いきものにぎわいプロジェクト」 地球いきもの応援団 上記決定ワードの普及啓発を更に進める上での提案。国民に行動を求める場合、生物多様性が他人事であってはならない。ところが、上記決定ワードは他人事表現となっている。まず、「いきもの」や「生物」という表現では、肝心の人がそこに含まれているようには思えない。例えば、「人も一員！生物多様性」、「生きものとのにぎわいプロジェクト」など、人の多様性も尊重することで、多様な保全行動が啓発される。 日本文化は、人を一員とした生物多様性を根源に醸成された。COP10で日本発の概念進化を提言してみてもどうか。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえて、平成21年9～10月にかけて決定された国際生物多様性年と生物多様性条約COP10のスローガンを追記します。 63ページ36行目「・・・(COP10)がわが国で開催されることを契機に」を「・・・(COP10)が、「いのちの共生を、未来へ」をスローガンとして、わが国で開催されることを契機に」に修正 238ページ15行目「国連が定める国際生物多様性年でもあり、生物多様性の重要性や・・・」を「国連が定める国際生物多様性年でもあり、「生物多様性、それはいのち 生物多様性、それは私たちの暮らし」をスローガンに、生物多様性の重要性や・・・」 また、御意見は、今後の生物多様性の主流化の取組に向けての参考とさせていただきます。</p>
124	1部	4章	2節	64	14 ~ 30	<p>島嶼域を中心として見られる振興計画を考慮し、以下の文章を追加。 「また、島嶼地域の振興開発計画の中で、生物多様性に言及するものも登場しており、こうした地域の振興開発計画と整合性の取れた地域戦略を策定し実行することが効果的と考えられます。」 理由：沖縄振興計画 や奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等、島嶼域では振興開発計画を持っている。鹿児島県では、平成21年4月に施行された新しい奄美群島振興開発特別措置法に基づき、平成21年10月、今後5年間（平成21年度～平成25年度）の奄美群島の振興開発の方向と各島における振興方策を明らかにする「奄美群島振興開発計画」を策定した。同計画には、以下の通り、生物多様性基本法の基本原則に則った地域づくりを進める旨が新たに記述された。 「奄美群島自然共生プラン及び生物多様性基本法の基本原則に基づき、奄美群島の貴重で特有な自然環境と、それに育まれた文化等を背景に、その価値を広く共有するためのネットワークの形成、エコツーリズムの推進、希少野生動植物の保護・増殖や生態系等に悪影響を及ぼす外来種の排除等を通じた豊かな自然環境の保全、国立公園等の保護地域指定の推進、自然再生の検討、環境や景観に配慮した各種事業の実施など人と自然が共生する地域づくりを進める」</p>	<p>御指摘の観点を踏まえ、第1部第2章第5節に以下の文章を追加します。（38ページ9行目） 「また、奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島振興開発計画に生物多様性基本法の基本原則に基づくことが明記されるなど、特定地域の振興法なども生物多様性に関連が深いものといえます。」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
125	1部	4章	2節	64	32~	<p>【要約】ランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる地域戦略づくりが効率的に行えるよう具体的な計画指針を作成し、普及する旨を明記する。</p> <p>「・・・普及し、各地域における・・・」を、「・・・普及するとともに、ランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる地域戦略づくりが効率的に行えるよう具体的な計画指針を作成し、普及し、また各地域における・・・」に修正する。</p> <p>(理由) 地域戦略において、より具体的な計画をランドスケープレベルで策定することが重要であることは、上記の意見のとおりだが、実際に地方公共団体がランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる地域戦略づくりに取り組もうとしても、経験の積み重ねやノウハウを蓄積していないため、ほとんど実践されることはないと考える。 このため、地方公共団体がランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる地域戦略づくりに効率的・効果的に取り組むことが出来るように、具体的な計画指針を作成し、これを普及することが必要であると考え。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえて、第1部第4章第2節1(64ページ34行目)、第2部第2章第3節1.1(240ページ18行目)にそれぞれ以下の記述を追加します。</p> <p><u>「併せて、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討します。」</u></p> <p><u>「都道府県、市町村が、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討します。(環境省)」</u></p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
126	1部	4章	2節	65	9 ~ 13	<p>このままの表現では「国民の8割以上が評価する」と誤解される恐れがあるため、世論調査の前提条件を明記すべき。</p> <p>(理由) 内閣府の世論調査は調査対象3,000人に対して生物多様性について説明を行い、生物多様性を理解した、或いは知っているといった人を対象に調査した結果であるため誤解を招かないように表現すべきである。</p>	<p>本調査の詳細については、内閣府及び環境省のホームページで公開していますが、下記の資料を回答者全員(1,919名)によく読んでいただいた上で、「あなたは、「生物多様性に配慮している」と表明している企業を評価しますか」と質問したところ、82.4%が「評価する」と回答したものであり、原文のとおりで問題ないと考えます。</p> <p>『「生物多様性に配慮している」企業活動として、例えば、外食産業では、契約農家のトマト生産において、日本の生物多様性に影響を与えるおそれのある外国産の受粉用ハチの使用中止に取り組んだり、仕入れ先の生産農家の田畑で「生きもの調査」を行い、農薬使用を控えた田畑で生物相がどのように変化しているのかの調査に取り組んだりしていることがあげられます。</p> <p>このような取組は、企業活動による生物多様性への影響を減らし、恵みの源泉であり、我々の生きていく基盤でもある生物多様性に配慮することにより、将来にわたって持続可能な企業活動が行えるようにとの考えに基づいています。</p> <p>このような企業の配慮に伴うコストは、当該企業のみならず、最終的に物やサービスを消費する消費者も負担することがあります。』</p>
127	1部	4章	2節	65	19	<p>認証製品の購入を助けるための具体的な情報提供が必要。</p> <p>「生物多様性に配慮した商品や農林水産物を展示会で紹介したり、これらに適用する認証マークの普及に努めたり、」とあるが、認証マークの普及と並行して認証製品データベース(何が、どこで、いくらで売っているか)を作成するなど、企業や市民が具体的な消費行動につなげやすい施策を進めることが必要である。</p>	<p>生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」については、116ページ20行目などに記載しておりますが、平成21年度中に事例集及びその活用のための手引きを作成・公表することとしており、これらの資料を通じた情報の提供が、具体的な消費行動を促すものと考えております。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
128	1部	4章	2節	65	19 ~ 20	<p>「認証マーク」活用による生物多様性への配慮行動の効果的かつ信頼性のある普及の必要性</p> <p>「生物多様性に配慮した商品や農林水産物を展示会で紹介したり、これらに適用する認証マークの普及に努めたり、」とあるが、この表現では「認証マーク製品」が「生物多様性に配慮した商品や農林水産物」のOne of Them的な取り扱いになっており、展示会などで自称的かつ偽装的な「生物多様性に配慮した商品や農林水産物」が「認証マーク製品」と並列的に展示されるようなことになれば、その展示会そのものや生物多様性に配慮に関する普及政策全体の信頼性を損ねるものになりかねない。その意味では、生物多様性に配慮に関する信頼性確保のあり方に国策として一步踏み込み、ある一定の基準や仕組みを持つ「認証マーク」などのツールをこれらの展示会や普及の際の基準として活用することで、その信頼性を確保しなければならないと考える。そこで、本意見を反映しうる表現案として「認証マークなどにより消費者に対し明示化された生物多様性に配慮した商品や農林水産物を展示会やインターネットなどで紹介したり、これらの認証マークの信頼性や仕組みの普及に努めたり、」を提案する。</p>	<p>現時点では、生物多様性への配慮や認証マークが存在する対象分野は必ずしも網羅的ではなく、また、事業活動における生物多様性への配慮の内容やその主張の方法については、事業者ごとの工夫もたいへん重要と考えます。このため、認証マークを展示会の基準として、一律に適用することは難しい面があると考えますが、御指摘の趣旨を一部踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>「また、生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物などを展示会などさまざまな機会を活用して紹介したり、これらに適用する認証マークや認証制度の普及に努めたり、環境に配慮した不動産の市場価値を適正に評価する仕組みを検討することと併せて、消費や投資を行う人々が適切な判断を行うために必要となる情報の提供を行うことなどにより、生物多様性に配慮した事業者、消費者などの活動が相乗的に広がっていくことを目指します。」</p>
129	1部	4章	2節	65	34	<p>【要約】市民参加型の調査に関しては、その調査手法を構築することを進めなければ絵に描いた餅で終わってしまう。</p> <p>「その地域のモニタリングをしてもらう市民参加型調査を進め」ということは、市民に生物多様性の実態を知ってもらうためにも、自らの周囲の自然環境の将来を考えてもらうためにも、ぜひ推進すべきである。しかしながら、「市民参加型の調査」というものは市民を集めればすぐにできるというものではない。単なる観察会ではなく、将来もモニタリングを続けるということを大前提においた「市民調査の方法」を構築する必要がある。ある程度の定量性を持ち、数量に対しては客観的な捉え方ができ、他の地域とも比較できるような内容でありながら、市民（未経験者あるいは初心者）が気軽に取組むことができる方法が提供されなければ、かけ声だけで終わってしまうことが懸念される。また、研究者や専門家が協力できればそれに越したことはないが、協力を前提にすると、研究者や専門家がいなくなった時点で継続性が失われてしまうことが起こりうる。長期にわたって次世代につなげて行くことが可能な調査方法が必要であり、継続して実践しうる調査体制が考えられなければならないと思う。</p>	<p>「田んぼのいきもの調査」や「モニタリングサイト1000」の一部の調査などを市民参加型の調査として実施していますが、それらの実施にあたっては、御意見の趣旨を踏まえ、継続して実施できる調査体制の確保などに努めていきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
130	1部	4章	2節	65	38 ~	<p>【要約】新たな教育として「Sustainable教育」を推進するとともに、高等教育機関においては、環境と経済が両立した社会を実現させる専門家の人材の育成に取り組む旨を明記する。</p> <p>P66 7行「・・・きます。」の後に、「生物多様性の危機的な状況を克服し、環境の持続可能性を維持しつつ経済的な発展を実現するため、これまでの環境教育の枠を超える新たな教育として「Sustainable教育」を推進するとともに、高等教育機関においては環境と経済が両立した社会を実現させる専門家の人材育成に取り組む。」旨を追加する。</p> <p>(理由) 該当の箇所には子どもや大人の環境教育について言及されている。地球規模で生物多様性保全を実現するためには、教育の果たす役割は極めて大きいと言える。しかし、生物多様性の危機的な状況を考えると、これまでの環境教育の枠を超える教育の必要性を強調する必要があると考えている。 新たな教育としてSustainable教育を提唱する。このSustainable教育では、これまでの環境教育はもちろんのこと、環境と経済の両者を包含している。例えば、北欧などにおいては、小学生から高校まで全科目における多様な側面からの環境教育が実施されている。環境の持続可能性を維持しつつ経済的な発展を実現するために、新たな教育の枠組みが必要不可欠。さらには、高等教育機関においてはそのような社会を実現させる専門家を育成する必要がある。養成された専門家は、発展途上国の生物多様性保全にも大きな貢献ができると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、御指摘の箇所に以下の記述を追加します。</p> <p><u>「生物多様性の危機的な状況を克服し、環境の持続可能性を維持しつつ経済的な発展を実現するため、持続可能な社会づくりのための新しい環境教育のあり方を検討するとともに人材育成を推進します。」</u></p> <p>なお、持続可能な社会の実現のための教育や人材育成に関する具体的施策は、第2部第2章第3節4教育・学習（250～254ページ）に記述しています。</p>
131	1部	4章	2節	66	8	<p>「博物館や調査研究機関をはじめ」と加筆。</p> <p>理由：本件の推進にとって社会教育は極めて重要であり、人材の全て（国立系独法，都道府県の試験研究機関等）を活用すべきだと考える。</p>	御指摘のとおり修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
132	1部	4章	2節	66	12 ~ 22	<p>エコツーリズムの先進事例の情報提供と監視体制の強化をお願いしたい。</p> <p>エコツーリズムの推進について、エコツーリズムは多くの人に気軽に自然に触れ合ってもらい「気づき」を与えるよい機会と考える。しかし、わが国ではまだエコツーリズムの歴史は浅くノウハウの蓄積も少ないと思われるので、国単位で北欧等の先進成功事例を学び積極的に情報提供していただきたい。また、経済至上主義の企業がこの分野に算入し、間違っただけでエコツーリズムの名を借りた環境破壊が行われることのないよう十分な監視体制及び規制を合わせて検討していただきたい。</p>	<p>エコツーリズム推進法では、主務大臣は自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとしております。御指摘の趣旨を踏まえ、第2部第2章第3節「3.1 自然とのふれあい活動の推進」の具体的施策〔エコツーリズムの推進〕中の「ノウハウの蓄積と共有化を図ります」を「ノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります」に修正します。</p> <p>また、同法律では、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない、ということの基本理念の一つとしております。エコツーリズムが法に基づき推進されるよう、法の適正な運用に努めていきます。</p>
133	1部	4章	2節	66	13	<p>【要約】エコツアーには入域人数の制限を設けるべきである。</p> <p>「エコツーリズムの推進」が挙げられているが、「エコツアーが盛んに行われ（P58、35行）」のような状況が決して好ましいとは思えない。自然環境に留意したとしても、多くの人を訪れればそれだけ多くの負荷を与える。「エコツーリズム」の精神に則って、入域人数の制限を含む形での自然環境に対する留意が必要だと思う。</p>	<p>エコツーリズム推進法では、自然環境の保全を基本理念とし、必要に応じて、市町村が特定自然観光資源を指定して、立入り人数の制限などができることとされています。御指摘を踏まえ、「自然環境の保全を前提とした適切な利用のルールに基づき」に修正します。</p>
134	1部	4章	2節	67	9 ~ 13	<p>前文の流れからいきなり自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進へと飛躍しているため、この頁での記載は不適當である。</p> <p>(理由) P71 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進 で記載してあるため不要ではないか。</p>	<p>御指摘の箇所は、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進 の記述の概要をとりまとめたところになります。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
135	1部	4章	2節	67	15~	スギ、ヒノキ林等針葉樹人工林の適切な管理と自然林への移行についても記述すべき。	御意見を踏まえ、67ページ21行目以下を、「里地里山を構成する二次林や人工林のあり方についても、このような前提に立ったうえで考えていくことが重要です。森林の有する生物多様性の保全、水源の涵養、国土保全などのさまざまな機能を考慮し、地域の自然的・社会的条件に応じて、二次林や人工林としての適切な管理を推進する場合と、自然の遷移を基本として、森林の機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させる場合とを総合的に判断していくことなども検討が必要です。」に修正します。
136	1部	4章	2節	68	36	「このため、特定鳥獣保護管理計画に基づいた個体数調整を含む鳥獣の管理を行うほか、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を進める」を「このため、特定鳥獣保護管理計画に基づいて鳥獣の総合的保護管理を行うほか、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を進める」とする。従来型の施策は依然として捕獲中心主義になっているが、さまざまな関係者が連携する横断的、総合的保護管理の方向へ転換していくべきである。 (他1件)	御意見の趣旨を踏まえ、「特定鳥獣保護管理計画に基づいた個体数調整」を「特定鳥獣保護管理計画に基づく取組」に修正します。
137	1部	4章	2節	69~70		森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進を、第1部基本戦略で明確に記すべき。 理由：別添2及び説明会で配布された資料では、基本戦略2の主要新規事項として森林での生物多様性保全と持続可能な利用の促進が掲げられているが、これに該当する内容は、行動計画の基本的考え方として、P118に農林水産省における検討が紹介されているのみである。これをもってして基本戦略の主要事項とはおおよそ言えない。他の主要新規事項として自然共生社会・循環型社会・低炭素社会の統合的取組が基本戦略の単独事項として掲げられていることと比べても、当該新規事項が基本戦略の中で言及されていないのはおかしい。逆に言えば、基本戦略に書き込めていないのであれば、主要新規事項として紹介されるべきでは無い。	御指摘の趣旨を踏まえ、70ページ1行目（「・・・要素となっています。」の後）を、以下のとおり修正します。 これら森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、森林資源の利用が持続可能な形で行われることにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に寄与します。このため、森林計画制度的な運用や民間の第三者機関が取り組む森林認証制度を通じ、林業・木材産業の活性化による間伐などの森林の適切な整備・保全を、関係者との連携により推進します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
138	1部	4章	2節	69	3 ~ 5	<p>【要約】計画制度が任意施策であるため、地方分権化、予算不足が弊害となっている。今後状況悪化が予想されるため、法的根拠に基づく、予算の確保、体制、システムを整備する必要がある。 上記改善のための「法的根拠に基づく」の追記を求める。</p> <p>鳥獣保護法および鳥獣保護事業計画の指針では、特定鳥獣保護管理計画制度、広域保護管理指針は任意により策定されることとなっている。野生鳥獣は行政界とは無関係に行動し、様々な影響を受け、また、与えているが、各地方自治体の財政状況の悪化、取り組みの温度差により、十分な保護管理が行えていない。十分な施策が行えていないため、効果が顕れず、関連事業の停止も懸念されるという悪循環がおきている。また、地方分権化により国の関与も難しく、近年みられる経済状況の悪化の中では野生鳥獣の保護管理が十分に行えないことは明白である。現在も保護管理事業の縮小化がほぼすべての地方自治体で見られる。法的根拠に基づく、予算の確保、体制及びシステムの整備を行わない限り、問題の長期化、さらなる悪化など、経済的努力の浪費が予測されるため、法改正、地方分権の中での例外化など抜本的な改善を行う必要がある。</p>	<p>広域的な鳥獣の保護管理を進めるための広域指針は、国が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（基本指針）に基づき策定されており、鳥獣保護法の規定に基づき策定されるものでないことから、原文のとおりとします。 なお、今後とも都道府県担当者などへの研修等を実施し、特定鳥獣保護管理計画や広域保護管理指針の策定に対し、支援してまいります。</p>
139	1部	4章	2節	69	6	<p>「さらに、農山村の農業者や狩猟者が減少することに伴い、これらの取組や野生鳥獣の保護管理を行う人材が減少しており、取組を行うための担い手づくりを進めます」を、「(略)、長期的視野にたつて野生鳥獣の総合的保護管理を担える人材の育成をめざします」とする。目先の対策では捕獲の選択肢が少なく、これでは野生鳥獣との共存の施策はいつまでたっても実現できない。 (他1件)</p>	<p>御指摘の箇所は目先の対策のみを念頭に置いて記載していませんが、以下のとおり修正します。 「さらに、農山村の農業者や狩猟者が減少することに伴い、これらの取組や野生鳥獣の保護管理を行う人材が減少しており、<u>地域の实情に応じたさまざまな取組を行うための担い手づくりを進めます。</u>」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
140	1部	4章	2節	70		<p>森林の生物多様性保全のため、林業中心の視点を改めるべきである。 「森林は、わが国の国土の3分の2を占め、自然林から人工林までさまざまなタイプの森林が多様な野生動植物が息息・生育する場となるなど国土の中で生物多様性の重要な構成要素となっています」の記述（P69～70）は肯定される。 しかし、それに続く「このため、林業・木材産業の活性化を通じた間伐などの森林の適切な整備・保全を進めるとともに、森林計画制度を的確に運用することなどを通して生物多様性の保全を含めた森林の有する多面的機能の発揮を図ります」の記述（P70）は、林業中心の記述であり、生物多様性国家戦略の一環として、新たな森林・林業基本法で重視された森林の生物多様性保全の視点から書かれたものとは思われない。 森林施業は、それが可能と判断される場において、人工林施業でも天然生林施業でも生物多様性保全との両立または調整が大きな課題である。そのため、森林施業ではその課題が克服された内容が明記されなければならない。ところが、「生物多様性の保全にも配慮した多様な森林づくりを推進する」との記述（P73）は、林業中心で生物多様性保全は付け足しとする象徴的な表現であるので、例えば「生物多様性の保全を基本理念として多様な森林づくりを推進する」と変更すべきである。また、「持続可能な農林水産業の展開によって・・・生物多様性を保全していくことが不可欠です」との記述（P115）は、生物多様性保全から判断すると主客転倒となる不確実な表現であるので、例えば「生物多様性を軸とした持続可能な農林水産業の展開・・・」と訂正すべきである。 ちなみに、生物多様性の保全と持続的利用に関する本来の基本理念によると、森林の保全すべき生物多様性かつ持続的に利用する生物資源として、木材生産のための樹種だけではなく全ての野生動植物が考えられる。それに対して、林業中心の考え方は、有用樹種だけを資源と考え、その上で持続可能な林業でさえあれば、生物多様性保全につながると主張しており、本来の基本理念から離れている。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえつつ、ここでは「生物多様性の保全に貢献する農林水産業」というタイトルであることを考慮し、以下のとおり修正します。 （70ページ1行目） <u>これら森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、森林資源の利用が持続可能な形で行われることにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に寄与します。このため、森林計画制度の的確な運用や民間の第三者機関が取り組む森林認証制度を通じ、林業・木材産業の活性化による間伐などの森林の適切な整備・保全を、関係者との連携により推進します。</u> （73ページ28行目） このため、生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開し、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を図っていくこととしており、間伐の実施や、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくり、国産材の利用、担い手・地域づくりなどを総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」の取組を、幅広い主体の理解と協力のもと促進します。</p>
141	1部	4章	2節	70	3～5	<p>第2部第1章第5節1.7の（具体的施策）との整合性について 「林業・木材産業の活性化を通じた間伐などの森林の適切な整備・保全を進めるとともに、森林計画制度を的確に運用することなどを通して生物多様性の保全を含めた森林の有する多面的機能の発揮を図ります。」とあるが、第2部第1章第5節 1.7の（具体的施策）の表現から見て重要な文言の欠落を認める。 「林業・木材産業の活性化を通じた間伐などの森林の適切な整備・保全を進めるとともに、森林計画制度を的確に運用を図るとともに、森林認証制度の積極的な普及などを通して生物多様性の保全を含めた森林の有する多面的機能の発揮を図ります。」とすることを提案する。 [本案がパブリックコメント案の第2部第1章第5節1.7（具体的施策）との表現が違う点に関しては、129ページ10行に対する当団体意見を参照のこと]</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、70ページ1行目（「・・・要素となっています。」の後）を、以下のとおり修正します。 これら森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、森林資源の利用が持続可能な形で行われることにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に寄与します。このため、森林計画制度の的確な運用や民間の第三者機関が取り組む森林認証制度を通じ、林業・木材産業の活性化による間伐などの森林の適切な整備・保全を、関係者との連携により推進します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
142	1部	4章	2節	70	29 ~ 31	動物を飼育下において保護増殖すると、多くの場合、その動物に寄生している固有の寄生生物は失われ、生物多様性は低下する（時には人工的な餌付けも同様の効果をもたらします）。野生生物の保全はその本来の生息地で、野生状態のままでおこなうべきであり、「生育域外保全に関する基本方針」に明記されているように保護増殖はあくまで補完的な手段である。そこで、29~31行目の「特に、トキやコウノトリ、... 重要です」の文は、削除することを提案する。	生息域内保全の重要性は御指摘のとおりであり、70ページ17~18行目に記述していますが、ここでの「保護増殖」には、生息域内保全と生息域外保全の両方の意味が含まれていますので、本文のとおりとさせていただきます。なお、寄生生物の御指摘については、今後の施策の参考とさせていただきます。
143	1部	4章	2節	70	29 ~ 30	アホウドリの繁殖地保護についても加えた方がよい。また野生絶滅種の野生復帰の国内唯一の成功例である仙台市八木山動物園が行っているシジュウカラガン復元計画について触れられていないのは不思議である。	アホウドリの取組は野生復帰ではなく、後段の文脈と合わないこと、シジュウカラガンについては野生復帰の事例であるが、トキやコウノトリは国内の放鳥の事例として、広く一般的に認知されているものとして記載していることから、原文のとおりとさせていただきます。
144	1部	4章	2節	71	16	このような理想的な状態が早期に実現できよう、全国的にも、また各地域においても、統括的な役割を担える可能性を持っているのは、推進拠点である「地球温暖化防止活動推進センター」だろうと思う。	地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、あらゆる主体により、統合的な取組を進めていく必要があると考えます。
145	1部	4章	2節	71	32 ~	「森・里・川・海のつながりを確保する」について。この部分に、流域の視野が明示されているのは、今後の日本国の生物多様性国家戦略、さらに地域戦略の推進にあたってきわめて重要なことと考える。その重大さに鑑み、見出しの文章も、「流域全体の視野にたち 森・里・川・海のつながりを確保する」と、流域視野であることを明示するのがよいと思う。	流域の観点は非常に重要と考えますが、基本戦略3「森・里・川・海のつながりを確保する」には、流域全体の生態系管理の視点に加え、国境を越えて移動する海鳥やウミガメなどの移動を考慮した国際的なネットワークの視点なども含まれることから、見出しは原文のとおりとさせていただきます。
146	1部	4章	2節	71	36	「~創ります。また、海洋起源の栄養塩類もサケなどの遡上によって森林に運ばれてきます。里に~」と加筆。 理由：栄養塩類等の供給は陸域から海域への一方通行ではなく、双方向にあると考えられる。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「~創ります。また、海の栄養塩類はサケなどの遡上によって森林に運ばれてきます。」

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
147	1部	4章	2節	73		<p>科学的根拠に基づく説明が必要である。</p> <p>森林の保全・整備（P73）において、「人工林の整備が生物多様性の保全につながる」「木材利用が地球温暖化の防止につながる」旨の記述については、それらの理由を科学的根拠に基づいて詳しく明記しなければならない。さらに、二次林については、「地域の自然的社会的状況に応じて資源利用を図るほか、自然の遷移に委ねることなどにより適切に整備・保全を進める必要がある」との記述があるが、この部分では、以下の理由から慎重な説明が補足されるべきである。環境省による二次林に関する別途報告によると、この国家戦略2010（案）の記述と同様に、本州以南の里山・二次林では、絶滅原因「人間活動の縮小による危機（二次林の放置による野生動植物の絶滅）」に基づき人手を入れる施策の必要性が示され、同時に、「北海道の二次林については自然の遷移にゆだねることが自然林に向かわせ生物多様性保全につながる」旨が明示されている。したがって、北海道の二次林については自然の遷移にゆだねるべきことを明記すべきである。その点が補足されなければ、北海道ではまったく逆方向の、誤った施策が講じられることになる。</p>	<p>人工林の整備と生物多様性保全については、第2部第1章第5節「森林」に、木材利用による地球温暖化の防止については、第2部第1章第7節「循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」にその考え方などが記述されていると考えます。二次林の管理の考え方については、第1部第4章第2節2<里地里山の保全や野生鳥獣との共存>において、「手入れをしないで自然林に移行するのが一般的なミズナラ林やシイ・カシ萌芽林などの里山林については、地域の状況に応じ、自然の遷移に委ねる」と記述するなど、地域の自然的・社会的状況に応じて対応していくことが重要であると考えています。</p>
148	1部	4章	2節	73 108 110 ~ 111		<p>自然再生法については、法律の5年後の見直しも踏まえた記述にすべきである。</p> <p>理由：生物多様性条約第10回締約国会議で新たな戦略計画が示され、自然の再生や回復に関しても指針が示されることとなる。従って、法律の見直しについても記述すべきである。</p>	<p>自然再生推進法では、自然再生を総合的に推進するための「自然再生基本方針」について、おおむね5年ごとに見直しを行うことと定められており、その際、自然再生事業の進捗状況、COP10の成果その他の状況を踏まえて検討を行うこととなります。</p>
149	1部	4章	2節	73 245	35 ~ 30 ~	<p>都市及び近郊において都市住民が自然とふれあい、生物多様性について体験、学習できる施設として、環境庁が補助事業として整備した自然観察の森等にふれるべき。</p>	<p>御指摘の趣旨は、第2部第2章第3節自然とのふれあい活動の推進の「3.1 自然とのふれあい活動の推進」の具体的施策〔自然公園などにおける取組〕中の「自然ふれあい施設」に含まれていると考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
150	1部	4章	2節	74	2	<p>【要約】都市では草地在少ないため、昆虫をはじめとする生物相の回復や人との接点としての重要性を明記する。</p> <p>「・・・のかなめとなります。」の後に、「特に、開発の対象となりやすい草地は、昆虫類をはじめとする多くの生物種の生息や市民の活動の場として重要です。」を追加する。 (理由) 現在、都市緑地の保全・再生の方向性として、樹木や樹林は一応の認知を得ている。しかし、街路や公園、屋敷地などの樹木は、外来植物や園芸種を含めて昆虫が好まない樹種が多く、かつ近年は樹冠が鬱閉したり、逆に苦情によって強剪定されたりするなど小動物の生息に適さないものが多数見受けとられる。一方、都市の草地はバッタ目やカメムシ目、草地性のコウチュウ目をはじめ、飛翔性のトンボ目やチョウ目、ハエ目、ハチ目などの重要な生息地であり、樹林よりも生物相が多様であると言ってもよいと考える。しかし、こうした草地は、一般市民や地方公共団体職員に意識されにくく、また遊休地等とされて開発・活用の対象になりやすいため、生態系ネットワークのかなめとしての都市緑地の機能が損なわれがちであることから、その重要性に触れる必要があると考える。</p>	御意見を踏まえ、73ページ40行目を以下のように修正します。 「都市における樹林地や草地などの緑地は、都市に生きる・・・」
151	1部	4章	2節	74	7 13 ~ 15	<p>「民有地を含めた緑化を推進」（7行目）、「企業による緑地保全・再生活動を評価する取組」（14～15行目）とあるが、民間・企業による緑化は経済的な負担を伴う取組みであり、各主体の自主性が原則と考える。よって各主体の取組を「評価」するのではなく「支援」するような取組みを展開いただきたい。これらの観点から、上記2箇所の記載もそれぞれ以下のとおり修正すべきと考える。</p> <p>修正案 修正案（7行目） 「各主体の自主性に考慮しつつ、民有地を含めた緑化を支援し」 修正案（13-15行目） 「企業による緑地保全・再生活動を支援する取組」</p>	74ページ7行目については、民有地を含めた緑化を推進するためには支援による推進に限定されるものではなく、また、13～15行目については、企業のCSR活動などによる取組を適切に評価することで推進が図られることから、御意見の趣旨は本文に含まれていると考えます。
152	1部	4章	2節	75	6 ~ 21	<p>統合的保護・管理について明記すべき。</p> <p>沿岸・海洋域ではこれまで一つのまとまりのある地理的単位の中でも多くの関係省庁の担当と施策の縦割りのために連携した統合的な管理機能を果たしてきていないという現状と、沿岸・海洋域における統合的管理の重要性を指摘した生物多様性条約決議VIII/22” Marine and coastal biological diversity: enhancing the implementation of integrated marine and coastal area management ”、及びP60 32～38行目「3 連携と協働」の記述を踏まえ、「統合的保全・管理」について明記すべき。</p> <p>「また、海洋に係る省庁間の連携を強化し、海洋環境の保全のための施策について検討していくことが重要です。」 「また、海洋に係る省庁間の連携を強化し、海洋環境の統合的な保全と管理のための施策について検討していくことが重要です。」</p>	御意見を踏まえ、75ページ20行目を「また、海洋に係る省庁間の連携を強化し、海洋環境の統合的な保全と管理のための施策について検討していくことが重要です。」に修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
153	1部	4章	2節	75	30 ~ 39	<p>【要約】戦略を効果的に実現するためには、文章の主体を明らかにするなど、「だれが」、「いつまでに」、「どのように」戦略を実施するのかより明確な計画の提示が必要。</p> <p>意見 31行目 このため、<関係各省庁が連携して> 海流、気候、地理的条件などをもとに、（以下略） 34行目 また、さまざまな生態系のタイプごとに重要な海域の保全状況を元に、<研究者やNGO、各地域における関係者等を交えた協議会等の設置により> 30 ~ 39 保全の必要性と方法を検討し、38行目 海洋保護区については海洋基本計画に基づいて関係府省が連携して<保護区の目的を共有し>設定のあり方を明確化し<統合的な保全・管理の実施を検討し> <2012年の目標に向けて>設定を推進する。</p> <p>理由 「総合的な推進」に不可欠なことは 省庁間の連携と協力、 地域における活動の強化。環境省が他省庁からもらえる範囲の情報を得て構想を練るだけでは「保全・再生」の達成はむずかしいと思う。</p>	<p>海洋の生物多様性の総合的な推進のためには、御指摘のとおり関係府省の連携と協力が重要であり、75ページ20行目にも「省庁間の連携を強化し、海洋環境の保全のための施策について検討していくことが重要」と記述しているところです。また、今後海洋保護区の設定や保全管理を進める際には、地域の関係者の活動や多様な主体との連携・協力が重要と考えており、御指摘の視点も参考にさせていただきながら、効果的な海洋の生物多様性保全に向けた施策を検討してまいりたいと思います。</p>
154	1部	4章	2節	76 ~ 82		<p>生物多様性における経済的視点の導入について、一節を設けるべき。 理由：別添2及び説明会で配布された資料では、基本戦略4の新規主要事項として生物多様性における経済的視点の導入が掲げられているが、これに該当する内容は、行動計画第3節「普及と実践」における経済的措置・行動計画第4節「国際的取組」における次期世界目標設定・行動計画第5節「情報整備・技術開発」における生物多様性指標の開発並びに環境分野における調査研究として言及されているものの、基本戦略では紹介されていない。他の主要新規事項がいずれも基本戦略として紹介されていることを考えると、その取り扱いと同様に基本戦略として明示されるべきである。基本戦略に書き込めないのであれば、主要新規事項として紹介されるべきではない。</p>	<p>生物多様性に関する経済的視点の導入については、第1部第4章第2節の中では、<科学と政策の接点の強化・科学的基盤>の中で、「生物多様性の経済評価に関する政策研究を推進し、こうした研究成果や国際的な議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手します。」と記述しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
155	1部	4章	2節	76	82	<p>日本人の消費が世界の生物多様性に与えている影響の軽減を柱の一つとして追加すべき。</p> <p>理由：現代のグローバル経済の下では、他国の生物多様性への貢献は、日本国内の農林水産業の振興や森林保全だけで達成できるようなものではおおよそない。資源輸入大国としての国の特性に立脚し、消費者や経済活動主体が輸入により他国の生物多様性にいかなる影響を与えているかを知らなくして、第2部第2章第3節で掲げられている普及と実践は達成し得ないと言って良い。この普及と実践の具体的施策に「賢い消費者」の育成策が挙げられているが、この視点こそ日本の生物多様性国家戦略に求められるべきものであり、基本戦略で十分に記載されるべきである。更に、他国の生物多様性に悪影響を及ぼすような国内消費を規制・監視する、効果的な国内法体制の整備や執行強化を進めることも明記されているべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>66ページ28行目</p> <p>「・・・ライフスタイルの転換についても、<u>生物多様性に配慮した商品を判断する目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性民間参画ガイドラインの・・・</u>」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
156	1部	4章	2節	78		<p>里山イニシアティブについて。めりはりをつけた里山保全を望む。里山放棄は、原生林復活の源。「ふるさと」の歌に出てくるような里山風景を残したいという気持ちはよくわかり、多くの国民に指示されていると思う。こういった背景とSatoyamaがもつ日本独特のイメージを今回のCOP10に大きく取り上げられたのだと思う。しかし、里山はそんなに大事なのか。私は、里山保全を否定しているのではない。ただ、めりはりをつけないととんでもないことになるのではないかと危惧している。どの里山も保全するとすると、費用がかさみ、結局はこの里山も中途半端な保全しか行われず、絶滅する種が増すのではないかと思う。里山としてがんばるところはとことんがんばる。そうでない場所は身をひいて、野生の王国にするというめりはりが必要。里山はこれまで人間が常に手をかけて守ってきた環境。これからも保全するとすると、相当な努力(費用)を覚悟する必要がある。一部の里山に重点を置いて保全しないとだめだろう。熱帯で仕事をしていていつも感じるのですが、熱帯諸国は、低地原生林を広大な面積で保護区にしているというめりはりがあると思う。保護区内では原生林に依存した種がたくさんみられる。これに対し、日本で、広大な低地原生林が残っているのは西表島とヤンバルくらいではないか。そこには貴重な原生林依存種が細々と暮らしている。本土に目を向けると、低地原生林と言えるのは宮崎の綾、奈良の春日山、隠岐の島、千葉の清澄山くらいで、いずれも小面積。森林が比較的残っていると信じられている北海道ですら、低地原生林が数haのものが散在するだけ。本来なら、ルーミスジミやゴイシツバメシジミといった低地原生林依存種は、人間が森を切り開く前は広く分布していたはず。それを考えると相当な数の種が、日本の低地林ですですに絶滅してしまっていて、今も絶滅していると思う。里山の放棄は、原生林の復活には好機かもしれない。特に小面積であっても低地原生林に隣接する里山では、このまま里山放棄を続け、原生林依存種が生息できる地域を少しでも広げるべき。そういっためりはりのある保全を望む。カシノナガキクイムシが問題になっているが、温暖化によるミズナラ林への被害拡大は別として、低地での被害は里山の放棄が原因。</p> <p>これは、放棄によって元の状態に戻ろうとする森林で必然的におこる現象だと思う。カシナガは、人間によって守られてきたナラ。・カシの木が、守られなくなることでかかる病気のようなもの。カシナガにやられないようにするため、里山施業を復活させるか、それともカシナガに好きにさせておき、その地域本来の原生的の森に導くのか、めりはりのある里山保全をもとに決めればいだけのことだと思う。以上、今の里山ブームにいつも疑問をいただいている者からのコメントでした。</p>	御指摘の点である、里山のあり方に関しては、第1部第4章第2節「基本戦略」の中で、「森林の有する生物多様性の保全、水源の涵養、国土保全などのさまざまな機能を考慮し、地域の自然的・社会的条件に応じて、二次林としての適切な管理を推進する場合と、自然の遷移を基本として、森林の機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させる場合とを総合的に判断していくことなども検討が必要」である旨を本戦略案の作成にあたって追記しています。
157	1部	4章	2節	79	17	<p>持続可能な資源利用はグローバルな課題であり、このセクションの説明を踏まえても、支援の対象を「アジア各国」に限定すべきでないとする。</p>	御意見を踏まえ「アジア各国を中心に」に修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
158	1部	4章	2節	79	20~	<p>自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）やモニタリングサイト1000などは、生物多様性モニタリングが目的であり、刻々と変化する生態系の保全を目的とはしていないように思う。</p> <p>そこで、生物多様性保全モニタリングを目的とした、保全モニタリングサイト100を提案致します。これは、定常的なモニタリングと順応的な保全管理がなされるサイトのことで、海、森、川など毎に100地点を指定する。規模は1から10ha程度とし、対象生態系の順応的な保全管理が数値化できるものを指定する。</p> <p>一例としては、サンゴ礁保全状況を数値管理している座間味、恩納村、伊良部島などのオニヒトデ対策保全サイトが考えられる。（数値化：捕獲されたオニヒトデ、捕獲した参加者、保全されたサンゴ礁の各種データ）</p>	<p>自然環境保全基礎調査は、自然環境の保全施策の策定のため、必要な基礎調査として継続的に実施しているものです。また、モニタリングサイト1000は、自然環境の質的・量的な変化を把握し、必要な対策を講じるため、長期にわたる生態系観測を行おうとするものです。このため、これらの調査は生態系の保全に活用していくこととしていますが、ご提案については、今後の生態系の保全管理施策の参考とさせていただきます。</p>
159	1部	4章	2節	79	20~	<p>刻々と変化する生態系を定常的に監視観察かつ解析処理する草の根モニタリングネットワークの提案。</p> <p>1. 民間団体を「センサ部」として位置づけ、現場密着の多様なセンシングを行う。</p> <p>2. 行政および事業者を「ネットワーク部」として位置づけ、必要なハード機器や設備構築を支援する。</p> <p>3. 学術団体を「解析処理部」として位置づけ、集積データを解析し、生態保全モニタリングを行う。</p> <p>1から3のプロセスを順応管理し、草の根モニタリングネットワーク（スマートグリッド）を構築する。</p>	<p>さまざまな団体や市民と連携しながらモニタリングのネットワーク化を進めていくことは重要であり、市民参加型調査の実施については、第2部第2章第6節[モニタリング及び適応策]などに、関係団体との情報ネットワークの構築・強化については、第2部第2章第5節2.5「生物多様性に係る拠点整備・体制の構築」などに記載しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
160	1部	4章	2節	80	2 ~ 10	<p>【要約】自然環境データは、新規の情報の整備とともに既存の情報の更新により積極的に労力と資金を投入すること、特に生物系のデータの敏速かつ速やかなデータ整備とその更新システムの向上を図ることを明記する。</p> <p>P80 6行「・・・収集に努めます。」の後に、「この場合、新規の情報の整備に限らず、既存の情報の更新により積極的に労力と資金を投入するとともに、特に生物系のデータについては敏速かつ速やかなデータ整備の実施とその更新システムを向上する。」旨を明記する。</p> <p>(理由) この部分で述べられているように、生物多様性の評価や様々なインパクトの影響を評価するためには、モニタリングを行うとともに、自然環境データの充実が必要不可欠。既に、モニタリング1000などの取り組みが始められており、その体制が整いつつあるが、これまで自然環境保全基礎調査により整備されてきた自然環境データの迅速な更新も欠かせない。例えば、現存植生図については、平成11年から初めて本格的な更新が始められたが、9年たった平成19年の時点においても、全国の4割足らずの情報の更新に留まっている。全国の整備に時間がかかりすぎると地域間の比較も行えなくなるばかりでなく、全国で一斉に調査していることの意義も薄れてくる。</p> <p>このため、新規の情報の整備に限らず、既存の情報の更新により積極的に労力と資金が投入されるべきであると考え。また特に生物系のデータについては、従来も更新や精度に問題があることから、敏速かつすみやかなデータ整備の実施とその更新システムの向上を図ることが必要であると考え。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、80ページ2行目「自然環境データの充実と速報性の向上」を「自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上」に、3行目の文を以下のとおり修正します。</p> <p>「モニタリングサイト1000の実施により国土の自然環境の継続的な状況把握を引き続き進めるとともに、現在十分とはいえない中・大型哺乳類の生息状況、海洋・沿岸域における生物種や生態系のデータ、里地里山における竹林の拡大状況などの重点的な収集・更新に努めます。」</p> <p>また、いただいた御意見は今後の自然環境データの整備・更新にあたっての参考とさせていただきます。</p>
161	1部	4章	2節	80	11	<p>【要約】地域における推進拠点としての「地球温暖化防止活動推進センター」が持つ可能性。</p> <p>このような状態が早期に実現できるように、全国的にも、また各地域においても、統括的な役割を担える可能性を持っているのは、推進拠点である「地球温暖化防止活動推進センター」だろうと思う。これまで温暖化対策と、それ以外の環境保全活動において、実際に地域のコーディネート役としてのノウハウやネットワークを蓄積して来ている実績がある。</p>	<p>地球温暖化防止活動推進センターの実績も踏まえ、これら機能や仕組みについて検討を進めます。</p>
162	1部	4章	2節	81 ~ 82		<p>先の気候変動枠組条約COP15では、法的拘束力ある国際的な次期枠組みの合意は先送りされたものの、生物多様性とも非常に関連の深い森林保全に関わる議題（REDD）の協議で大きな進展を見た。特に日本は、米仏豪英ノルウェーとともに総計35億ドル規模のREDD支援の基金設立に合意しており（2009年12月16日付米農業省発表 Release No. 0618.09を参照のこと）、今後国際的な生物多様性の保全の概念を含む森林保全（REDD+）の中核的な役割を担うことを国際的に明らかにしている。今後の地球規模での森林保全の取り組みが、気候変動対策を軸に進められる側面が強くなることを鑑み、この項目において、REDD+への支援にも言及すべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、82ページ2行目に「また、<u>「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）」に関する各種議論にも、引き続き積極的に参画していきます。</u>」と追記します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
163	1部	4章	2節	81		日本政府と在日米軍の協力で作成された日本環境管理基準（JEGS）について言及されるべきである。	JEGSは在日米軍が米軍施設・区域内で実施する環境管理に関する在日米軍の内部規定であり、政府の施策を取りまとめた計画である当該国家戦略に記載する内容としてはなじまないものと考えます。
164	1部	4章	2節	81 255	10 ~	【要約】「原料調達を通じた生産国の生物多様性保全」の項目を新設する。 「地球規模の視野を持って行動する」＜国際協力の推進＞の前に、前述している日本が依存する世界の生物多様性への影響を緩和し、保全と持続可能な利用の推進のため＜原料調達を通じた生産国の生物多様性の保全＞をいう項目を設け、グリーン購入法の適用を国・公共機関から民間まで広げるなど、積極的に環境配慮型調達を進める方法を示す。 必要なのは、国際協力以前に、与えている悪影響を減らすことである。 このことはP255 からの「国際的取組」においても、原料調達を通じた生物多様性保全として明記されるべきである。	わが国が諸外国に与えている悪影響を減らすための取組については、第2部第2章第3節「普及と実践」の認証制度の普及、民間参画ガイドラインの普及、第2部第2章第4節「国際的取組」の違法伐採対策などに記述しています。
165	2部					第2部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の全般について、各省庁の「具体的施策」について、対処期間や具体的な数値目標が明記されていない。数値目標を明記すべきである。 理由：第三次生物多様性国家戦略策定時に、具体的な施策の展開について、各省庁は、スケジュールや数値目標を明記することが議論になった。その後、今回の改訂までの間に、数値目標に関する検討がされなかったのであれば、怠慢としか言えない、数値目標を明記すべきである。 (他1件)	個別の施策に関する数値目標や目標年については、第2部の各該当する具体的施策で記述しています。 なお、戦略の効果的な推進のための望ましい目標のあり方などについては、目標や指標の設定のあり方と併せて、今後も検討を進めていきます。
166	2部	1章	1節	85	12	次のとおり修文する。 生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）をランドスケープ単位で維持・形成していくことが必要です。つまり、そこで起こりうる様々な土地利用（農地や宅地などの整備、森林、河川、海岸などの管理、漁業の調整、各種インフラ整備など）を計画段階で調整し、ランドスケープ内の生態系が丸ごとその自然な営みを続けられるようにすることが必要です。このことにより、・・・」 (以下、「生態系ネットワークの形成」は、すべて「生態系ネットワークの維持・形成」に修文する。)	さまざまなタイプの生態系の空間的なまとまりに着目するという御指摘の趣旨については、同節の17行目から24行目「地域固有の生態的なまとまりを考慮する」、「有機的に連結された状態を確保」などの記述の中で説明しています。また、計画段階での調整の重要性の御指摘については、各空間レベルのネットワーク構想計画に基づく施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。 なお、「生態系ネットワークの維持・形成」とすべきとの御意見につきましては、「ネットワークの形成」という表現にネットワークの構成要素の保全や維持管理などが広く含まれると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
167	2部	1章	1節	85	17	次のとおり加入する。 この点、生物多様性基本法も「国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする」と定めています（第14条3項）。 生態系ネットワークの形成にあたっては、・・・	御指摘の趣旨を、第2部第1章第1節（基本的考え方）全体で説明しているものと考えます。
168	2部	1章	1節	86 ～ 87		気候変動と生物多様性に関連し、全国でモニタリング拠点（例えば、「地域総合環境モニタリングステーション」）を各自治体1～2箇所位に配し、防災・環境教育等の拠点としても活用することを提案する。	気候変動と生物多様性に関連するモニタリングについては、「モニタリングサイト1000」において継続的に調査を実施しており、第2部第2章第5節2.2「生態系総合監視システム」などに記述しているところです。
169	2部	1章	1節	86	15 ～	P268 5～22行目「2.10 ボン条約」を踏まえ、P87 23行目以降に以下を加えるべき。 「移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）への加盟に向けた検討」	268ページの「2.10 ボン条約」において、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約への対応の必要性について検討することとしています。
170	2部	1章	1節	86	34 ～	【要約】生態系ネットワークの構築は、国土、広域、地域の各スケールにおいて具体的な計画を策定し、実行し、検証していくことが重要であることから、実施する生態系ネットワーク構築プロジェクトにおける計画策定等の具体的な目標を明記する。 （具体的施策）として、「生態系ネットワークの構築にあたり、国土、広域、地域の各スケールにおいて実施する生態系ネットワークの構築プロジェクトにおける計画策定等の具体的な目標」を明記する。 （理由） 生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）は、生物多様性保全においては重要な役割を果たすのはこの部分で述べられている通り。地球温暖化の影響に対する生態系の抵抗力(resilience)を高めるためにも、生態系ネットワークの構築は重要で、その対策は急を要していると言える。しかし、具体的に生態系ネットワークをどこでどれだけ再生・構築していくのかが、全く明記されていない。生態系ネットワークは生物多様性保全において重要な戦術になり得るが、これまでも具体的な計画が示されず、どの程度のネットワーク化がどれだけの効果をもたらすのかも検討されてきていない。 生態系ネットワークの構築は国土スケールから広域スケール、地域スケールまで様々なスケールが考えられるが、それぞれにおいて具体的な計画を策定し、実行し、それを検証していくことが重要であると考え。それぞれのスケールにおいて、生態系ネットワークの構築のプロジェクトについて計画策定等をどれだけ実施するのか明記することが必要と考える。	御意見の趣旨を踏まえて、87ページ3行目に「 <u>さまざまな空間レベルにおける生態系ネットワークに関する計画・構想をどのようなタイムスケジュールで具体化し、これに基づく取組を実施していくべきかについて検討を進めます。（環境省、国土交通省、農林水産省）</u> 」を追加します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
171	2部	1章	1節	87	9	次のとおり修文する。 緑の基本計画、河川整備計画、農業振興地域整備計画など各種土地利用等の計画において、ランド・スケープからそれ以下の単位に至る各レベルの生態系ネットワークの維持・形成を計画事項とし、事業者によるその重要性を浸透させるとともに、効果的に計画を実施します。	御意見の趣旨は、生態系ネットワーク形成の観点が必要であるということから、原案に含まれるものと考えます。なお、緑の基本計画に関しては、第2部第1章第7節「1.1 緑の基本計画」の具体的施策において、「 <u>さまざまな空間レベルに配慮しつつ、生物多様性保全に適切に対応した緑の基本計画の策定が行えるよう、計画指針を作成します。（国土交通省）</u> 」を追加いたします。河川整備計画は地域の実状などを踏まえて策定しているため、具体的な項目を統一で設けることを本戦略に記述することは難しいと考えますので原文の通りとさせていただきます。なお、御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
172	2部	1章	1節	87	12	次のとおり、新たな段落を加入する。 生物多様性基本法第14条3項の規定に基づき、生態系ネットワークの維持・形成を中長期にわたって顕著に促進する観点から既存の土地利用・開発事業関連の諸法令を見直すとともに、ランドスケープ・レベルで生態系ネットワークの維持・形成と各種土地利用を調整するための新たな法制度（「ランドスケープ保全法」）についても検討します。	全国レベル、市町村レベルなど、各空間レベルでの生態系ネットワーク構想については、各種の土地利用制度や生物多様性地域戦略と整合を取って策定されることが重要と考えています。なお、御意見の趣旨を踏まえて、第1部第4章第2節1（64ページ34行目）、第2部第2章第3節1.1（240ページ18行目）にそれぞれ以下の記述を追加します。 「併せて、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討します。」 「都道府県、市町村が、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討します。（環境省）」
173	2部	1章	2節	88 ～ 106		11として「漁業管理区域」を新設 理由：現在、海洋保護区の位置づけが関係省庁間で議論されているが、保護水面や漁業禁止区域などの漁業管理区域も対象として検討されている。また我が国の沿岸域のほとんどは漁業法、水産資源保護法によってその水産動植物の捕獲が規定されており、解釈によっては海洋保護区等として見なすことも可能である。これらすべてが海洋保護区として位置づけるかどうかは今後の議論が必要だが、少なくとも、保護水面が水産資源の保存を目的として重要海域を指定していること、区域内の海洋生態系の保全に寄与していることから、本節の項目として記載すべきである。他の漁業管理区域についても、重要地域の保全への貢献の可能性を考慮し、引き続きその位置づけと管理手法等について議論することを記載すべきである。	海洋保護区のあり方の明確化については、第1部第4章第2節「3 森・里・川・海のつながりを確保する」の〈沿岸・海洋域の保全・再生〉及び第2部第1章第9節「1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区」に追記したように、関係府省が連携して、設定のあり方を明確化するため検討を進めています。この中で、これまでは海洋保護区と位置づけられていない漁業における資源管理の制度についても整理されるものと考えます。 資源保護のための採捕期間の制限や保護水面の指定など、漁業法及び水産資源保護法に基づき措置可能な生態系に配慮した漁業管理については、第2部第1章第9節の2.4（190ページ4行目）に記述されています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
174	2	1	2	88		<p>12として「地域住民等による自主的管理区域」を新設 理由：105ページ14行に例示されている「知床世界自然遺産地域管理計画」においても海域保全には「（前略）漁業に関する法令・規則の規定や漁業者の自主的な取組（漁の自粛区域、期間の設定、ゴミの持ち帰りの徹底など）により、適正な資源管理を行っていく。」（13ページ）とあるように、重要地域の保全に自主的な管理区域が当然のごとく位置づけられている。現在、どのような事例があるか、その基礎情報の収集が不十分ではあるが、本節の項目として記載し、今後情報収集に努めるとともに、国としてどのような支援施策があり得るかを検討していくべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2節に項を追加し、自主的な管理区域について以下のとおり記載します。</p> <p>11 地域の自主的な管理区域</p> <p>（施策の概要） 各種の法制度に基づく重要地域の保全のほか、NGOや漁業協同組合などの地域の団体が、特定の区域の保全や管理を行っている場合があります。例えば、ナショナル・トラスト運動によって、NGOが土地を取得・管理し、地域のすぐれた自然環境を地域の財産として保全しつつ地域振興などに活用したり、漁業協同組合が資源管理のため海域を定めて自主的に禁漁区を設定して管理を行っている例などがあります。 これらの取組を把握し、必要な連携方策などを検討していくことが重要です。</p>
				106			

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
							<p>11.1 地域の自主的な管理区域 （現状と課題） 地域の自主的な管理については、法制度に基づく管理と併せて地域の自然環境の保全や持続可能な利用の有効な手段となることが期待されており、先進的な取組事例を参考にしつつ、地域の自然的社会的条件に応じて各地で活用されていくことが期待されます。</p> <p>土地所有者との協定や土地の購入により、鳥類の重要生息地を管理しているNGOや、資源管理のため自主的な禁漁海域を設定し、監視活動などを実施している漁業協同組合などがあります。</p> <p>これらは地域の関係者による柔軟できめ細かな管理が期待できる、順応的な管理のためのルールの変更が容易であるなどの利点があると考えられます。</p> <p>今後、法制度に基づく保護管理とあわせて効果的な管理の手法として広く活用されていくことが期待されます。</p> <p>（具体的施策） NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく管理区域が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携・協働のあり方などについて検討します。（環境省）</p>
175	2	1	2	88	1	<p>ホットスポットの保護地域への指定が必要。 P46 33行目～「3 わが国の生物多様性総合評価」において「こうした総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況を具体的に地図化し、危機に対する処方箋を示すための診察記録（カルテ）として活用すると同時に、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を選定することを通じて、優先的に生物多様性の保全を図るべき地域での取組を進め、生物多様性の損失速度を顕著に減少できるよう努めます。」としたことを踏まえて13～15行目「このため、全国規模から地域規模までさまざまな段階における重要な生態系や生物の生息・生育地が、国土の生態系ネットワークの核となる地域としてよりよく機能するよう、科学的なデータに基づく保護地域などの指定、見直しを進めます。」の後に、以下を挿入する。 「生物多様性総合評価に基づく生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）の選定を通じ、優先的に生物多様性の保全を図るべき地域における保護地域などの指定を進め、生物多様性の損失速度を顕著に減少させます。」</p>	<p>御意見を踏まえ、203ページ25～28行目を「生物多様性総合評価により選定される重要地域（生物多様性ホットスポット）については、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、その保全と回復に努めます。（環境省）」と修正します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
176	2	1	2	88	3	重要地域を既存の制度を活用して保全していくためには、「重要地域」をどう選ぶかも重要である。国際標準の選定方法を採用するなどして、重要地域を抽出し、ギャップ分析を行うなど、国際的な分かりやすさや透明性を考慮した対策の導入も検討してはどうか？ 既存データを集結して、危機性と非代替性により、生物多様性上の重要地域を選ぶ国際標準の手法が、Key Biodiversity Areas (KBA/参照：Langhammer, et al. (2007) Identification and Gap Analysis of Key Biodiversity Areas. IUCN)である。希少野生動植物種の保全施策として挙げられている「ホットスポット」(P.203 1.25)の選定手法としても適応可能と考える。	御意見の趣旨は、第1部第4章第2節「基本戦略」や第2部第2章第1節「野生生物の保護と管理」に記述している生物多様性ホットスポットの選定の際の参考とさせていただきます。
177	2	1	2	96	37	孤立した地域個体群をつなげていくための「緑の回廊」の必要性についても、追加して記述すべきである。 (他1件)	「緑の回廊」の必要性については、第2部第1章第2節の「6 保護林、保安林」に記載しています。
178	2	1	2	97	14	次のとおり修文する。 平成5年の施行から平成21年8月現在までの16年間で、生息地等保護区は、イシガキニイニイ、アベサンショウウオなど国内希少野生動植物種81種(平成21年8月現在)のうち7種(爬虫類、両生類、魚類、無脊椎動物及び植物)について計9か所、885haが指定されています。生息地等保護区の指定を伴う国内希少野生動植物種の割合は全体の8%にとどまり、哺乳類および鳥類については未だ指定がありません。生息地等保護区については、保護区ごとに指定種の生態的特性に応じた保護の指針を定めていますが、指定種の生息・生育状況の科学的調査、指定後のモニタリングの一層の充実や、外来種の侵入などにより生息状況などの悪化が認められた場合の生息状況などの改善が求められています。	国内希少種の生息地の保全については、生息地等保護区だけでなく、鳥獣保護区、自然公園等の他の制度による保全施策とも連携しながら進められています。 また、御意見にある「科学的調査」や「モニタリング」については、「生息・生育状況の調査」に含まれると考えられることから、原文のとおりとします。
179	2	1	2	97	16	生息地保護区の指定がなかなか進まない現状を分析すること。特に根拠となる種の保存法の実効性が弱いために、保護増殖事業や回復計画が進まない現状であることを、明記するべきである。 具体的施策としては、生息地の回復を実効性あらしめるものとするために種の保存法を見直すことを明記するべきである。 (他1件)	202ページ35～39行目の記載のとおり、今後、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、必要な対策を講じることとしております。 また、生息地等保護区の指定を推進することについては97ページ24～25行目に記載しています。
180	2	1	2	97	20	種の保存法の見直しについても記述すべきである。 理由：種の保存法は、内外の絶滅のおそれのある野生生物を保全する目的もあるが、日本が生物多様性条約を批准する為に作られた背景も一方である。しかしながら絶滅の恐れのある種は増加する一方、遅々として種の指定や保全の施策が進んでいない。抜本的な見直しの時期に来ている。	202ページ35～39行目記載のとおり、今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしております。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
181	2部	1章	2節	97	21	<p>次のとおり修文する。</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）</p>	<p>生息地等保護区の区域選定については、対象となる種、地域の状況に応じて検討するものであり、必ずしも御指摘の方針とはならないことから原文のとおりとします。なお、御意見の内容については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
182	2部	1章	2節	97	26	<p>次のとおり修文する。</p> <p>生息地等保護区を中心とする国内希少野生動植物種の生息地において継続的で密度の高い、生息状況および生息環境のモニタリングと、ゾーニングや個体群維持に必要とされる生態学的情報蓄積のための調査研究を推進し、その結果を生息地等保護区ごとに定めている保護の指針にフィードバックし、生息地等保護区の適切な管理を推進するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。（環境省）</p>	<p>御意見を踏まえ「生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）」と修正します。</p>
183	2部	1章	2節	98 201		<p>【要約】文化財保護法に基づく天然記念物と種の保存法は、それぞれの利点を活かしつつ、統合して一つの法律で責任所在を明確にして政策を進めるべきだと考える。その制度改正について取り入れてもらいたい。</p> <p>岡山では、アユモドキが天然記念物と種の保存法の二重指定がされているが、それぞれの対象種に対する保全の解釈や手続きが違い、事業者との調整を行う上で不要な時間と混乱を生ずることがある。また、責任所在が曖昧になる。同様の趣旨の法律であり、早々に制度を一本化してもらいたい。その際に、文化的社会的背景を大切にす点や、生息地保全における法定手続きの条項は、新法に盛り込むとともに、地方自治体の権限も明示した法律にしてもらいたい。また、種の保存法は、保護増殖事業計画に則った事業展開の柔軟さはあるとはいえ、岡山のような都市近郊や里地で経済活動が盛んに行われている中での保全にはなじまないところがある。土地利用を規制するだけでなく、土地利用の流動性のある程度認められた中での賢明な利用による保全ができるような形も、種の保存法の改正では考えてもらいたい。</p>	<p>文化財保護法の天然記念物は、わが国にとって学術上価値が高いものと規定され、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種とは、指定の目的や規制の内容が異なることから、一本化することは難しいと考えます。制度改正についての御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
184	2部	1章	2節	98	28	<p>「～課題が指摘されています。」の後に以下の文章を追加。 「また、都道府県・市町村指定の天然記念物も含め、面積や規制行為等の基礎情報が集約管理されておらず、指定状況や保全状況が把握されていないなどの課題もある。」 理由：前川・山本（2009）によると、海洋にかかる天然記念物は国指定のものでさえ、その面積情報はかならずしも数値化されていない。また、指定の主体は都道府県・市町村に及ぶがその実態が集約管理されたデータベースは存在しないし、規制行為等は必ずしも明示されておらず、現時点では2012年目標である海洋保護区10%にどのように天然記念物が該当するか等の判断がむずかしい等の問題がある。</p>	文化財保護法第109条第1項により文部科学大臣が指定した天然記念物について、指定された後の保存管理・活用を進めることも大切と考えられることから、今後も地方公共団体などと連携し、指定された地域における現況把握・保存管理計画策定等に努めてまいります。また、各地方公共団体が各々の制定する条例に基づいて指定・保存・活用している「都道府県・市町村指定の天然記念物」についても、連携して情報の集約管理に努めてまいります。
185	2部	1章	2節	98	36	<p>「～推進します。」の後に以下の文章を追加。 「また、指定状況や規制行為、保存上の脅威や課題等に関する情報の集約と公開に努めます。」 理由：前述したように、指定されながら面積、規制行為、脅威や課題等の情報が集約されておらず、保存状況が不明瞭である。都道府県、市町村指定のものも含め、情報把握に努め、公開することが今後の制度の改善に寄与する。</p>	文化財保護法第109条第1項により文部科学大臣が指定した地域においては、98ページ22～25に記載のとおり、「現状を変更する行為などを規制するとともに、保存管理事業として地方公共団体などが実施する現況把握や保存対策のための調査・検討、保存管理計画の策定、動植物の保護増殖、植物群落の管理・復元、指定地の買い上げなど、各種事業に要する経費への国庫補助が行われています。」 5.1.1から5.1.3における(現状と課題)(具体的施策)の中に、御指摘のような制度運用上のさまざまな課題の解決目標を盛り込んでいます。
186	2部	1章	2節	98	7	<p>平成18年8月現在の、自然的名勝(150件)と天然記念物(976件)について具体的な数値を提示して説明がなされているが、それらが他の法律でどのように守られているのか、少なくとも代表的なもの(例えば「種の保存法」)との関連についての言及が必要である。そしてそれを基に、具体的な保全への施策の提言を行うべきである。 多くの自然的名勝に棲息する生物や天然記念物は、環境省やその他の省の法令により保護されている。保護、保全の優先順位を考慮していくためにも、クロス・リファレンスは必要である。「生物多様性条約」(CBD)のアセスガイドラインであるAkwé: Kon Guidelinesでも示されている通り、生物と文化の関係性への注目が、「生物多様性」の保全へのキーである。</p>	文化財保護法の天然記念物とはわが国にとって学術上価値が高いものと規定され、例えば種の保存法上の希少野生生物種とは、指定の目的と規制の内容も異なりますが、御指摘の通り、他の法律により重複して指定がなされているものもございます。そのような動植物については、現在も担当省庁間において協議・調整を行いながら保護に努めております。今後も連携を密に取りながら保全・管理を進めてまいります。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
187	2部	1章	2節	100	34 ~	<p>現状では、道路開発などのために保護林・保安林（民有林・国有林含む）の指定が解除されることがある。実際には、開発の認可をおこなう地方自治体行政は、道路開発などによって得られる公共の利益を優先するので、開発主体による指定解除申請を却下することはまれだと思われる。また、保安林指定解除は、開発工事が竣工する前ではなく、工事終了後に行われるので、実際のところ、保安林指定は開発から森林を守る手段になっていない。そこで、101ページ13行目からの「具体的施策」に、下記の一項を入れることを提案する。</p> <p>「必要な開発などによりやむをえず保護林・保安林指定を解除する場合には、開発計画段階から地域住民の意見を十分に取り入れ、解除地域を最小限にする方策や代替地の確保を行い、保護林・保安林の総面積が減少しないようにします」</p>	<p>保護林については、「公益上その他やむを得ない事由により保護林として存置することが困難と判断される場合には、当該地域の区域の変更又は解除を行うことができる」としてしています。しかしながらこのような場合であっても、有識者などからなる設定委員会をはじめ関係行政機関の意見を聴くとともに、当該保護林の区域の変更又は解除が反映される国有林野施業実施計画の変更又は樹立に際し、あらかじめ公告縦覧の手続きなどを通じて地域住民などの御意見をお聴きすることにしています。</p> <p>なお、保護林の総面積については、近年一貫して増加を続けているところです（H4:32万ha H21:78万ha）。</p> <p>保安林の解除は、他に適地がなく解除面積が必要最小限であること、解除される保安林の機能を代替する施設を設置することなどの要件を満たす場合に行うものであり、また、保安林の解除をしようとするときは、地域住民など保安林の受益者等の意見を聴く機会を設けております。</p> <p>さらに、工事完了までの間保安林の指定を継続することは、保安林の規制の下、解除要件を満たした工事内容となっていることを確認できる仕組みとするものです。</p> <p>なお、保安林の総面積については、御指摘の箇所の「具体的施策」のとおり保安林の指定を計画的に推進することとしています。</p>
188	2部	1章	2節	103	25 ~ 35	<p>各地のラムサール条約湿地について努力義務となっている「湿地保全活用計画の策定」を勧めることを加えることを提案する。また生物多様性地域戦略との整合性を図ることも必要である。</p>	<p>わが国では、全てのラムサール条約湿地が国立・国定公園又は国指定鳥獣保護区特別保護地区等の国の制度による保護区に指定され、これらの地域では、湿地の保全管理は自然公園の公園計画、鳥獣保護区の指定計画等の計画に基づき行われているため、国の施策としては既に一定の対応をしているものと考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
189	2部	1章	3節	107 ~ 111		<p>【要約】過去に失われた都市域での自然環境を対象とした自然再生事業は、生態系ネットワークを復元する意味でも重要であることから、身近な地域における自然再生の取り組みの重要性やその促進について明記する。</p> <p>第3節全体にわたって、「都市域での自然再生事業は、生態系ネットワークの構築にあたり失われた拠点等を復元する意味でも重要であることから、身近な地域における自然再生の取り組みの重要性やその促進について」明記する。 (理由) 自然再生については、第3節において従来の自然再生推進法などについてふれられ、今回新たに、生物多様性からみた国土のグランドデザインや自然再生基本方針に基づき生態系ネットワーク構想も踏まえた広域的な視点からの取組の強化が必要という記述が追加されている。しかし、欧州やアジアなどにおける多様な事例が示すように、過去に失われた都市域での自然環境を対象とした自然再生事業が生態系のネットワークを復元する意味でも重要であることから、身近な地域における自然再生の取り組みの促進についても明記することが必要であると考えます。</p>	都市地域における取組は非常に重要と考えており、第1部第4章第2節「都市緑地の保全・再生など」において、再生に関する記述を新たに追加しています。また、地域特性に応じた自然再生の意義については、第2部第1章第5～8節の(地域空間施策)の中で記述しており、御指摘の観点について、第2部第1章第7節「都市」の(基本的考え方)の中で記述しています。
190	2部	1章	4節	115	21	<p>「農林水産業において生物多様性を保全していくためには、国民の理解の下に環境直接支払いなどによってインセンティブを高める施策が必要である」と追加する。安全な農林水産物を得ることや豊かな自然環境を享受するとい公益目的をかかげて、生物多様性保全型の環境直接支払い政策を行うべきである。 (他1件)</p>	御指摘のとおり、生物多様性保全を重視した農林水産業を推進するためには、国民理解が重要であることから、116頁17行目などに記載しておりますとおり、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じた国民理解の促進や、保全活動に関するインセンティブを高めていくこととしております。
191	2部	1章	4節	115	22 ~ 23	<p>以下の文章を追記。 「農林漁業者、消費者をはじめとした国民各層の理解を得、環境に配慮した農林水産物の消費割合を拡大することで、生物多様性に配慮した持続的な産業を推進することが必要です。」 理由：農林水産業の生態系への影響を低減するためには、生産の現場だけではなく、消費者の意識改革・意識向上を図るとともに、消費者が生態系に配慮して生産された産物の購入を求めた際に入手できる環境作りが必要である。</p>	御指摘の部分については、そもそも理解が十分とは言えない農林水産業と生物多様性の関係についての理解を得ることについて記載している部分であることから、原文のとおりとします。 なお、消費者が購入する場合の環境づくりにつきましては、116ページ17行目に「生きものマーク」について記載しておりますが、平成21年度中に事例集、活用のための手引を作成・公表することとしており、これらの資料を通じた情報の提供により対応していくこととしています。
192	2部	1章	4節	115	36	<p>「～しています。反対に、海洋起源の栄養塩類もサケなどの遡上によって森林に運ばれてもきます。」と加筆。 理由：栄養塩類等の供給は陸域から海域への一方通行ではなく、双方向にあると考えられる。</p>	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「～しています。また、海の栄養塩類はサケなどの遡上によって森林に運ばれてきます。」

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
193	2部	1章	5節	117	9	<p>【要約】森林の大切さについての理解を国民が深める機会を増やす。</p> <p>その通りなのだが、いくら身近に森林が「見えて」いても、森林の役割、恩恵、危うさなどを意識しながら生活できている人は多くない状況。学習、体験、生活、事業、レジャーなどを通じて、森林に関わる機会を増やし、森林についての理解を子供から大人まで深めるような施策も大切。</p>	御指摘のとおり、森林についての国民の理解を深めることは重要であり、企業やNPOなどが森林づくりに参加しやすい環境の整備や森林環境教育の推進などを通じて国民が森林に関わる機会を増やしてまいります。
194	2部	1章	5節	118	26～	<p>現状では、森林や農地を住宅地や工業用地などに転用することはあるが、放棄農地や住宅地が森林に転用されることはほとんどなく、大部分は「低利用地」となる。今後の人口減少による土地利用圧の低下に伴い、低利用地はますます増加すると見込まれるため、これらを積極的に緑地に転換する施策が必要だと思われる。そこで、119ページ14行目からの「森林の適切な保全・管理の推進」に、下記の一文を入れることを提案する。</p> <p>「また、管理困難な里山や農地、住宅跡地や道路跡地などの低利用地を再び自然林または資源林として利用できるようにするため、整備支援策をすすめます」</p>	人口減少や高齢化にも対応した奥山自然地域や里地里山・田園地域の保全・管理については重要と認識しており、第1部第3章第2節「3 国土の特性に応じたランドデザイン」に記述しているほか、第1部第4章第2節「里地里山の保全や野生鳥獣との共存」において、特に奥山地域に比較的近く、手入れをしないでも自然林に移行することが一般的なミズナラ林やシイ・カシ萌芽林などの里山林については、地域の状況に応じ、自然の遷移にゆだねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図ることにより適切に保全管理することなどを追記したところですが、御意見の趣旨も踏まえ、今後とも対応について検討してまいります。
195	2部	1章	5節	120	9	国民の意見を幅広く聞く機会を設ける際に、「地球温暖化防止活動推進センター」や地域の環境NPOも協力できるところがあると思う。又、意見がどのように活かされているのかを国民に伝えることでも同様。	地域のNPOや市民などと連携した国有林野の管理の取組については、第2部第1章第5節「1.11 保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の方針」において記述しているところですが、御意見の趣旨も踏まえ、引き続きこのような取組を進めてまいります。
196	2部	1章	5節	129	10	<p>日本の森林域における森林認証制度の積極的な活用</p> <p>「森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し」となっているが、この表現は本戦略の前身である現行の「第三次生物多様性国家戦略」における表現とならんら変更のない表現となっている。変更がないということは、ほぼこの2年間本政策の対象である施業現場においてこの政策の飛躍的進展がなかったことから、現行の政策の変更を引き続き実施するという判断に立脚しているものと拝察するが、その政策記述の強度ではやはり、また2年後に同じ状況に陥ることは、特に森林認証制度の日本における普及を実施している当団体としては危惧するところである。ゆえに、この森林認証制度に関する政策をさらに強める記述にするため「森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証制度の積極的な普及や、その他現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。」とすることを提案する。</p>	ここでは取組の方向を定性的に記述しているものであり、前回と記載内容が変わらないことをもって、これまでの施策に進展がなかったことを意味するものではないと考えますので、原文のとおりとさせていただきます。なお、森林認証に関する最近の取組としては、オフセット・クレジット（J-VER）制度の開始（平成20年11月）、グリーン購入法の基本方針の改正に伴うコピー用紙の判断基準の見直し（平成21年2月）などが挙げられます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
197	2部	1章	5節	129	16	<p>【要約】地域における森林関連の自発的な活動と地球温暖化防止活動推進センターの関わり。</p> <p>確かにその通りだが、森林関係での活動に取り組むNPOの活動基盤として、特に財政面における課題を抱えているところがほとんどだと思う。「地球温暖化防止活動推進センター」は、それらのNPOとの連携やネットワークを進め、中間支援組織的な役目も担える可能性を持っている。</p>	<p>NPOなどによる森林の整備・保全活動については、129ページ23～26行目に、サポート体制の整備やフィールド・技術などの各種情報の収集・提供など、森林づくりに参加しやすい環境整備について記述しているところですが、御意見の趣旨も踏まえ、引き続き、地球温暖化防止活動推進センターも含めた地域の多様な主体の連携と参加促進に向けた取組を進めてまいります。</p>
198	2部	1章	6節	136 ～ 143		<p>都市緑地ではない、農地における生物生息空間としての役割が一方でしかわかっていない。</p> <p>農地の生物多様性を図るために論じているのが、農作放棄地が増えることによる多様性の低下と農薬を適切に使った農業が多様性をまもるの視点でしか書かれていないのが今の日本の自然が抱える問題点と思う。おおむねわれわれは自然の保全を「みどりの基本計画」に期待する。しかし都市緑地法にもとづくため、農地以外の都市部の緑地についての計画であり、いくら頑張っても生物多様性は、そう高くはない。(自然豊かな都市公園などは別として)特別緑地保全地区も、農地では網かけできない。樹林地しかまもれない。実際に茅ヶ崎市では自然環境評価調査で生物多様性の高い場所としてコア地域に指定されても、現況は農業をしていない農地にある湿地や農作放棄で農薬がつかわれなくなった休耕地などは、非常に生きものにとって重要な場所であってもまもれない。谷戸のなかにある低湿地だけは介在地として樹林の一部の特例で認められているが、同じ谷戸でも広い谷戸で、斜面林に囲まれていない地形だと、もう護れない。その原因は、耕作放棄地の生物多様性における重要性の認識が分からない人たちによってつくられているからである。確かに攪乱している農地よりは、単一化にむかうが、かつてあった後背湿地の代替的役割があり、こういった湿地環境がなくなれば行き場を失うものが多い。生態系協会のエコシステム9月号(no69)の「農地を自然に戻しておく発想」は大変的を得ている。茅ヶ崎のように世界的な自然やラムサールとは無関係な小さな水辺環境しかないところでは、農地のなかにある湿地環境ぐらしか多様性の高い湿地環境はないというのに、護れない。おまけに市でつくったみどり基金なども、多くの行政で都市緑地法による緑地しか守れないと勘違いして費用対効果のとばしい都市部の緑地をかってばかりだ。食を生み出す農地が多様性高く維持することともに、休耕地を自然に戻す場所として買い取っておくような方法をとらないと、やがて、盛り土とかしてしまうだろう。樹林地は、手をいれるものと遷移に任せるものという発想があるのに。</p>	<p>御指摘の趣旨は、同節1.4(140ページ4～5行目)「農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮することが重要」の記述に含まれていると考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>農地はとにかく人が関わって手をいれて多様性高く守ろう。農薬を控えればものすごく多様性の高い場所になるという発想しかないことを深く深く憂える。都市近郊の自然は、とくに湿地環境は劣悪だ。湿地に棲んでいたものがみんな水田で大丈夫と思う人が多いにもあきれれる。湿地性の多くは開放水面の水田のような環境ではなく、草地でジクジク程度の環境をこのむ。ナツアカネはそういった環境に打空産卵する。トンボはみんな開放水面と思っている人も多いが、どこで産卵しているかは、羽化がらを調べないとわからないだろう。谷戸の指標種シオヤトンボも田んぼで産まれると思う人が多いが、羽化がらは前述のような環境に多い。農地に対する考え方を2つにわけて、耕作しない場所も確保しておくことをもっと理解しないといけない。そういう場所が護れる法的根拠を作らないと取り返しがきかない。大学の先生なども人が関わらない場所は保全する意味がないとまで言う人がいるがもっと自然を知っている人が、こういったしくみづくりにかかわらないといけない。かつて人が関わって多様性高くいじできたところ＝今から人が関われば多様性高くなると言えないことが多い。逆は又真なりとはいかないことが多いのだ。人が関わらなくなった場所を最後のとりでとしているものが都市近郊には多い。今まさに、われわれは、大変よい川沿いの農地で、半分田んぼ半分休耕地の場所をうめたてられている。本来は谷戸の最下流部だが、樹林がすこしはなれているため樹林部のみが特別緑地保全地区になった。のこされた低地部は優良農地にするという名目で数mも残土を入れられている。3年後には転用されて資材置き場、農家の人のアパートなど農地以外の土地になってしまう現状をわかってほしい。</p>	

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
199	2部	1章	6節	137	4	<p>次のとおり新たな項目を加入する。</p> <p>1.1 生物多様性保全をより重視した農地整備の推進</p> <p>(現状と課題)</p> <p>都道府県の土地利用基本計画において農業地域が区分され、その一部が市町村の農業振興地域整備計画(農地利用計画)によって農用地区域に指定されています。農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業生産基盤の整備が計画的に推進されます。しかし、農地は、もともと自然地域を改変して整備されるものであることから、絶滅危惧種を含む野生生物の生息地が農用地区域内に存在する場合もあります。また、農用地区域を除く農業振興地域内の農地等では、土地改良等による近代化した計画的農業よりも粗放的な農業が行われ、特に良好な生息地となっている場合もあります。</p> <p>そこで、野生生物の生息地保全ないし自然生態系の保全との調和をいっそう図る農地整備のあり方が求められています。</p> <p>(具体的施策)</p> <p>土地利用基本計画及び農業振興地域整備計画等農地整備にかかわる計画において、生態系の機能と野生生物の生息状況を損なわないよう、農業振興地域・農用地区域のゾーニング、土地改良事業、耕作放棄地再生利用事業等各種関連事業の実施のあり方を調整するために必要な制度的な措置をとります。</p>	<p>各種関連事業の実施のあり方を調整するとの趣旨は、同節1.4(140ページ)の4~5行目「農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮することが重要」の記述に包含されています。</p> <p>なお、農業振興地域整備計画は、総合的な農業振興が必要な地域において、優良農地の農業上の利用の確保と必要な農業振興施策を計画的に推進するために作成し、農業生産の重要な基盤である農地を優良な状態で確保し、食料の自給率の向上を目指すことを目的としており、生態系ネットワークの維持・形成を計画事項とはしていません。また、農業振興地域内で農地などの整備を行う際は、土地改良法に位置づけられた「環境との調和」に配慮しながら整備を進めています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
200	2部	1章	6節	137	16 ~ 40	生きもの認証制度や生物ブランドの項目を追加して欲しい。また26-27行に、「ほ場整備事業に対する環境影響調査の実施」を加えると良いと思う。	御指摘を踏まえ、以下のとおり追加します。 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、生物多様性条約第10回締約国会議を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)「再掲(1章4節1.1)(2章3節1.1)」 また、ほ場整備事業等の土地改良事業は土地改良法に基づき実施しています。土地改良法では第1条第2項で、「土地改良事業の施行に当たって環境との調和に配慮すること」が規定されており、事業を実施する際は、生物調査などの環境調査を実施し、環境情報協議会により専門家の意見を反映した環境配慮計画を作成して実施をしていますので、原文のとおりとします。
201	2部	1章	6節	140	25	次のとおり加入する。 一方、農業生産活動の休止により野生生物の生息・生育環境が復元する場合もあるため、農業生産活動の推進・再生は自然環境や生物多様性保全への影響を具体的に評価し、それらとの調和を図りながら行います。	生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進については、137ページ以降に記載しているとおりです。 また、18ページの「第2の危機」の記載のとおり、わが国においては、むしろ持続的な営みを通じて二次的自然環境の形成に貢献してきた農林水産業など人為の働きかけの縮小が、生物多様性の危機の要因とされています。
202	2部	1章	6節	140	27	次のとおり修文する。 生物多様性保全と調和する農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や・・・	原文において「適正な農業生産活動」を通じ、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の確保を図ることを謳っており、御指摘の「生物多様性の保全」については既に包含しているため、原文のとおりとします。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
203	2部	1章	6節	142	22	<p>希少種保護の観点から、地域社会の年中行事として行ってきた里地里山の維持管理を行政やボランティアが代わって執行できる事業を創出していただきたい。</p> <p>既に岡山県希少野生動植物保護条例で指定又は指定を検討した希少種のうち、地域が年中行事で行ってきた山焼きや草刈りで維持されてきた里地里山を生息地とするものが少なからず存在しています（フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒヨウモンモドキ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウ）。これらの種は、生息地を管理しているコミュニティが近い将来、限界集落に転落する可能性が非常に高く、作業の中断（実施の限界）＝種の絶滅となりがねない状態にある。</p> <p>将来的な人口減が予想される中、行政としていかに希少種を保全してゆくべきか、方向付けがなされるような戦略が求められている。</p>	<p>御指摘の点である、行政やボランティアの参画については、第2部第1章第6節行動計画の中で、「里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する枠組みを構築」する旨を記載しています。</p>
204	2部	1章	7節	144	30 ～ 31	<p>【要約】「地域在来の植物」の解釈に誤解が生じないように、適切な表現に修正する。</p> <p>「・・・地域在来の植物の活用とともに、適切な管理・・・」を、「・・・地域在来の植物個体やその繁殖組織などの活用、それらを用いた緑化植物の生産の促進を図るとともに、地域住民と連携して取り組むなど地域に根ざした適切な管理・・・」に修正する。</p> <p>（理由）</p> <p>日本の緑化事業の実態からは、「地域在来の植物」と表現した場合、すなわち同種の地域外移入種や同種と思われる国外移入種を含むと考えられる。このことにより、外国産の種子が大量に使用されたり、九州の樹木が関東に使われたりするなど、遺伝的な攪乱や石油エネルギーの大量消費に結びついている。また、植物とともに移動される土壤中の微生物等の拡散が非意図的に行われている。これらを今すぐに否定せずとしても、郷土種緑化の安易な解釈を生まないために、より具体的な表現を用いてほしいと考える。</p> <p>また、地域在来の緑化植物への需要に対応できる生産体勢の確立も重要。さらに、特に都市域などでは、地域住民の意識と隔絶しない手法の採用を適切な管理の一つとして例示いただく必要があると考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、「・・・地域在来の緑化植物の活用・普及とともに、地域に根ざした適切な管理・・・」に修正します。</p> <p>なお、外来種への対応や在来緑化植物に関しては、第2部第2章第1節「3.生態系を攪乱する要因への対応」に記述しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
205	2部	1章	7節	145	37~	<p>【要約】都市において生物多様性保全の取り組みを推進するため、ランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる緑の基本計画の策定が効率的に行えるよう、具体的な計画指針を作成し、普及する旨を明記する。</p> <p>(具体的施策)に「ランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる緑の基本計画の策定が効率的に行えるよう、具体的な計画指針を作成し、普及する」旨を明記する。</p> <p>(理由) 都市の防災性の向上、良好な景観の形成、豊かな市民生活の実現、さまざまな環境問題への対応等の観点から緑の基本計画の策定が進められ、これに基づき行政・市民・企業・NPO等の多様な主体により緑を守り、創り、育てる実践的な取り組みが展開されている。</p> <p>都市における生物多様性保全の取り組みを推進するためには、より一層生物多様性の保全に力点を置いた緑の基本計画の策定とこれに基づく各種施策の実施が望まれる。このため、市町村がこれまでのノウハウの蓄積を生かしランドスケープレベルでの空間単位を重視した階層的、計画論的アプローチによる緑の基本計画の策定に効率的・効果的に取り組むことが出来るよう、具体的な計画指針を作成し、これを普及することが必要であると考え。なお、この場合、生態系がもたらす文化的サービスに着目し、地域固有の伝統・文化の維持・育成にも力点を置くことが重要と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的施策に以下の記述を追加します。</p> <p>「さまざまな空間レベルに配慮しつつ、生物多様性保全に適切に対応した緑の基本計画の策定が行えるよう、計画指針を作成します。(国土交通省)」</p>
206	2部	1章	7節	148	18~19	<p>この場合の用語としては、植栽の樹種の方が適切だと思う。</p> <p>また、深慮すれば植栽の樹種にとどまらず、植栽の規格、手法を含めて記述すべきであると考え。</p>	<p>誤植がありましたので、「植栽の樹種」に修正します。</p> <p>なお、後半の御指摘については、「など」に含まれると考えますが、今後の参考とさせていただきます。</p>
207	2部	1章	7節	154	30	<p>各地域において、このような役目を担えるのは、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、温暖化対策地域協議会だろうと思う。これまでの普及啓発活動で、一定のノウハウや実績がある。</p>	<p>都市における緑の保全・再生などに関する普及啓発などについては、関係機関、地方公共団体、関係団体、NGOなどの連携・協力のもと進めているところですが、引き続き、御指摘の地球温暖化防止活動推進センターなども含めた地域の多様な主体の連携と参加促進に向けた取組を進めてまいります。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
208	2	1	8	157		<p>【要約】河川の流量変動などのダイナミズムといった氾濫原を含む河川特有の環境条件の保全の具体的施策を項を設けて明記すべき。水田に関連する箇所にも同様の課題を記すべき。</p> <p>P47 38-40、P158 24-28、P165 22-25に河川の流量変動などのダイナミズムといった氾濫原を含む河川特有の環境条件を保全することの重要性が明記され、P74 38-40にその保全・再生を行うと書かれている。しかし、その具体的施策が不明瞭。これらに関連する絶滅に瀕した魚類の多くは、氾濫；流量／水位の変動のタイミングが生物の繁殖の時期に合わなければいくら連続性が確保されていてもうまく繁殖できない。この問題の深刻さを考慮すると、P160-161で個別に議論されている水域間の連続性の問題と同様に、河川の氾濫；水量／水位変動の時期・規模・頻度について項を設けて書くべきと思う。また、氾濫原が水田に改変されたことも各所に書かれている。本来の生息・繁殖地を失い水田地帯に頼るしかない魚類にとっても上記の問題は深刻。水田の生態系の保全も随所に書かれているが、いくら水域間のネットワークが維持されも、早稲品種の導入などで田植え時期が早まるなど、灌漑の開始時期と魚の産卵時期にズレが生じれば繁殖規模が縮小する。河川の箇所のみならず、水田に関する箇所にも、この水量・水位の変動のタイミングや規模に関する内容を明記すべきと思う。</p>	<p>河川流量の変動についての記載は、第2部第1章第8節「2.2河川などにおける清流の確保」及び「2.3ダム弾力的管理試験による河川環境の改善」で記載しています。</p>
209	2	1	8	157	~	<p>【要約】河川生態系のネットワークを実現するために大型ダムの建設を見直し、ダム建設以外の手段による治水を原則とする旨を明記すべきである。</p> <p>河川生態系のネットワークにとって、最も障害となるのは河川工作物、とりわけ大型ダムである。大型ダムは、その建設場所の多くが、貴重な森林生態系が残っている山岳部であり、その建設によって大規模にその生態系を破壊して、そこに生息するイヌワシ・クマタカ等の猛禽類はじめ貴重な野生生物を死滅させるだけでなく、上下流の分断によって河川と海を行き来するサケ、マス、アユ、ウナギ等の降海・遡上を阻害して生息できなくなったり、さらには海岸への土砂の供給を止めてしまい砂浜を生息・繁殖の場とする生物にダメージを与える等生物多様性に対する悪影響が甚だしい。加えて、堆砂によってやがては治水効果も発揮できなくなることは確実であり、到底持続可能な治水施設とは言えない。政権交代により、多くのダム建設の見直しがなされてはいるものの、現在の生物多様性の危機的状況と上記のダムの環境破壊的な側面に鑑みれば、これ以上のダム建設は止めるべきである。また、不必要なダムの撤去も検討すべきである。治水安全度は、生物多様性と調和の取れた程度のものにして、総合治水によって洪水対策に備えるべきである。</p>	<p>河川生態系ネットワークの確保については、第2部第1章第8節「1.3河川・湿地における連続性の確保」、第2部第1章第8節「1.6山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理」に記載しています。また、現在、国土交通省において「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を立ち上げ、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考えに基づき、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方などを検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することとしています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
210	2部	1章	8節	157	1	本国家戦略は、ラムサール条約が求める国家湿地政策を兼ねているので、ラムサール条約決議VII.6に基づき、ここで河川・湿原と沿岸域を総括する形で湿地政策について述べるべき。	御指摘のとおり、本国家戦略は国家湿地政策を兼ねていますが、御指摘のあった河川・湿原・沿岸域を含めた湿地政策については、163ページの「1.7 湿地の指定・保全」で記述しています。
211	2部	1章	8節	157	8	「となっています。また、海洋起源の栄養塩類もサケなどの遡上によって森林に運ばれてきます。」と加筆。 理由：栄養塩類等の供給は陸域から海域への一方通行ではなく、双方向にあると考えられる。陸域と海域との間で循環していると考えられる。	御指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 「となっています。また、河川の水や魚類の降海・遡上など、河川を介して、陸域と海域の間の栄養塩類などの物質循環が行われています。」
212	2部	1章	8節	158		理念的には記述があるが、各省各局の「既存の政策のホチキス止め」となっているため、生物多様性の観点からの横断的で具体的な方策の書き込みが必要。なお、生物多様性に関する検討やエコロジカル・ネットワークも、計画系だけの参加でなく、実際の空間や施設の管理の関係部局を集めた、計画だおれにならない、実施まで視野においた熱意ある行政推進を望む。	御意見のとおり、組織横断的に具体的な施策を実施していくことが必要と考えており、例えば第2部第1章第1節「生態系ネットワーク」に記載した施策や同第3節「自然再生」に関連する施策の（基本的考え方）、（具体的政策）などに、関係省庁の連携や多様な主体の参画などについて、記述しているところです。 御意見の趣旨をより明確にするため、第2部第1章第1節「生態系ネットワーク」の具体的な施策を以下のとおり修正します。 「第1章3節の「自然再生事業」をはじめ、4節から9節に示す各施策により、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を関係機関が横断的な連携を図りながら総合的に進めます。（環境省、国土交通省、農林水産省）」
213	2部	1章	8節	158 159	8 6	「生物の生息・生育環境の保全・再生」について。 河川局における多自然型かわづくりから、多自然かわづくりへの見直しにあたっては、従来、「生物の生息・生育環境の保全・再生」と表現されてきた河川環境重視の表現を、「生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生」とすることで、生態的な条件の全面的な保全・回復を示唆できるよう明確な改定がおこなわれている。＜繁殖＞の文言を追記し、標記を訂正してほしい。	「繁殖環境」については「生育・生息環境」に含まれる概念として扱うこととしています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
214	2部	1章	8節	161		<p>国土交通省の河川局の範囲の記述にとどまっているようだが、港湾局との連携を書き込んでほしい。</p> <p>特に、河口域や海岸の保全では、河口や沿岸の港湾での航路浚渫や、防波堤による侵食・堆砂のバランス悪化が問題になっている。</p>	<p>御指摘を踏まえ、162ページ28行目を「<u>河川・溪流などの河床の変化や、沿岸漂砂の流れの変化などのため、近年、全国的な海岸侵食が生じています。この結果、河川・海岸環境への影響も生じています。</u>」に修正いたします。</p> <p>なお、194ページにおいて、「河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる海岸へ流用（サンドバイパス）を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。」と記載しており、河川局と港湾局を含め関係機関との各事業間の連携を図ることとしています。</p>
215	2部	1章	8節	161	31	<p>規模の大小に関わらず、影響は未知数であることを事業実施者は認め、実施後は原則無期限でモニタリングすることと調査範囲は「最大限の流域」とすべきだと考える。「フォローアップ」を「環境上に実際、どのような変化を生じさせたのか」という説明をする目的で行ってほしい。フォローアップ計画をたてる知見が不足していることが明らかになっているのであれば、その研究のための予算を提案してほしい。生物多様性「国家」戦略なのだから。</p>	<p>第2部第1章第8節「1.4 ダム整備などにあたっての環境配慮」に記載のとおり、供用後も環境調査を実施し、事業による影響の程度や環境保全措置の効果などの把握に努めています。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていくこととしています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
216	2部	1章	8節	163	~	<p>【要約】現在残された湿地、干潟の保全のため、湿地埋立等の開発の中止、ラムサール登録湿地の大幅な拡大、登録湿地の環境悪化の防止を掲げるべきである。</p> <p>湿地、干潟の保全のため、これ以上の干潟の埋立は中止すべきである。しかるに、国は沖縄市の泡瀬干潟の埋立を未だに強行している。埋立地予定地で計画されていた土地利用のうち実現可能なものは、隣接埋立地である新港地区での空き地の利用により代替させることが可能であるから、即刻中止して、元の干潟を再生させるべきである。また、諫早湾干潟についても、中長期の開門調査を実施すべきである（後述）。</p> <p>登録湿地に関しても釧路湿原は乾燥化が進んでいるなどの問題を抱えている。名蔵アンパルではこのマングローブ林拡大つまり干潟の減少の根本的な原因は、上流地域における農地化などによる開拓であるなどと指摘されている。オーバーユースの問題もある。ラムサール登録後の湿地の保全状況に関して早急に調査を行い、横断的総合的な保全策を実施すべきである。重要湿地を500も選定していることとの対比で、ラムサール登録湿地を2012年までに6箇所増やすとの目標はあまりにも消極的すぎる。目標値を上げるべきである。</p>	<p>ラムサール条約における登録湿地の数値目標は、1999年当時約1,000箇所だった条約湿地を2005年のCOP9までに2,000箇所にすることが掲げられ、その後、2002年に2010年までに2,500箇所にすると更新されたものです。日本は1999年の段階で11箇所だった条約湿地を現在までに37か所にしており、掲げられている目標は達成していると考えています。今後も基準を満たすものについては引き続き登録に向けた調整行つと共に、新たな評価軸に基づく登録候補地の追加を検討するなど、登録の推進に努めます。なお、その他の干潟を含む湿地の保全に関する施策については、今後とも積極的に検討していきます。</p>
217	2部	1章	8節	164	1	<p>重要湿地500は、すべて保護地区として扱い、現状の変更は市民への説明（資料提供）を義務付け、1年以上の検討期間を設ける。この期間を経過した湿地から、ラムサール条約湿地への登録保存をめざす。</p> <p>「重要湿地500」は選定作業の段階で、少なくとも国内では減少している環境であることが明らかになっているはず。少なくとも保護地区に準ずる扱いをしてほしい。</p>	<p>御指摘の点である、重要湿地の保護地域化については、第2部第1章第8節行動計画の中で「重要湿地500のうち、保護地域化が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区、自然公園への指定、ラムサール条約湿地への登録などによる保全を進め」る旨記載しています。</p>
218	2部	1章	8節	164 191 192	23 37 19	<p>カワウの食害防止のための「駆除」ではなく「保護管理」とすべき。</p> <p>「カワウによる食害防止に向けた効果的な駆除」「カワウによる食害防止に向けた効果的な保護管理」とすべき。駆除だけが被害対策ではなく、追い払いや生息地管理も合せた総合的な保護管理が不可欠であるため。在来種であるカワウに対しては、外来生物である外来魚への対策とは根本的に対応方法が異なるが、この書き振りで混同されてしまう。またP34 28～31行目、P209 8～21行目の表現と矛盾するため。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、それぞれ以下のとおり修正します。</p> <p>（164ページ23行目及び192ページ19行目）</p> <p>生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。（農林水産省）</p> <p>（191ページ37行目）</p> <p>環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。（農林水産省）</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
219	2部	1章	8節	164	27	「生物多様性や遺伝的多様性に配慮した」と加筆。 理由：人為的な増殖事業では、固有の個体群を保護するとともに、遺伝的に偏らない人工種苗を生産することが「責任ある栽培漁業」の責務となっている。（第5次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の概説、日本水産学会誌72(2) pp.242-245）	本戦略にも記載しているとおり、生物多様性には、生態系の多様性、種間（種）の多様性及び種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルがあるとされており、生物多様性には遺伝的多様性も含まれていると解され、これら趣旨のもとで取組を進めているところです。
220	2部	1章	8節	176	19	「今後、新たに感潮域の自然環境・保全・復元のため、ヨシ原内を含む河口域における流量、土砂供給量に関する調査研究を行う。」 人工湿地でどの程度自然の再現が可能かわからないが、小規模の護岸工事が及ぼす影響について、「影響なし」とするための根拠は、現在のところないはず。	御指摘の箇所は自然共生センターの今後の取組について記載したものであり、原文の通りとさせていただきます。
221	2部	1章	9節	179		「第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画、第9節 沿岸・海洋」 ここにもあいまいな表現が多用されている。例えばp186「海洋生物の保護管理」の具体的施策などは何も具体的に書かれていない。p184「サンゴ礁の保全再生」は特定の海域についての方法の方向性は書かれているが、それでもいつまでに、どのように行うのか明確には書かれていない。またここに記されていない海域の方が広範囲にわたるのだが、これらについての保全対策が書かれていない。	第2部第1章第9節「1.1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全」に記載しているとおり、海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋生物多様性保全戦略の策定し、今後必要な対策を検討していきます。 サンゴ礁の保全に関しては、策定を進めているサンゴ礁生態系保全行動計画の中で、より具体的な検討を行う予定です。
222	2部	1章	9節	181 ～ 182		第2項目として以下を新設。 「上記の検討に基づき我が国の海洋保護区（法的に指定された区域に限定しない）の面積、箇所数、配置を明らかにしたうえで、2012年の10%目標に対する達成度の評価を行います。」 理由：前述したように、前川・山本（2009）によると、天然記念物や漁業禁止区域は、その面積やその規制行為等の基礎情報が整理されていない。これらが海洋保護区として相応しいかの検討、判断は別途必要であるが、今後の海洋保護管理の関連項目として最低でも基礎情報は収集、整理すべきである。	海洋保護区のあり方の明確化については、関係府省が連携して検討を進めています。既存の制度と海洋保護区との関係についてもこの中で整理されるものと考えております。情報不足の現状と情報収集についての重要性は認識しており、それらについては第2部第1章第9節1.1に具体的施策を記載しているところです。
223	2部	1章	9節	181 ～ 182		第3項目として以下を新設。 「我が国における海洋保護区ネットワークのあり方についての検討を行い、生態系、人材、情報のネットワークの構築を推進します。」 理由：現状と課題で言及されている海洋保護区ネットワーク設立に関する具体的施策が見あたらない。東アジア・オーストラリア地域フライウェイネットワークは、内陸性の湿地も含まれているが、生態系、人材、情報のネットワークとして1996年より我が国も推進しており、海洋保護区ネットワークの好例である。フライウェイネットワークの成果と現状を評価し、さらなる推進を図るとともに、今後の海洋保護区ネットワーク設立の参考とするのが好ましい。また、前川・山本（2009）によると、オホーツク海沿岸域には鳥獣保護区特別保護地区、保護水面、海中公園地区などが設置されていない等、我が国の法的な保護区の設置状況は海区によって偏りがある。	御意見を踏まえ、181ページ38行目を「…その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとともに、順応的管理…」に修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
224	2部	1章	9節	181		<p>海洋保護区の推進の具体策は、国立公園など環境省の施策を中心に考えられているのはいたしかたないとはいえ、より、総合的な海洋環境政策として積極的な提案と組織形成が求められると思う。</p> <p>特に、COP10での議論や国際的なMPAのネットワークへの参加を考えると、国内の省庁間調整に拘泥したままでは、日本国としての具体的なビジョンが出せないと思う。</p> <p>関係各省との調整についても、目に見える形での省庁間協議組織を形成し、特に、国際関係を視野においた具体目標を設定していただきたいと思う。</p> <p>ある意味では、国際会議の国内開催という稀有なタイミングを活用して、普段であれば不可能に近い省庁協議を進める方策も必要ではないか？</p> <p>書き込みの部分はどこでもかまわないが、より具体的な行政での推進の方向を書きいれていただければと希望する。</p> <p>・海洋保護区の設定は、国からのトップダウンではなくて、地方自治体の発意を応援し、法制度や資金、人的体制において支援するようなあり方も現実的にありえるとおもふ。</p> <p>実際に、周辺海域を海洋保護区に設定できるのなら行いたい意向の自治体も存在する。</p> <p>海洋保護区の管理を考えれば、地域の発意や合意形成を尊重するほうが、高い保護意識が将来的にも担保されると考えらる。</p>	<p>海洋保護区の設定の推進にあたっては、海洋基本計画に基づき、環境省をはじめ関係府省が情報の共有や連携を図りつつ海洋保護区の設定のあり方について検討を開始したところであり、第2部第1章第9節「1.2海洋生物多様性の保全のための保護区」にも関係府省の連携について記載しています。引き続き、COP10の開催なども契機に積極的に取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、海洋保護区の設定の推進に取り組む中で地方公共団体の取組は重要と考えております。御意見は、海洋保護区のあり方を明確化する検討を行う中で参考にさせていただきます。</p>
225	2部	1章	9節	181	17	<p>「2012年までと設定しています。」の後に以下の文章を追加。</p> <p>「また、第8回締約国会議（2006年）において、2012年までに海洋沿岸域の少なくとも10%が実効的に保全されるべきとの目標が出されている。」</p> <p>理由：2012年を期限とした10%目標は、海洋保護区ネットワーク設立と同等の重要な目標であり、第10回締約国会議、第11回締約国会議においても主要な議題となると思われる。日本がこの目標に対してどのような検討と施策を行い、目標達成に貢献するのかが今後大きな焦点となる。</p>	<p>第8回締約国会議（2006年）の決議は「2010年までに各生息地の少なくとも10%が効果的に管理される」というものであり、2010年以降の目標については、第10回締約国会議にて議論される予定です。よって、原文のとおりとします。</p>
226	2部	1章	9節	181	35	<p>【要約】海洋保護区ネットワークの設置を記述すること。</p> <p>意見 38行目 ・ ・ 努めます。のあとに<また、国際的に定められた2012年までに海洋保護区のネットワークについてもその設置に向けた検討を行います。></p> <p>理由 (現状と課題)に記述されている海洋保護区ネットワークについての反映。仕切りのない海域において、海洋生物多様性の保全のみならず、紛争解決等の手段としても、隣接国等を含む保護区のネットワーク設置が有効であり、今後は是非検討していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、181ページ38行目を「…その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとともに、順応的管理…」に修正します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
227	2	1	9	183		<p>サンゴ礁域の現状、モニタリングの必要性、今後の在り方 - 市民との協力を - サンゴ礁域については全島を網羅的に調査した第4回自然環境保全基礎調査（環境省）はもう10年以上も前のことであり、その時点よりも大分環境も変化した。またその後、沖縄島大浦湾や石垣島明石のアオサンゴ群集、泡瀬干潟のサンゴ群集などの大規模なサンゴ群集が市民の手で発見されている。この事実からは広大な海洋域を行政や専門家のみでのモニタリングでは不十分であることが示唆される。また、モニタリング調査が終了するということはないが、せめて全島の様子をつかむ第5回自然環境保全基礎調査が終わり、海域の全貌がわかるまでいったん全ての開発行為や効果が不明な自然再生行為を中止すべきではないか。また今までも市民やNGOによる調査（例：ジャングサウォッチ、リーフチェック、砂浜生物調査、NAGISA等）は行われてきているのでこれらの蓄積も活かして欲しい。</p> <p>今後の望ましい体制として、特に海は広いので行政や限られた研究者だけ調査するのは無理かと思われる。河川では市民と行政と一緒に調査を行い同時に普及啓蒙効果を測るという記述があるので、海や海岸でこそそういう体制が出来れば調査結果の共有や普及教育効果などを同時に図ることができ効果的であると考え。海域のモニタリング調査に適用されているスポットチェック調査には精度に問題があると判断されているが、そのような事態も含めて望ましいモニタリング体制の在り方を考えることが、生物多様性保全への第一歩かと思われる。</p> <p>また、藻場やサンゴ礁の全貌がつかめていないから調査が必要という記述が各所に見られるのに「藻場・サンゴ礁の4 - 5割程度が国立・国定公園に指定されている（p76）」とあるが矛盾しているように思われる。まず早急に全貌を把握し、手つかずの自然がそのまま残せるような場所はそのように対処し、メンテナンスが必要なところはその対策を取っていただきたい。</p>	<p>全国的なサンゴ礁の分布状況については第4回自然環境保全基礎調査において把握しており、第5回自然環境保全基礎調査において定量的な調査手法案を作成し、当該手法を踏まえモニタリングサイト1000における調査を実施しています。沿岸域の生物・生態系に係るデータの充実の重要性については第2部第1章第9節1.1に具体的施策を記載しており、さらなるデータの充実に努めていきます。</p> <p>多様な主体の参画・協力を得たモニタリングについては第2部第2章第5節2.2に記載しており、引き続き、効果的かつ継続的な調査の実施を行う体制の構築に努めていきます。</p>
228	2	1	9	183	6 7	<p>「～藻場・干潟に関する情報整備を進める」の後に以下の文章を挿入。 「（進める）とともに、情報の分析により迅速かつ適切な保全対策を推進していきます。」</p> <p>理由：モニタリングサイト1000の目的として「長期にわたる継続的なモニタリングで得られたデータを分析することにより、生物種の減少など、自然環境の移り変わりをいち早く捉え、迅速かつ適切な保全対策につなげることができま</p> <p>す」とある。シギ・チドリ類は過去の全国調査の実績も含め、渡来数が減少していることが報告されているが、減少要因の分析や保全対策事業への展開がほとんどなされていない。漫湖鳥獣保護区保全事業の事例のように、環境の悪化や生物の減少が確認されている調査地については要因分析と保全対策が必要である。</p>	<p>御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「～藻場・干潟に関する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
229	2部	1章	9節	183	29	工事ごとに計画、計画の目的、期待できる効果、予測不可能な範囲について明らかにした情報を公開する。工事の予告は、問い合わせ期間を設けた上、HP以外に新聞(全国紙)の地方版で必ず掲載する。	事業や計画の内容などについては、国や地方公共団体などの事業主体によって、関係する法令などに基づいてさまざまな方法によって情報が公開されるものと考えています。事業や計画の規模、関係者の範囲などはさまざまであり、一律に御指摘の対応をとることは難しいと考えますが、御指摘の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
230	2部	1章	9節	186	13	「保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組みます」と記されているが、そこに「関係する米軍」という文言をいれて、「地域と関係する米軍と連携を取りながら」と明記すべきである。	やんばる地域には琉球諸島の地史を反映した多くの貴重な遺存固有種が生息・生育しており、当地域の保護担保は重要な課題の一つです。関係機関や関係者と連携しつつ、当地域の保護措置を検討したいと考えております。
231	2部	1章	9節	186 197	19 1	OPRC条約および国家緊急時計画による施策への言及が必要。 P264 28行目からの「2.5 1990年の油による汚染に係る準備対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)」に記述された同条約及び「油などによる汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」における施策、すなわち沿岸域の事故により影響を受ける自然的・社会的条件などに関する情報図の整備、野生生物の救護、野生生物に及ぼす影響の評価及びその情報提供などに言及すべき。	御意見の趣旨を踏まえ、「海洋汚染対策」について記述している197ページ29行目に、以下の記述を追加します。 <u>油に加えて有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱図の拡充、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)を取り入れた脆弱図の更新を行います。(環境省)</u> <u>水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)</u> また、上記と合わせて、213ページ8～10行目及び265ページ12～13行目を以下のとおり修正します。 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公共団体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
232	2部	1章	9節	186	33 ~ 35	<p>「鯨類」を追記し、鯨類・サメ・海鳥、カメの～とする。</p> <p>・理由 漁網に鯨類が混獲される実態を、あえて明記していないと推測される。事実を正確に記すべき、と考える。</p>	<p>わが国は、混獲による鯨類の捕獲頭数を国際捕鯨委員会に報告しており、そのために必要な報告義務（DNA登録）や希少種の保護のために水産資源保護法を改正するなどの措置を既に行っています。よって、混獲されている実態をあえて明記していない訳ではなく、既に必要な情報の公開及び措置を講じていることから、原案どおりとします。</p>
233	2部	1章	9節	186	33 ~	<p>【要約】混獲について。鯨類の混獲への対策が必要。</p> <p>文末に<また、定置網による鯨類を含む海生哺乳類の混獲を防ぐための技術開発に努めます>を加える。</p> <p>理由 定置網による混獲個体の中に、希少な鯨類も混じっている。2004年のコククジラだけでなく、セミクジラやザトウクジラも混獲され、水産資源保護法対象外のクジラ類は商業流通が許可され、国際的にも問題となっている。資源管理の方法としても問題があり、積極的な対策が必要。 (参考：ストランディングレコード)</p>	<p>わが国は、混獲による鯨類の捕獲頭数を国際捕鯨委員会に報告しており、そのために必要な報告義務（DNA登録）や希少種の保護のために水産資源保護法を改正するなどの措置を既に行っていることから、原文どおりとします。</p> <p>また、北西太平洋コククジラの希少種の混獲については、御指摘のとおり、過去に報告されており、国際捕鯨委員会でもその対応について議論がされてきたところですが、2008年1月1日より、当該種を水産資源保護法の指定種に指定し、所持販売目的での所有を禁止したところですが、この点に関しては、第60回国際捕鯨委員会でも評価されています。なお、定置網が主な混獲の理由となっていますが、わが国の定置網は、30年近く設置場所や数の変動がなく、努力量としては一定です。</p>
234	2部	1章	9節	186	39 ~ 40	<p>当該箇所の削除。</p> <p>・理由 有用水産資源である、魚の漁獲の減少は、資源管理が厳格になされなかった結果（乱獲）による資源の枯渇減少であり、鯨類の存在が影響していると、決めつけている当該箇所は、「保護・管理」の視点から、まったく不適切。</p>	<p>わが国は、一部の漁業資源をめぐって漁業と鯨類の間に競合関係がある可能性があるため、これを解明するために調査が必要であると主張しているのであって、鯨類によって漁獲量が減少した又は鯨類を捕獲すれば漁獲量が増えるというような断定的な主張を行っているわけではありません。原案は、「実態を把握し、科学的な知見を踏まえて」としており、提出された意見で批判されているようなものとはなっていないこと、大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握することは生態系の実態を把握し漁業の健全な発展を図る上から重要であると考えられることから、原文どおりとします。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
235	2部	1章	9節	186 192	39 2	<p>【要約】国内外の専門家が否定している見解であり、国家戦略として特に抽出して記述する必要がない。</p> <p>意見 39～40の前文削除</p> <p>理由 昨年<small>の</small>第61回国際捕鯨委員会において、日本代表は「クジラのために漁獲が減少したとはいっていない」と鯨獣害説を自ら否定。国内外の水産資源学者もこの論を支持していない。</p> <p>国家戦略の具体的な計画としてわざわざ実態を把握をしたり、影響の緩和のための取組が必要とは思えない。</p>	<p>わが国は、一部の漁業資源をめぐる漁業と鯨類の間に競合関係がある可能性があるため、これを解明するために調査が必要であると主張しているの あって、鯨類によって漁獲量が減少した又は鯨類を捕獲すれば漁獲量が増えるというような断定的な主張を行っているわけではありません。原案は、「実態を把握し、科学的な知見を踏まえて」としており、提出された意見で批判されているようなものとはなっていないこと、大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握することは生態系の実態を把握し漁業の健全な発展を図る上から重要であると考えられることから、原案どおりとします。</p> <p>なお、鯨類と漁業との間に競合関係（カリブ海及び西アフリカ沖）がない旨結論を導いている論文が第61回国際捕鯨委員会に提出されましたが、生態系モデルの評価に必要なモデルパラメーター（資源量）などの情報ソースが論文では取り扱われておらず、科学委員会では結論を出すことは出来ないとされました。</p> <p>このように、漁業と鯨類の競合関係の可能性については国際的にも注目を浴びている分野であり、今後このような調査研究を推進し、現状を解明していくことは重要であると考えています。</p>
236	2部	1章	9節	187	36	<p>【要約】干潟の水質浄化能に関しては、具体的な数値を上げて、その機能の大きさを示すべきである。また、自然界では処理できない物質もあることを記す方が良い。</p> <p>「干潟の水質浄化」について触れられているが、この機能は干潟の重要性を市民に訴えるのにとっても重要である。もっと具体的に数字を挙げるなどして、干潟がもつ潜在的な浄化能力の大きさを示すべきではないか。また、干潟で浄化できるものは、有機物やチッソやリンなど、生物の体を構成するものに限られる。石油化学物質や重金属などは生物にダメージを与え、干潟の浄化能力を減衰させる。このことから、たんに汚濁負荷量のこと（P199、1行）だけではなく、その質についても触れておくことが肝心である。</p>	<p>干潟の水質浄化能力は水質や干潟それぞれによっても異なり、御指摘の箇所<small>で</small>数値で示すことは困難ですが、御指摘の趣旨を踏まえて、187ページ34行目以降を以下のとおり修正します。</p> <p>「これらを含めた沿岸水域は、魚類をはじめとする多種多様な生きものの生育・産卵場となっているほか、陸上からの生活排水に含まれる有機物や窒素、リンなどが、貝類による濾過、藻類による貯留、鳥類や魚類による搬出などによって除去され、水質が浄化されるなど、生物多様性の保全に大きく貢献しています。」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
237	2部	1章	9節	189	32	「生物多様性の保全の視点だけでなく、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続的可能な利用についても提唱し続けることが重要です。」を「生物多様性の保全の観点で、科学的根拠に基づく」とする。生物多様性の保全は、科学的根拠に基くものであり、対立概念ではない。 また、絶滅のおそれのある海洋哺乳類・鳥類の保全に関しても取り組みを行うべきである。 (他1件)	御意見を踏まえ「生物多様性の保全の観点も踏まえつつ、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保全と持続可能な利用についても提唱し続けることが重要です。」に修正します。
238	2部	1章	9節	189	36	以下の文章に変更(下線部)。 「水産資源を含む海洋生態系全般について調査船による種々の調査を行い、漁業影響による生物多様性の損失を回避するため、特定の漁獲対象資源だけではなく、操業海域における混獲種やその他生息種の動向把握、評価を推進します。」 理由：漁獲対象資源だけの動向把握や資源評価では、漁場として利用する海域における生態系の把握が困難であり、生物多様性保全とそれに基づく持続可能な漁業生産を目指した漁業管理手法策定の根拠として不十分である。	現在、国が行っている水産資源の調査においては、海洋環境等の影響なども考慮して資源の動向把握及び評価を行っていますが、環境の影響、捕食関係等、未解明な部分も多く、現状では、生態系全般として資源を評価する手法が確立されていません。このため、御指摘いただいた箇所は原文どおりとさせていただきますが、御意見の趣旨については当方も重要な事であると考えており、今後とも、調査研究の充実に努めてまいります。
239	2部	1章	9節	190	1	以下の表現を追加(下線部)。 「 <u>漁業や海外のIUU漁業に由来するマグロ製品の排除に取り組みます。</u> 」 理由：日本は世界で消費されるマグロ類のうち、約三分の一を消費しているが、多くを輸入に依存しているのが現状である。そのため高度回遊性魚種であるマグロ類資源を保全するためには、国内漁業におけるIUU漁業を排除するだけではなく、国内の水産物市場からIUU漁業によって漁獲されたマグロ製品を排除する仕組みが必要である。	違法・無報告・無規制(IUU)漁業の排除の取り組みについては、国内漁業に限らず地域漁業管理機関を通じた国際的な取組として実施しているものであり、IUU漁業に由来するマグロ製品の排除についても、IUU漁業の排除の取り組みで実施されていることから、御意見の趣旨は原案の中に含まれていると考えます。
240	2部	1章	9節	190	6	以下の文章に変更。 「 <u>海洋生物の多様性を損うことなく、持続可能な利用が可能なことなどを、適切な混獲に関する実態調査及びデータ収集、分析に基づき科学的検証し、広く公開することで</u> 」 理由：漁業活動によって海洋生物の多様性の保全が可能という文章は意味不明。漁業活動によって、海洋生物の多様性を損なわないとした方が正確である。また、「科学的」に示すとしているが、科学的根拠に足る実態調査やデータ収集及び分析を行い、その結果を一般に公表することが世論形成には不可欠である。	水産資源調査では、主たる漁獲対象魚種に関する情報に加え、同時に漁獲される他の魚種に関する情報や海洋環境に関する情報など多様な情報を収集、分析しています。また、その結果を毎年、報告しています。 御意見を踏まえ、(具体的施策)のうち「水産資源について・・・」の箇所を「水産資源について調査船による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進するとともに、結果を公表します。」に、「資源保護のための・・・」の箇所を「資源保護のための・・・とともに、これらの漁業活動により海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示し、適切な・・・」に修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
241	2部	1章	9節	190	8 ~ 10	当該具体的施策は、「2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進」にどのように寄与するものなのか？説明が不十分である。	協定への加盟を維持・増大することにより、地域漁業管理機関などの枠組みを通して漁業資源の持続的な利用、混獲削減に向けた取組に積極的に貢献することが可能となり、また、それら定められた管理措置を遵守することにより生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理に貢献すると考えられます。御指摘を踏まえ、以下の通り修正します。 「わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年度47協定以上に維持・増大することにより、 <u>漁業資源の持続可能な利用、混獲削減等に積極的に貢献します。</u> （農林水産省）」
242	2部	1章	9節	191	31	「外来魚・カワウ・トド等の海獣類による食害」と加筆。 理由：トドのみならず、アザラシによる被害も大きい、保護獣であるために有効な対策が講じられない現状がある。	御意見を踏まえ、下記のように修正します。 「外来魚・カワウ・ <u>トド</u> などによる食害」
243	2部	1章	9節	194	13	海岸植物群落の保全も明記していただきたい。 理由：海岸植物群落は砂浜を固定・涵養し、海岸生態系の基盤を提供する重要な要素であるが、日本自然保護協会の報告にもあるように近年、車両の乗入れや開発、護岸工による環境の静的安定化により劣化が進んでいるため。 出典：日本自然保護協会（2008）植物群落から見た海岸白書（全国海岸植物群落調査）	御指摘を踏まえ、194ページ13～15行目を「ウミガメの産卵地などの海浜や自然度の高い海岸植物群落については、 <u>国立・国定公園の指定などによる保護区の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づく特別地域内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗入れをしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。</u> （環境省）」と修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
244	2部	1章	9節	199	13~	<p>【要約】有明海の環境悪化に関し、潮受け堤防を開門しての中長期の開門調査を行うことを明記すべきである。</p> <p>「閉鎖性海域の水環境保全」(P199)について国家戦略案では、「平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員会報告を踏まえ、魚類・貝類の減少要因の解明、貧酸素水塊への対策オプションの検討及び総合調査推進計画の策定による各調査機関間の連携協力の促進に取り組んでいきます。(環境省)」とある。しかし、同委員会の委員会報告においても、有明海異変と呼ばれる有明海の環境変化(赤潮、貧酸素水塊の発生)や生態系に対する影響(魚介類の激減)に対して、具体的な原因究明には至っていない。これは、同委員会が、ノリ不作等検討委員会においても指摘された国営諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係について具体的な調査を行わなかったからである。</p> <p>今後、有明海の水環境保全、再生のためには、諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係を真正面から調査検討すること、そのためにも、佐賀地裁判決に従って、潮受け堤防を開門しての中長期の開門調査を行うことが必要であり、これを具体的施策とすべきである。</p>	<p>有明海再生のための再生方策や課題については、平成14年11月に施行された「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的として、環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会において、国及び関係県が行った総合的な調査結果などに基づき、客観的かつ科学的な考察を行った上で取りまとめられています。</p> <p>この取りまとめに従い、各省において有明海及び八代海の再生に向けた取組を進めているところです。他方、諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門調査については、関係者の間で様々な御意見があることから、現在、農林水産省において開門調査のための環境アセスメントを進めているところであり、この結果を踏まえ、開門調査を含めた今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めることとしており、現時点で本国家戦略に記載することは不相当と考えます。</p>
245	2部	2章	1節	200	28	<p>「これら特定の鳥獣については、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策などによる総合的・計画的な保護管理」を、「生息環境管理、被害防除対策、個体数管理」の順に書き換える。捕獲はどうしてもやむをえない場合の最後の手段であることを明記すべきである。(他1件)</p>	御意見のとおり修正します。
246	2部	2章	1節	201	7	<p>種の保存法の見直しについて記述すべきである。</p> <p>理由：種の保存法は、内外の絶滅の恐れのある野生生物を保全する目的もあるが、日本が生物多様性条約を批准する為に作られた背景も一方である。しかしながら絶滅の恐れのある種は増加する一方、遅々として種の指定や保全の施策が進んでいない。抜本的な見直しの時期に来ている。</p>	202ページ35～39行目の記載のとおり、今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしております。
247	2部	2章	1節	201	32	<p>「レッドリストの定期的な見直しとともに、種の保存法における種の指定に反映させていく取組が重要です」とする。レッドリスト記載種のわずか数パーセントしか、種の保存法に基づく種の指定がなされていない現状を明記すべきである。また、種の保存法が有効に機能していないために、国内外の野生生物種の絶滅のスピードを食い止めることができないことを課題としてあげるべきである。</p> <p>また、多くの野生生物種が絶滅の危機にあることを一般に広く知らせるため、啓発普及事業に取り組む必要があることを課題に掲げるべきである。(他1件)</p>	<p>絶滅危惧種への対応については、1.2 希少野生動植物種の保存(現状と課題)において、「詳細に情報収集を実施し、種の保存法に基づく対応を含め、状況に応じた適切な対応を行う必要があります。」と記載されていることから、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>絶滅危惧種の現状の普及啓発については、201ページ32行目に「今後もレッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集、普及啓発が必要です。」と修正いたします。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
248	2部	2章	1節	202	1 ~ 3	<p>【要約】実際は絶滅を危惧されながらレッドリストに記載されない種について記載する必要がある。</p> <p>意見 3行目の終わりに「また、現在レッドリストに記載されていない水産庁管轄の海生動物に関しても科学的な根拠に基づくリスト化を推進する」を加える。</p> <p>理由 生物多様性国家戦略は、環境省だけでなく他の省庁との連携で生物多様性の保全を推進し、その元での持続利用を可能とするためのもの。 野生生物に省庁の縦割りを持ち込むべきではない。透明性のあるプロセスで、希少種は（どこ管轄に属しても）希少種として記載する必要がある。</p>	<p>前回のレッドリストの改定においては、汽水域の魚類を対象とするなど、科学的なデータに基づく評価が可能な対象種について拡大しました。 201ページ35行目「レッドリストについては、平成24年頃を目途に、評価対象の範囲の検討や、それぞれの種の最新の生息状況や絶滅確率などを踏まえ、掲載種のランクの変更や削除、新たな種の追加など、内容の見直しを行います。（環境省）」に修正します。</p>
249	2部	2章	1節	202	8	<p>四国のツキノワグマは、最も絶滅の恐れが高い、地域個体群であり、その危機的な現状を加筆すべきである。また、具体的な施策についても対応策を加筆すべきである。</p> <p>理由：四国のツキノワグマは、20頭弱しか生息しておらず、IUCNの絶滅の恐れが高い100頭以下という基準を大きく下回っており、国として対策を明記すべきである。 （他1件）</p>	<p>種の保存法で絶滅のおそれのある地域個体群を保全することについては、個々の個体が、その形態からどの個体群に属するものかといった判断が技術的に困難な場合があるため、その捕獲・譲渡等に罰則が適用される法に基づく保全は難しいと考え、原文のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、四国のツキノワグマについては、剣山山系において平成14年度より毎年、生息状況及び生息環境などの調査を実施しておりその把握に努めているとともに、生息地の保全については、利害関係人との調整を経て平成21年11月に剣山山系鳥獣保護区の拡大を行っており、今後も鳥獣保護区の管理を通じて四国におけるツキノワグマの生息環境の保全に努めます。</p>
250	2部	2章	1節	202	30	<p>次のとおり加入する。 生物多様性を保全する、すなわち生物多様性を生み出した自然な進化のプロセスを確保するという観点に立てば、絶滅のおそれのある種に関する目標は、「それらの種を絶滅させない」ということでは足りません。「それらの種を回復させる」ことで、生態系におけるそれらの種の本来の役割を果たせるようにする必要があります。</p>	<p>御指摘については、203ページ12行目「その個体数の維持・回復を図るためには」や28行目「その保全と回復に努めます」において、その趣旨が反映されていること考えることから、原文のとおりとさせていただきます。</p>
251	2部	2章	1節	202	35	<p>生息状況が特に悪化している、本州の河川や湖沼に生息する淡水魚類については、近年、新たな指定がまったくない。現状を的確に把握し、対象種を増やすなど、積極的に取り組む旨を記載。</p>	<p>202ページ35～39行目の記載のとおり 今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしており、種指定についてもその中で検討していきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
252	2部	2章	1節	202 ~ 204	6	<p>【要約】少なくともレッドリストに掲載された種については、原則としてすべて種の保存法による保護対象とすべく、種の保存法を抜本的に改正すべきである。</p> <p>ジュゴンについては辺野古周辺を含む沖縄北部海域のサンゴ礁、藻場の破壊を防止し、その保全を早急にはかるべきである。</p> <p>レッドリストには3155種が掲載されているにもかかわらず種の保存法の希少野生動植物種は81種、うち、保護増殖計画が策定されているのは47種、生息地等保護区の指定は7種、9箇所、885haにすぎない。これでは同法が全く絶滅危惧種の保護に役立っていないといわざるをえない。国家戦略案では新たに6種の指定を目指すとしているがこの程度の指定では、到底、絶滅種の増加に追いつかないことは明らかである。同法を抜本的に改正すべきである。</p> <p>また、「ジュゴンについては生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組を進める」(P204、6行目)とあるが、沖縄北部のジュゴンは早急に保全策を立てなければ絶滅は必至の状態であり、生息環境のモニタリングをして、ことが済む状態ではない。今ある生息環境の保全、再生に即座に取り組むべきである。</p>	202ページ35～39行目に記載しているとおり 今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしております。ジュゴンについては、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していくこととしており、御意見については保全の検討のための参考とさせていただきます。
253	2部	2章	1節	203	12	<p>孤立する地域個体群も保護対象に指定するべきである。また種の個体数の増加を目的とする保護増殖事業よりも、生息域全体をカバーする保護回復計画に転換していくべきである。</p> <p>絶滅のおそれのある種は希少価値があるとして違法な捕獲・採取が横行し、それが更に種を危機的な状況に追いやっている。犯罪の抑止力のために、種の保存法の罰金額を大幅に引き上げる必要があることを記述するべきである。(他1件)</p>	種の保存法に基づく地域個体群の指定については、個々の個体が、その形態からどの個体群に属するものかといった判別が技術的に困難な場合があるため、その捕獲・譲渡などに罰則が適用される法に基づく指定は出来ないと判断されています。また罰則の引き上げについては、今後、種の保存法の現状及び今後のあり方について検討していくこととしており、その中で検討していきます。
254	2部	2章	1節	203	12	<p>次のとおり新たな段落を加入する。</p> <p>国内希少野生動植物種の生息状況及び生息環境の回復を種ごとに計画的に行うために必要な制度的措置をとります。</p>	種の保存法では、国は、国内希少野生動植物種の保存のために必要があると認められる場合には、種ごとに保護増殖事業計画を策定し、計画的に保護増殖事業を行うことが明記されております。また、203ページ9行目には「現在実施している47種の保護増殖事業についても、その実施状況などを点検・評価し、効率的な事業の推進についての検討を行います。」としており、原文のとおりとさせていただきます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
255	2部	2章	1節	203	18	次のとおり修文する。 絶滅のおそれのある野生動植物の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。（環境省）	生息地等保護区の区域選定については、対象となる種、地域の状況に応じて検討するものであり、必ずしも御指摘の方針とはならないことから原文のとおりとします。なお、御意見の内容については今後の施策の参考とさせていただきます。
256	2部	2章	1節	203	23	次のとおり修文する。 生息地等保護区を中心とする国内希少野生動植物種の生息地において継続的で密度の高い、生息状況および生息環境のモニタリングと、ゾーニングや個体群維持に必要とされる生態学的情報蓄積のための調査研究を推進し、その結果を生息地等保護区ごとに定めている保護の指針にフィードバックし、生息地等保護区の適切な管理を推進するとともに、生息・生育環境の維持・改善に努めます。（環境省）	御意見を踏まえ次のとおり修正します。 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。
257	2部	2章	1節	204	6	ジュゴンの種の保存のために、「生息状況調査や漁業者との共生に向けた取組を進めています」と記されているが、「関係する米軍」についての言及が必要である。	ジュゴンが利用する環境を踏まえ、保全上特に留意が必要と考えられる混獲の防止について記載しているもので、原文どおりとします。
258	2部	2章	1節	204	6	ジュゴンの「保護」「保存」「保全」には、「漁業者との共生に向けた取組」は勿論のこと、ジュゴンの生息地であり、海草藻場がある（辺野古）で訓練を行っている米軍との調整が必要である。環境省は、この事実をはやく明記し、米軍との調整を行う事で、ジュゴンの保護の取組の方向性を示すべきだ。	ジュゴンが利用する環境を踏まえ、保全上特に留意が必要と考えられる混獲の防止について記載しているもので、原文どおりとします。
259	2部	2章	1節	204	6	ジュゴンについては、引き続き、生息環境のモニタリングや漁業者との共生に向けた取組を進めます」とだけ記されているが、少なくとも、ジュゴンの保存に向けての行動を始めるには、どのような生息状況調査やモニタリングがあとどれだけ必要なかを明確にする必要がある。また保存手段として、保護区設置の可能性や、「種の保存法」への登録の可能性について言及するべきである。	ジュゴンについては、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していくこととしており、御意見については保全の検討のための参考とさせていただきます。
260	2部	2章	1節	204	6	環境省や防衛省は、沖縄本島周辺に生息するジュゴンの生息状況についてこれまで調査を行ってきており、その生息状況に関してはそれなりの知見を持っているはずである。ただし辺野古沖のジュゴンの生息状況に関しては、両省は異なる見解を示している。沖縄のジュゴンは、絶滅の危機に瀕しており、さらなる調査を待って、その結果に基づいて、具体的な保護、保全、保存策が講じられるのでは、あまりにも対策が遅すぎると懸念する。	ジュゴンについては、調査を行うとともに保護についての具体的な方策を検討していくこととしており、御意見については保全の検討のための参考とさせていただきます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
261	2部	2章	1節	206	15	「狩猟が野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る」とあるが、これは「狩猟者が減少していることから、狩猟技術を有する野生鳥獣の総合的保護管理の新たな担い手となる人材を育成していく」とするべきである。現代の狩猟は主に趣味のスポーツハンティングであり、狩猟者が即鳥獣の保護管理の担い手になる道理がない。狩猟は野生鳥獣を捕獲する手段であって、これを保護管理の目的にしてしまうのは本末転倒である。 (他1件)	御指摘の箇所が、狩猟は鳥獣保護管理を実施する上で重要な手段であり、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る必要があるとの趣旨を踏まえ「 <u>狩猟が適切な鳥獣保護管理を実施する上で重要な手段であることを踏まえ、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成を図るとともに</u> 」と修正します。
262	2部	2章	1節	207	29	「また、鳥獣を資源利用や趣味として捕獲するだけでなく、鳥獣の個体数調整の手段としても重要な狩猟については、」の下線部を削除するべきである。理由は上に同じ。 (他1件)	狩猟鳥獣は、狩猟資源を活用する観点の他、鳥獣による被害を防止する観点からも指定されており、狩猟は鳥獣保護管理を実施する上で重要な手段であることから、原文のとおりとします。
263	2部	2章	1節	208	5	「とらばさみやくくりわななどの猟法の規制強化」を、「とらばさみの原則使用禁止、くくりわななどの」とする。 (他1件)	原文は現行法に即して事実関係を記述したものであり、「 <u>とらばさみの狩猟における使用を原則禁止し、くくりわなの構造規制を強化するとともに</u> 」と修正します。
264	2部	2章	1節	209	30	「個体数調整、被害防除、生息環境管理」の順を「生息環境管理、被害防除対策、個体数管理」の順に書き換える。理由は上に同じ。 (他1件)	御意見のとおり修正します。
265	2部	2章	1節	210	30	「狩猟については、野生鳥獣の生息数コントロールに一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。」を、「 <u>「狩猟者が減少していることから、狩猟技術を有する野生鳥獣の総合的保護管理の新たな担い手となる人材を育成していく」として、下線部を削除する。有効利用が転じて密猟や過剰捕獲の促進に転化しないように防止する仕組みが存在しないので、この記述を削除すべきである。</u> 」 (他1件)	有効利用が転じて密猟や過剰捕獲の促進に転化しないように防止することは大切と考えており、206ページ9行目に「科学的、計画的な総合的判断に基づき個体数の調整などを行う」こととしています。捕獲した鳥獣については、その多くが、通常、捕獲現場での埋設や、ゴミ処理場における焼却処分などによって処理されており、鳥獣被害対策を持続的に実施する観点から、捕獲された鳥獣の有効利用を行うことも重要と考えられるため、原案のとおりとさせていただきます。
266	2部	2章	1節	212	2 ~ 20	17行目に地方自治体を追加すべき。「 <u>鳥獣保護員を活用し警察や自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。(環境省)</u> 」 「 <u>鳥獣保護員を活用し警察や地方自治体、自然保護団体とも連携して、違法捕獲及び違法飼養の取締りの強化を推進します。(環境省)</u> 」	御指摘のとおり修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
267	2部	2章	1節	212	2 ~ 20	愛がん飼養制度の廃止。 以下の経緯を踏まえ、愛がん飼養制度については「現状を踏まえたその必要性について検討を行います」ではなく、廃止すべき。 愛がん飼養制度は昭和32年の鳥獣審議会答申において「本来は捕獲を禁止すべきものであるが、旧来より飼養の慣行もあるので、制度の運用に当たっては、学術研究、教育参考資料、愛がん飼養のため必要な場合に限り、最小限度においてこれを許可するようにすべきである」とされ、7種に限ってやむを得ない措置として導入されたところから、許可対象種は漸次削減されてきた。昭和53年の自然環境保全審議会答申では、より明瞭に廃止の考えが示された（「日本に生息する種類の鳥獣の愛がん飼養を広範囲に認めることは、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長することとなるおそれがあるので、廃止することが望ましい」）。これを受け昭和54年には5種、昭和55年には4種となり、平成11年には2種となり、平成8年にメジロ1種のみになっている。廃止の方向性が出されてから既に50年以上が経過しており、制度の社会的意義はなく、この際、廃止するのが妥当である。	これまで愛玩飼養が可能な対象種を減らすとともに、違法飼養を目的として、平成18年度には特定輸入鳥獣制度を導入するなど、違法捕獲防止のための各種対策に取り組んできたところです。メジロについては未だ4,642羽が飼養登録されており、今後さらに検討を要することから原文のとおりとします。
268	2部	2章	1節	212	12	「また、非狩猟鳥獣の捕獲や飼育等の鳥獣保護法違反行為については引き続き監視を強化していく必要があります」と加える。違法捕獲されているのは、愛玩飼養の鳥類ばかりではない。 (他1件)	御指摘を踏まえ以下のとおり追加します。 「このほか非狩猟鳥獣の違法捕獲などについても引き続き監視を強化していく必要があります。」
269	2部	2章	1節	212	22 ~	疾病や事故の影響、原因の把握と防止策の策定。 (具体的施策)が鉛弾による影響に偏っているが実態、課題を反映していない。有害物質だけでなく、疾病や事故についても影響、原因の把握と防止策の策定を入れるべき。 「傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努める」「地方自治体の活動と連携して、傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響、野生動物の疾病や事故の影響、原因の適切な把握に努め、防止策を策定する。」	当該箇所は、傷病鳥獣の疾病や事故の原因の把握を含め、鉛その他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努める旨の記述であることから、「傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、その原因の把握や自然界に排出された鉛やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努める…」に修正します。
270	2部	2章	1節	213	30 ~	高病原性鳥インフルエンザが人為的な原因で発生していると思われることにふれ、また農林水産省、厚生労働省、地方自治体との連携について記述すべき。	御指摘の趣旨も踏まえ、214ページ29～31行目を「鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に注意喚起を促すとともに、都道府県からの情報提供を含め監視の強化に努めます。(環境省、農林水産省、厚生労働省)」に修正します。
271	2部	2章	1節	214	5	「ハシブトカラス」「ハシブトガラス」	御意見のとおり修正します。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
272	2部	2章	1節	215 ～ 217		<p>【要約】身近な環境における外来種の駆除においては、周辺の市民と十分に議論するとともに、いのちの大切さの理解も促す普及啓発が必要であることを追記する。</p> <p>第1節に「身近な環境における外来種の駆除においては、周辺の市民とともにその方法を十分に議論するとともに、外来種は殺せば問題が解決するというような安直な理解が広がらないように、いのちの大切さと外来生物であるペットを野外に放棄しないことがいのちを守ることにつながることを普及啓発する。」を追記する。</p> <p>(理由) 近年、都市公園や住宅団地の池などにおいて、ミシシippアカミミガメなどの外来生物が目立つようになり、殺処分の要望や苦情が行政に寄せられたり、市民の活動やNPO法人等の活動の一環として殺処分を目的に行動しようとする例がある。しかし、特に人工の池など我々の生活に身近な場所では、むしろ、いのちの取り扱いに対する一般市民のモラルの崩壊が懸念される。身近な環境における外来種の駆除については、周辺の市民とともに十分議論し、外来種は殺せば問題が解決するというような安直な理解が広がらないように注意が必要。そのためには、いのちの大切さや、いのちを取り扱うことの責任について、さらには、外来生物であるペットを野外に放棄しないことがいのちを守ることにつながることを普及啓発することが必要。</p>	<p>御意見を踏まえ、215ページ25行目を以下のとおり修正します。</p> <p>「また、ペットを含む外来種の適正な取扱いや外来種の問題に対する理解の推進に係る普及啓発についてホームページなどを通じて実施しています。」</p>
273	2部	2章	1節	216	8	<p>「国際的な交易・交流に伴い、物資などの輸送に付随して非意図的に侵入する外来種による生態系への影響の防止対策に取り組んでいく必要があります。」に加えて、「そのためには、空港・港湾での監視を強化し、検疫体制を充実させる必要があります」と付記する。水際での防止体制の強化が、国内に入っからの拡散防止よりははるかに低コストで有効である。</p> <p>(他1件)</p>	<p>御指摘のとおり水際での対策は重要であり、P217の13行目に「資材や生物に付着して非意図的に侵入する昆虫などの外来種による影響の防止を図るため、これらの外来種に係る同定マニュアルを作成するなどの侵入防止対策を検討・実施します。」と記載しています。</p>
274	2部	2章	1節	216	17	<p>P216 17行目「施行状況の検討結果を受け、」の後に「今後もカルタヘナ法の枠組みについて検討を加え、」を挿入する。</p>	<p>カルタヘナ法施行5年後の施行状況の検討結果も踏まえ、わが国において生物多様性影響評価の経験が蓄積されている農作物分野について、生物多様性影響評価に使用する情報についての点検作業を行っています。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「施行状況の検討結果を受け、生物多様性影響評価の経験が蓄積された分野における評価情報などについて点検を行うとともに、遺伝子組換え技術については…」</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
275	2部	2章	1節	216	21	「十分でないと考えられるため、」の後に「規制の強化とともに」を挿入する。	カルタヘナ法に基づき、未承認の遺伝子組換え生物を一般環境中で使用することはできません。違反した場合は使用者などによる販売個体の回収や処分、再発防止に関する文書指導が行われており、悪質な場合等は主務大臣は必要な措置を命ずることができ、罰則もあります。従って、未承認の遺伝子組換え生物の使用は既に規制されており、こうした違反が発生しないよう、規制の周知を図ることが大切です。
276	2部	2章	1節	217	27	「カルタヘナ法の適切な施行」の後に「や見直し」を挿入する。	平成21年に中央環境審議会野生生物部会遺伝子組換え生物小委員会において、カルタヘナ法施行5年後の施行状況の検討が行われました。その結果、法律の枠組みの修正は必要ないが、運用方法や情報提供に関して改善の検討が必要とされました。なお、この検討結果も踏まえ、わが国において生物多様性影響評価の経験が蓄積されている農作物分野については、生物多様性影響評価に使用する情報についての点検作業を行っています。このことについては、次の項目の「最新の知見に基づいた…」に盛り込まれています。
277	2部	2章	1節	217	34	「遺伝子組み換え生物等に関する普及啓発」の中の「する」を削除し、「して規制強化を図るとともに、」を挿入する。	カルタヘナ法に基づき、未承認の遺伝子組換え生物を一般環境中で使用することはできません。違反した場合は使用者などによる販売個体の回収や処分、再発防止に関する文書指導が行われており、悪質な場合等は主務大臣は必要な措置を命ずることができ、罰則もあります。従って、未承認の遺伝子組換え生物の使用は既に規制されており、こうした違反が発生しないよう、規制の周知を図ることが大切です。
278	2部	2章	1節	217	36	次の文を挿入する。「カルタヘナ議定書締約国会議などにおいては、遺伝子組み換え生物等がもたらす汚染や破壊に対する責任のとり方、修復や賠償などの仕組みの確立を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用につなげることが必要です。」	カルタヘナ議定書の責任と救済については、第2部第2章第4節2.1(ページ262の12行目～)に記載しています。遺伝子組換え生物等に対し様々な立場を持つ国があり、第5回締約国会議の議長役を務めるわが国としては、こうした各国それぞれにとって実施可能な内容となるよう検討作業に参加することが必要です。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
279	2部	2章	1節	219	40	<p>【要約】内分泌かく乱物質はダイオキシンだけではない。また環境ホルモンとした方が市民には受入れやすい。</p> <p>「内分泌かく乱作用を有すると疑われる物質」はダイオキシンだけではない。各種の農薬や食品添加物にもそうした物質は存在する。また、従来「環境ホルモン」という言葉が使用されていたが、こちらの方が「内分泌かく乱物質」よりも市民には分かりやすいのではないか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のように修正します。 「内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質(いわゆる環境ホルモンと疑われる物質)」 なお、前半の御指摘についてですが、いわゆる環境ホルモンとダイオキシン類について、それぞれ調査を行っているという趣旨で記述しております。</p>
280	2部	2章	1節	221	12	<p>以下を追加する。「また、海外から希少や野生動物をペットとして密輸したり販売する個人や業者があとを絶たないことから、種の保存法における取締り強化に加えて、動物取扱業の営業実態についても監視を強化する必要があります。」</p>	<p>御指摘の野生動物の違法取引に対する取組については、第2部第2章第4節「2.3 ワシントン条約」に記述しています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
281	2	2	1	221	15	<p>「動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養管理、禁止行為の周知徹底などを行うことにより、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります」を、「動物が命あるものであることをふまえ、それぞれの種の生理、習性、生態を正しく理解して適正に飼養管理すること、および動物の遺棄及び虐待等の禁止行為の周知徹底を図ります」とする。命の尊重のみならず、動物に固有の生理、習性、生態を正しく理解することが、動物への理解を深め、ひいては生物多様性の保全に資するものとなる。</p> <p>「また、動物取扱業については、インターネット取引におけるトラブルの防止、過剰な多頭飼育等による飼育怠慢や周辺環境への悪影響を及ぼすことのないよう規模の適正化に努めること」を追加する。毎年全国各地でインターネット取引のトラブルの発生、および動物取扱業者による悪臭、騒音、飼育怠慢等の事件が発生しており、これを防止する必要がある。</p> <p>さらに「実験動物については、3R（苦痛の軽減、使用数の削減、代替法）の推進の周知徹底をはかるとともに、生態系保全の観点から特定外来生物、遺伝子組換え動物等の飼養規制の周知徹底を推進する」を追加する。研究機関での遺伝子組換えマウス等の不適切な取扱が多発している。</p>	<p>「動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養管理、禁止行為の周知徹底などを行うことにより、動物の遺棄及び虐待の防止を図ります」を、「動物が命あるものであることを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや、動物の遺棄及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります」とします。</p> <p>「また、動物取扱業については、インターネット取引におけるトラブルの防止、過剰な多頭飼育等による飼育怠慢や周辺環境への悪影響を及ぼすことのないよう規模の適正化に努めること」を追加するという意見については、以下の理由により原文のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット取引におけるトラブルについて、インターネットによる野生動物の違法取引や特定外来生物の輸入販売に対する取組は、第2部第2章第2節3.1外来種、遺伝子組換え生物等及び第4節2.3ワシントン条約で記述しています。また、インターネットでの犬やねこ等の売買については、P221L16～18に、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の着実な実施を推進する旨が記述しています。 ・動物取扱業者による悪臭、騒音、飼育怠慢などによる周辺環境の悪影響については、自然環境ではなく主に人の生活環境に対する被害を指していると考えられます。多頭飼育や飼育怠慢による生活環境への問題は、適正な飼養管理と動物の虐待の防止を図るという観点から、御指摘の趣旨は前述されています。 <p>実験動物にかかる御意見については、逸走防止等の観点から、「さらに、<u>実験動物を含む飼養動物については、逸走防止などの観点から、法令を適切に運用するとともに、普及啓発を推進します。</u>」と追加します。なお、外来種や遺伝子組換え生物等の取扱いや普及啓発については、216ページ25行目及び217ページ26行目に記載しております。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
282	2部	2章	1節	222	5	「広く国民が動物の虐待防止や給餌などの適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要」を、「広く国民が動物の遺棄・虐待の防止をすすめ、かつ動物のそれぞれの種の生理、習性、生態の理解の上に成り立つ適正な給餌その他取扱い一般に関して正しい知識及び理解を持つことが重要」とする。動物の多種多様性、および飼育動物のそれぞれの個性をも正しく理解することは、ひいては生物多様性の認識に資するものとなる。	御指摘の趣旨も踏まえ、221ページ15～16行目を「動物が命あるものであることを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の遺棄及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります」と修正します。
283	2部	2章	1節	222	18	「また、動物の飼養実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の啓発普及に役立てていく」という一文を追加する。動物愛護については実態調査の部分が遅れている。	「また、動物の飼養実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の啓発普及に役立てていく」を「また今後も継続して、動物の飼養実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。」として追加します。
284	2部	2章	2節	224	1	「バイオテクノロジーなど科学技術の活用とあいまった、」の文中の「の活用と」を「の再評価ならびに活用と」に換える。	当該箇所は、遺伝資源を利用するための手法について分かりやすい例を示したものであり、その利用過程において「科学技術を再評価」するとの意図が不明であり、文章に馴染まないため原文のとおりとさせていただきます。
285	2部	2章	2節	224	12	「また、ABSについては、生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)において」を「また、ABSや責任と修復(救済)問題については、生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)、カルタヘナ議定書第4回締約国会議(MOP4)において」と換える。	御意見を踏まえ、224ページ20行目～に下記の記述を追加します。 「なお、遺伝子組換え生物等の使用に関しては、COP10に先行して開催されるカルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP/MOP5)において、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動から生じる損害についての責任と救済に関するルールと手続などについて議論されることとなっており、わが国は締約国会議の開催国として、遺伝子組換え生物等に対するさまざまな立場を持つ各国にとって実施可能な内容となるよう検討作業に参加します。」

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
286	2部	2章	2節	224	13 15	「COP10」を「COP10およびMOP5」とする。	御意見を踏まえ、224ページ20行目～に下記の記述を追加します。 「なお、遺伝子組換え生物等の使用に関しては、COP10に先行して開催されるカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP/MOP5）において、遺伝子組換え生物等の国境を越える移動から生じる損害についての責任と救済に関するルールと手続などについて議論されることとなっており、わが国は締約国会議の開催国として、遺伝子組換え生物等に対するさまざまな立場を持つ各国にとって実施可能な内容となるよう検討作業に参加します。」
287	2部	2章	2節	225	20	「新産業の創出を促進」の後に「するとともに、生物多様性への影響を絶えずチェックし」を挿入する。	遺伝子組換え生物等の使用などによる生物多様性への影響の防止については、農林水産分野に限らない分野横断的な取組なので、第2部第2章第1節3.1（217ページ26行目～）に記載しています。
288	2部	2章	2節	226	5	「人の健康に影響がない」の前に「現時点では」を挿入する。	御意見を踏まえ、下記のように修正します。 「現時点の科学的知見により、人の健康に影響がないことを確認しています。」
289	2部	2章	2節	234	7	【要約】一層の推進策と「地球温暖化防止活動推進センター」の可能性。 バイオマスの有用性は、各方面からアピールされているものの、地域における具体的な普及はまだ進んでいない現状。国や地方自治体による一層の推進策が展開される必要がある。また、「地球温暖化防止活動推進センター」も一層の役割を担える可能性を持っている。	国は、バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月改定)に基づき、市町村が中心となって進めている、地域のバイオマスを総合的に活用するバイオスタウンの構築を推進しており、構想の策定やバイオマス活用施設の整備に対する支援を行っています。 また、平成21年9月には、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としたバイオマス活用推進基本法が施行されました。同法では、バイオマスの活用の推進に関し国が達成すべき目標等を定めたバイオマス活用推進基本計画の策定や国と地方公共団体、事業者等との役割分担等が定められており、同年12月より同計画の策定に向けた検討を開始したところです。 これらの施策を通じて、地球温暖化防止活動推進センターをはじめとした地域の多様な主体の連携・協力を図りつつ、バイオマスの活用をより一層進めてまいりたいと考えております。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
290	2部	2章	3節	237	1	<p>基本的な考え方の中に生物多様性基本法に基づくものとするを記述すべきである。</p> <p>理由：生物多様性基本法の第24条（国民の理解の増進）に条文として記述されている。「国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。」（他1件）</p>	<p>生物多様性国家戦略2010は、それ自体が生物多様性基本法第11条の規定に基づくものですが、御指摘の趣旨を明確にするため、237ページ33行目に、以下の一文を追加します。</p> <p>「生物多様性基本法においても、国の他、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務が規定された他、国の基本的施策として、生物多様性に配慮した事業活動の促進や多様な主体の連携・協働と自発的な活動の促進、国民の理解の推進などのために必要な措置を講ずることとされています。」</p>
291	2部	2章	3節	238		<p>生物多様性を進めるにあたり一般市民は実感し自ら行動することができにくいと思う。エコポイント制度のような仕組みが必要ではないか。地域の植物を庭で育てる、公園で育てることを推進することから生物多様性を高める取組みを子供世代から初めていただければと思う。</p>	<p>一般国民の行動を促すため、「国民の行動リスト」を公表しています。ご提案については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
292	2部	2章	3節	238	1 ~ 8	<p>普及広報を「生物多様性総合評価によって明らかになるわが国の生物多様性の状況」を踏まえて行うことについて盛り込むべき。</p> <p>（施策の概要）「生物多様性の意義や生物多様性国家戦略への国民の理解を深め、」「生物多様性の意義や生物多様性国家戦略、生物多様性総合評価の結果明らかになるわが国の生物多様性の現況への国民の理解を深め、」とすべき。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
293	2部	2章	3節	239	11 ~	<p>COP10パートナーシップ事業の登録数、参加者数を数値目標化する。</p> <p>エコツーリズム推進法は、地域保全（全体構想と特定資源）に有効だが、個々の観光事業行為による環境負荷の軽減に対する即効性は期待出来ない。また、民間参画ガイドラインは、地域の観光事業者を対象とするにはハードルが高すぎる。そこで、イベント毎の登録となっている「COP10パートナーシップ事業（民間団体）」とは別に、触れよう、守ろう、伝えようを推進する旅行観光ツアー毎に「COP10パートナーシップツアー（民間事業者）」の登録を行う。ツアー企画ごとに「生物多様性を知って、守って、伝える」体験を組み込む事を登録条件とする。そして、この登録ツアー数、参加者数を数値目標化する。</p>	<p>個々の事業者による具体的な貢献の促進は大きな課題ですが、具体的な数値目標の設定にはさらなる検討が必要と考えます。御指摘につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
294	2部	2章	3節	239	11~	グリーンウェイブの定常化と参加学校数、参加団体数、植林本数などの数値目標化。	御指摘のとおり、グリーンウェイブの促進は、子供を中心とする若い世代への生物多様性の理解を促す手法としては大きな効果が期待されますが、具体的な数値目標の設定にはさらなる検討が必要と考えます。また、グリーンウェイブの実施は生物多様性条約事務局のイニシアティブに基づくものであるため、今後条約事務局が本事業を定常的なものとするかどうかを見ながら対応を検討していく予定です。御指摘につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。
295	2部	2章	3節	239	11~	「生物多様性」や「生物多様性国家戦略」についての認知度についての現状と目標が世論調査におけるパーセントや、新聞掲載の頻度という数値で表されているが、その目標数値の根拠を示すことが必要である。あるいは参考となるようなリファレンスを示して欲しい。（例「生態系」の認知度はどうなのか）。	「生物多様性」という言葉は将来的には全ての人が知っていることが望ましいと考えております。ただ、現状では認知度が「約36%」であることから、平成23年度末までの目標としては、認知度「50%以上」を掲げております。「生物多様性国家戦略」についても、同様に現状の認知度の調査結果に基づき目標値を設定しております。「生態系」の認知度については調査していないため、対象としておりません。
296	2部	2章	3節	239	33	消費者に先立ち政府調達においても生物多様性に配慮した商品（認証製品）の優先調達をすべき。 「生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安や、行動によってもたらされる生物多様性への影響に関する情報提供を行います。」とあるが、情報提供のみでなく「生物多様性に配慮した商品」の代表である森林認証製品のグリーン調達での比率を上げる等、政府自らの行動を消費者の先頭に立って進めることが必要である。	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針では、重点的に調達を推進すべき物品等の種類及びその判断の基準を定め、その開発・普及の状況、科学的知見の充実に応じて適宜見直しを行っています。御指摘の「森林認証製品」については、平成21年2月の見直し時に、コピー用紙の判断の基準の一部として加えており、また、次期見直し時に印刷用紙の判断の基準にも一部加える予定であるなど、引き続き検討を進めてまいります。
297	2部	2章	3節	239	33	生物多様性に配慮した商品を判断するツールとしての認証制度の活用 「生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安や、行動によってもたらされる生物多様性への影響に関する情報提供を行います。」とあるが、消費者にとってより明確な判断基準となる認証制度・認証マークについて積極的に活用し、グリーンコンシューマーとしての選択行動を容易なものとするよう、さらに具体的に「生物多様性に配慮した商品などであることを判断する認証マークや、行動によってもたらされる生物多様性への影響に関する情報提供を行います。」とすることを提案する。	生物多様性に配慮した商品を判断するツールとしての認証制度の活用には大きな効果が期待されますが、現在の記述は御指摘の趣旨に添うものと考えられますので原文どおりとさせていただきます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
298	2部	2章	3節	240	14	この数値設定がよくわからない。	「生物多様性」という言葉は将来的には全ての人を知っていることが望ましいと考えております。ただ、現状では認知度が「約36%」であることから、平成23年度末までの目標としては、認知度「50%以上」を掲げております。 「生物多様性国家戦略」についても、同様に現状の認知度の調査結果に基づき目標値を設定しております。
299	2部	2章	3節	240	23 ~ 27	自主的に活動する事業者を対象とした民間参画ガイドラインを幅広い主体に対して普及広報するとのことであるが、幅広い主体事業者へどのように普及広報するのか、主体間でどのように連携を図るのか、また普及広報によりどのような効果が期待されているのか具体的に明記すべきではないか。 (理由) どのように普及広報するのか、こういった効果が期待されているのか文面からは不明確なため。	平成21年8月に公表した生物多様性民間参画ガイドラインについては、冊子・概要パンフレットや英語訳の作成、インターネットでの普及、各種講演会や勉強会などにおける説明などを実施しているところです。普及広報が進むことにより、社会経済的に重要な役割を担う事業者による貢献が期待されます。
300	2部	2章	3節	240	19 ~ 27	民間参画ガイドラインを自己宣言方式で数値目標化する提案。 (1)「導入宣言」：導入宣言者登録規定を作成、同宣言者の登録公開、同宣言者数の数値目標化 (2)「適合宣言」：適合宣言者登録規定を作成、同宣言者の登録公開、同宣言者数の数値目標化 なお、自己宣言内容をウェブ公開する事で、第三者監査機能を期待するものとする。	民間参画ガイドラインにも記述したとおり、民間事業者の独自の取組を促す自己宣言については、ドイツ政府の「生物多様性とビジネスイニシアティブ」や日本経団連の生物多様性宣言などの取組があり、効果が期待されます。しかしながら、具体的な数値目標の設定にはさらなる検討が必要と考えます。御指摘につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。
301	2部	2章	3節	241	20	「多様な主体の自主的な行動」について、生物多様性の保全に関して国民レベルで何を努力すればどう多様性が保全できるのか、具体的な目標や効果を提示し、それに向かって実践する仕組みを設けてほしい。 環境教育や温暖化防止等の分野では国民ひとり一人のレベルから家庭、地域社会に至るまで細かな行動内容や目標数値が設定され丁寧にPRされているが、多様性の分野では漠然とした目標が多く、地域での取組や理解が困難になっている。	一般国民の行動を促すため、「国民の行動リスト」を公表しています。ご提案については、今後の取組の参考とさせていただきます。
302	2部	2章	3節	241	26	全国にある大学は、市民の自主的な活動に応じるための窓口を設け、求められた学術的知見に速やかに対応する体制を整える。この窓口の利用頻度を研究および教育機関としての地域貢献の指標とする。	大学がそれぞれの特色・目的に応じて環境人材の育成を進めていく中で、社会貢献に資するという観点から、御指摘のような取組を講じることも重要であると考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
303	2	2	3	241	27	<p>経済的措置について、生物多様性に経済的な価値を付加する取り組みの方向性は示されているが、以下の具体的な施策としては、補助金や助成、税制上の措置、損失補償など既存の制度の枠を踏み出していない印象がある。平成24年度見直しを前提に控えめに書かれているのかもしれないが、COP10が「日本で開かれる今世紀最大の生物多様性保全にかかる会議」と位置づけられるのであれば、中期目標に、経済の役割がもっと重視されて書かれるよう踏み込んで欲しい。</p> <p>ここでいう経済は、生物多様性保全に関する活動に資金がもっと流れるしくみということとともに、経済活動そのものが持つ市場や金融、雇用などのシステムを生物多様性保全に積極的に活用していくこと、里地里山など中山間地域の維持・自律の取り組みの積極的な意味づけなどを含む。グローバルな経済と、地域経済の双方で考え方が異なるが、生物多様性保全を広げるためには、お金と人が必要なので、資金と人員がいくら必要か、経済の役割をしっかりと抑えて目標を示してもらいたい。</p> <p>国の地域戦略にしっかりと経済の機能や役割が盛り込まれなければ、地域戦略には、もっと盛り込まれなくなる。経済的措置は、他の章の関係する内容をまとめて再構成し、中期目標での経済の姿を、章だてて示してほしい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 (65ページ26～32行目) 地方公共団体や企業、NGO、地域住民など多くの主体が、それぞれの地域の視点で生物多様性の保全に関する活動を各地で進めることが重要であるため、さまざまな主体の参画を促し、市民などの多様な考え方を活かした活動の支援や経済的措置を含めた制度や社会的な評価の仕組みを充実させる必要があります。こうしたことを踏まえ、民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者のニーズのマッチングなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討や、野生動植物の保護管理や外来種対策、重要地域の保全対策など、地域が主体となった生物多様性の保全・再生の活動や総合的な計画づくりの支援を行います。また、各地の事例を分かりやすく伝えることも含めた、活動地域間の「人」と「情報」のネットワークの形成を進めます。その一環として、…</p> <p>(241ページ6～8行目) 活動を行う民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者に情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングするような仕組みなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みを検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省) (242ページ38行目～243ページ2行目) [補助金・交付金など] 希少野生動植物の保全や野生鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動や総合的な計画づくりの取組を支援します。(環境省)</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
304	2	2	3	242	21 ~ 24	<p>生物多様性民間参画ガイドラインの積極的な展開 「経済的措置の中でも、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図ります。」とあるが、本政策においてこのような記述の強度であれば、すでに「生物多様性民間参画ガイドライン」で実施済みともいえる記述と考える。この、ガイドラインの策定は認証制度の民間企業への普及に関して現状では画期的なものであったと認識しているが、第3次生物多様性国家戦略の記述から変更がないこの記述のままでは、本件に関して、これ以上の政策的な展開が望めないのではないかと国民に誤解を与えないかと危惧する。今後のわが国の生物多様性にかかる動向を見据える本戦略において、この生物多様性民間参画ガイドラインをさらに進展させるため、次項の記述とあわせて、「経済的措置の中でも、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間参画ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進などを働きかけます。さらに事例提示から一歩進めたガイドラインのあり方について、さまざまな利害関係者の意見を集約しながら、そのブラッシュアップを行います。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します。」とすることを提案する。</p>	平成21年8月に公表した生物多様性民間参画ガイドラインについては、完成したガイドラインについて普及広報を行う段階と考えております。海外に向けた発信については、同ページに、「事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間三角ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進を働きかけます。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します」と記載しているところです。
305	2	2	3	243	5	<p>個々の事例についての相談窓口を設ける。 現在では、「たまたま」熱心な、あるいは個人を知っている、ということに頼って「相談できる担当課」を探す、という状態。</p>	関係機関が協力・連携して、個別の事例の担当部局を速やかにご案内できるよう努めてまいります。
306	2	2	3	247	8	<p>推進するだけでなく、オーバーユースの問題も山積していることから、立ち入り制限など生態系に影響が少ない取り組みについても記述すべきである。 理由：エコツーリズム推進法が国会で議論された時、オーバーユースの問題が議論になっている。今回の記述は、何ら立ち入り制限などがかけられていない。 (他1件)</p>	エコツーリズム推進法では、自然環境の保全を基本理念とし、必要に応じて、市町村が特定自然観光資源を指定して、立入り人数の制限などができるとされています。御指摘を踏まえ、「 <u>自然環境の保全を前提とした適切な利用のルールに基づき</u> 」に修正します。
307	2	2	3	248		<p>生物多様性については、ソフトの政策も結構だが、そもそも港湾建設や施設の使用による海岸、沿岸の生態系への影響とその軽減、回避の具体策を書き込んでいただきたいと思います。 ポスト2010目標でも港湾事業が触れられているが、ぜひ、そのような改善を望む。</p>	港湾における沿岸の生態系への影響の軽減、回避に関する具体的施策については、P196 第2部第1章第9節「4.1 港湾環境の保全・再生・創出」において記載しております。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
308	2部	2章	3節	249		<p>緩傾斜堤の整備が生物多様性の保全に資するか否かは、きちんと調査すべきと考える。</p> <p>「時に直立護岸よりかはマシ」ではあっても、どこでも適用すればいいのではない。</p> <p>また、直立護岸のほうがハビタットを壊さない場合もある。</p> <p>しかし、このように一様に書いてしまうと、現場をしっかりと見て検討するプロセスが落ちてしまい、面的防護ならなんでも環境にいい、というようないい加減な事業を増やす方向を推進してしまう。</p> <p>面的防護の中身が問題で、後浜を何キ口にもわたってブロックで埋め立てるような事業は、生物多様性に資するといえない。</p>	御指摘を踏まえ、250ページ7行目を「海岸保全施設の整備にあたっては、当該地区における生物の生息状況などを踏まえ、必要に応じて緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を検討し、すべての…」に修正します。
309	2部	2章	3節	249	18 ~ 26	<p>河川における「交流拠点整備」は、活気ある地域づくりが目的であり、生物多様性の保全に貢献するものではない。また、「川のバリアフリー化」も、生物多様性保全とは関係なく、場合によっては無用な自然改変により環境を悪化させることもありえる。これらの項は削除することを提案する。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、249ページ18~21行目を「魅力と活力ある地域の形成や自然とのふれあいの場の提供に向けて、地域と共同で地域及び河川の自然環境などの特性を活かした交流ネットワークを構築し、地域づくりの核となる水辺整備を実施します。（国土交通省）」に修正します。また、22~26行目を削除します。なお、後半の御指摘については、「など」に含まれると考えますが、今後の参考とさせていただきます。
310	2部	2章	3節	249	33	<p>ここに「水辺環境の向上に配慮した河川改修」とあるが、都市圏の場合、「環境」とは人にとっての住環境を指すことが多く、必ずしも生物多様性に貢献するものではないと思う。そこで、目的を明確にするため、「生物多様性の向上に配慮した河川改修」と改稿することを提案する。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。 「水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修」
311	2部	2章	3節	251	8	<p>【要約】学校での環境教育に、廃棄物やその処理方法について、もっと取り入れるべきである。</p> <p>「学校教育」の現場で、環境教育を通じて生物多様性の理解を深めてもらうことは重要である。その場合、自然にふれあうことも大切ではあるが、自然に対する負荷（汚れ、廃棄物）がどれほどの量であるのか、それがどのようにして処理（浄化）されているのかなどに関する情報や教育が不足しているように感じている。これは、水洗トイレや家庭排水など、流してしまえば目の前のところはきれいになってしまう環境が整えられていることにも起因していると思われる。そのため、廃棄する量を減らすことが自然に対する負荷を軽減することにつながるという認識を持ってない場合が多いのではないだろうか。ペットボトルなど、いくらリサイクルしても、ペットボトルの生産は減らず、リサイクル品もいずれはゴミになるのだということをきちんと理解してもらいたい。そのため、いわゆる静脈産業についても、環境教育に取り入れるべきである。</p>	<p>循環型社会形成推進基本計画において循環型社会の構築に向けて、学校その他多様な場において互いに連携を図りながら、環境教育、環境学習を総合的に推進することとしており、「学校教育における環境教育の充実が図られるよう努めていきます」や「教員の指導力の向上」に掲げた施策の中に含まれるものと考えます。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後の廃棄物などに関する環境教育の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
312	2部	2章	3節	251	31	国立系独法及び都道府県の調査研究機関の人材を利用する。 理由：本件の推進にとって学校教育は極めて重要であり、人材は全て活用すべきだと思う。特に、現場を熟知している研究員は有効なアイテムになると考える。	学校教育の中での体験活動において、専門知識などを有する人材の活用が有効なことは御意見のとおりです。御意見も踏まえて、体験活動を推進してまいります。
313	2部	2章	3節	252	16	国立系独法及び都道府県の調査研究機関の人材及び農林水産系協同組合を利用する。 理由：本件の推進にとって学校教育は極めて重要であり、人材は全て活用すべきだと思う。特に、現場を科学的な観点から観ることのできる研究員や自然と一体となって日々仕事をしている漁業協同組合などの職員、組合員は大きな戦力になると考える。	環境教育において、専門知識や実践経験を有する人材の活用が有効であることは御意見のとおりです。御意見も踏まえ、多様な人材が活用されるよう努めてまいります。
314	2部	2章	3節	252	16	学校外での取組、生涯学習の具体的施策の中に、市街地の水路、農村部の用排水路をフィールドとした施策を加えてほしい。 岡山県内では市街地を流れる水路や水田の排水路で数千匹単位のスイゲンゼニタナゴが確認されている。 その一方で、特に非灌漑期は家庭や事務所からの排水を水源とするわずかな水量の中で細々と生き残っている現状がある。普及啓発の第一歩として地域住民や児童生徒を対象とした生涯学習プログラムを実践していますが、関係者からの協力が得られやすくなるよう記述の追加をお願いする。	御意見の趣旨を踏まえて、第2部第2章第3節に下記を追記します。 「 <u>水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊びの場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性の保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進します。（農林水産省）〔再掲（1章6節1.6）（2章3節3.1）〕</u> 」
315	2部	2章	3節	253	14	水環境の学習として、都市計画施設、都市水系の項目が欠落している。自分たちが生きて排出するものと生物多様性との関係を学習する時間を確保することは、この「戦略」のなかで欠かしてはいけないと思う。	「都市計画施設」がどのような都市施設を想定されているか趣旨が不明確ですが、「都市水系」のうち下水道による汚水処理については第2部第1章第7節の「3.2 下水道における生物多様性の保全に関する普及啓発」の中で記述していることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、水辺を活用した環境教育は都市域においても実施しており、御指摘の都市関連の内容は本施策に含まれます。
316	2部	2章	3節	254	3 ~ 29	普及啓発に、今現在最も影響力のあるメディア（テレビ、映画、ゲーム、マンガ）について触れている箇所がない。アニメ映画を製作したり、子供向け雑誌の広告主になって啓発用のマンガを連載するなどの方法も検討すべきではないか。	具体的な広報活動については、引き続き検討を進める予定です。御指摘の点は今後の業務の参考とさせていただきます。
317	2部	2章	4節	255	18	（CBD）の削除の取りやめ。 ・理由 「生物多様性」という言葉の普及を考えると、「CBD」という英語表記の略称は最適ではないかもしれないが、気候変動枠組条約など、他の条約との区別には英語表記の略称も有効であると考えます。	本戦略では、以下の本文中に略称で表記したり、広く一般的に略称の方が用いられている場合には、初出の際に略称を併記するルールとしています。当該箇所はそのどちらにも該当しないと考えますので、「CBD」は削除させていただきます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
318	2部	2章	4節	258	3	次のとおり修文する。 現況に関する総合評価の手法を確立するとともに、日本の生物多様性の現状や動向を評価し、そのフィードバックのもとに生物多様性国家戦略を修正発展すること、また国民に分かりやすく伝えることが必要です。	御指摘の趣旨を踏まえて、以下のとおり修正します。 「現況に関する総合評価の手法を確立するとともに、日本の生物多様性の現状や動向を評価し、国民に分かりやすく伝えるとともに、 <u>具体的な施策や生物多様性国家戦略の見直しに活用することが必要です。</u> 」
319	2部	2章	4節	258	36	次のとおり修文する。 くことが必要です。このため既に人為的な影響が相当程度及んでいる自然資源の持続可能な管理・利用のための理念を広く世界から集めて取りまとめ、その実現のための指針などを提示し、それらに基づく取組の推進を 「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に向けて発信し、さらに、COP10 を契機に多様な主体の支持・参加を得た国際協調の枠組みを設立することでイニシアティブに適合的な地域、ケースにおいて広く推進していくことが問題の解決につながります。	御意見の趣旨も踏まえ、「このため、自然資源の・・・つながります。」を、以下のとおり修正します。 このため、「 <u>自然共生社会の実現</u> 」という長期目標のもと、 <u>農林水産業など、人間活動の影響を受けて形成・維持され、世界中に広範囲に分布する二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるための取組を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に向けて発信し、さらに、COP10を契機に多様な主体の支持・参加を得た国際パートナーシップを設立することでイニシアティブを世界的に推進していくことが問題の解決につながります。</u>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
320	2部	2章	4節	261	28~	<p>2.13として、「国際河川水路の非航行利用に関する国連条約」に向けた取り組みを入れるべきではないか。日本国内には国際河川はないものの、水資源は重要な生態系サービスであり（本文P.27/L.18にもG8シラクサ宣言の文脈で記述されている）、日本は海外の水資源に食糧や繊維製品、現地での工場用水利用など、様々な形で異存している。その中には、国際河川から取水されているものも少なくない。また、アジアの代表的な国際河川であるメコン河については、日本政府としてメコン地域開発への支援を昨年発表したところであり、国際河川の非航行利用は、日本の国益にとっても、重要課題である。また、CBD-COP8において、CBD締約国による同条約の早期締結および条約発効の促進が決議（CBD Decisions VIII/27 および IX/19）されてもいる。COP10ホスト国であり、本戦略でも国際的なリーダーシップの発揮を掲げている以上（P.255/L.26）、わが国の同条約の批准を含めた積極的な対応を含めるべきである。</p>	<p>国際河川の非航行的利用に関する条約は、複数の沿岸国を有する河川(国際河川)について、灌漑、発電、飲料水など航行以外の目的の使用及びこれらの使用に関連する保護、保全、管理措置に適用されるものですが、わが国が本件条約を締結していない理由としては、本件条約を締結することによって直接的な権利義務関係が創設されるのは国際河川の沿岸国に限られていることが挙げられます。</p> <p>すなわち、わが国のように国際河川を有さない国については、仮に本件条約を締結したとしても、本件条約の締約国である国際河川の沿岸国がわが国に重大な悪影響（significant adverse effect）を与え得る開発などを計画している場合であっても、当該沿岸国はわが国に対して事前通報を行う義務（第12条）はなく、また、わが国として当該沿岸国に対して、環境アセスメント報告書を含む同計画に関連する情報を提供するよう求めることができる（第18条）といった権利が認められるわけではありません。</p> <p>このように、同条約がわが国の権利義務に与える影響がほとんどないことから、わが国として同条約を締結する必要性は低いと考えています。</p>
321	2部	2章	4節	261	32	<p>「国際的な生物多様性保全の観点から、未加盟の諸条約に関しても加盟の可能性を検討する」ことを付記するべきである。（ボン条約などへの対応を検討するとあるため。P268）</p>	<p>ボン条約などへの対応の考え方についても、御指摘の箇所「関連する諸条約との連携を強化し、」の記述の中に含まれるものと考えます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
322	2部	2章	4節	263		<p>【要約】野生生物の価値を反映した刑罰にすべき。条約遵守の実効力を上げるため執行機関に専門家を常駐させるべき。</p> <p>当会では、ワシントン条約の遵守のための調査研究を続けてきた。2009年度事業で外国産野生動物ペット問題に関する調査（地球環境基金助成事業）を行い、そのひとつとして税関で差し止められたペット密輸事件の犯人に関するデータを収集した。この調査から野生動物の密輸はその利益に対して刑が軽く、犯罪組織の格好の資金源になっている例がみられる。また、野生生物犯罪の刑の重さは、その国が野生生物の価値を重視しているか否かの指標でもある。野生生物の価値を認知させる普及啓発の面からも刑を重くすべきである。一方で違法行為摘発の実効力を上げるため、警察、税関、検疫、都道府県などに野生生物の専門家を常駐させるべきである。これはグリーン・ニューディールのひとつとして、位置づけることも考えられる。さらに雇用の創出だけでなく、就職先が確保されることで野生生物に関する教育の発展への波及効果も期待できる。</p>	263ページ27行目に記載があるとおり、関係省庁・関係機関が連携・協力してワシントン条約下での取組に協力しているところですが、御意見を踏まえ、263ページ32行目に「種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方について検討し、必要な対策を講じていきます。（環境省）」を追加します。
323	2部	2章	4節	263	7 ~ 10	渡りルートについては、東アジア・オーストラリアフライウェイ・パートナーシップについて触れた方が良いと思う。	第2部第2章第4節「2 生物多様性関連諸条約の実施」と「3 国際プログラムの実施」に分けた構成となっており、御指摘のパートナーシップについては、「3 国際プログラムの実施」の「3.1 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全」で記述しています。
324	2部	2章	4節	263	27	次のとおり新たな段落を加入する。 国際取引の規制の実効性を高めるための、および捕獲・採取規制を補完するための国内取引の規制を強化し、個々の個体等の出所を追跡し、背後にある違法な取引を捕捉できるようにします。（環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省）	御意見を踏まえ、具体的施策に「種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方について検討し、必要な対策を講じていきます。（環境省）」を追加します。
325	2部	2章	4節	263	29	「あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。」を、「あらゆる違法取引の根絶に向けて、ワシントン条約下での取組みに協力し、その国内法である種の保存法の実効性を高めることに努めます。」とする。違法行為は、本来根絶されるべきものとする。また、国内での違法流通を防止するためには国内法である種の保存法が機能しなければならない。	ワシントン条約に基づき、附属書～に掲げられている種の輸出入の規制を行っているのは、「外国為替及び外国貿易管理法」であるため、現行の記述が適切と考えます。御意見を踏まえ、具体的施策に「種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、今後のあり方について検討し、必要な対策を講じていきます。（環境省）」を追加します。
326	2部	2章	4節	264	18	琉球諸島の世界自然遺産への推薦については、「縦横地域の保護担保措置の拡充が課題」とされているが、それが課題である理由の1つは、「重要地域」における米軍訓練場（やんばるの北部訓練場等）の存在である。米軍には、環境法令を含む日本の国内法は原則として適応されておらず、「保護担保措置」をとることは困難である。もし世界自然遺産への推薦を真剣に考えるならば、米軍との「協力」や「連携」は不可欠である。	やんばる地域には琉球諸島の地史を反映した多くの貴重な遺存固有種が生息・生育しており、当地域の保護担保は重要な課題の一つです。関係機関や関係者と連携しつつ、当地域の保護措置を検討したいと考えております。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
327	2部	2章	4節	265	5 ~	<p>【要約】 ボン条約の批准を推進する。</p> <p>意見 P13～14の削除。 <国境を越えて移動する動物の保全のための条約である同条約の早急な批准が必要です。>を追加。</p> <p>理由 P36に記述されているように「これらの国境を越えて移動する動物を保全するためには我が国における取組だけではなく、各国と協力した取組が必要」。「意見」を異にするところがありながら批准している条約もあり、批准していない理由にはなない。最近では国を越えたウィルスなどの問題もあり、早急な批准が必要。</p>	ボン条約については、その締結によりわが国が負うこととなる義務について十分な整理が必要であることなどから、慎重に検討しているところです。
328	2部	2章	4節	268	5 ~ 22	<p>ボン条約については移動性動物の保全のために条約への加盟に向けての検討を開始すべき。</p> <p>第1部第2章第4節 生物多様性の現状の「3 世界とつながる日本の生物多様性」P36 24～26行目「これらの国境を越えて移動する動物を保全するためには、わが国における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要です。」と、第2章第1章第9節の「海洋・沿岸」の（基本的考え方）に示された、P179 32～35行目「さらに、国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつわが国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物については、国内のみならず、より広域的・国際的な視点から、関係各国が連携、協力してその生息地の保全策を講じることが重要です。」以上の箇所を踏まえ、P268 17行目冒頭に以下を挿入する。</p> <p>「国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつわが国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海棲哺乳類、魚類などの動物の保全のために、より広域的・国際的な視点から、関係各国が連携、協力することが重要であることを踏まえ」</p> <p>また、20～21行目は「本条約への対応の必要性について検討し、」「本条約への加盟に向けて検討し、」とすべき。</p> <p>なお、20～21行目と矛盾するため、以下の箇所は削除すべき。（13～14行目） 「なお、わが国は、本条約で捕獲のが禁止される動物につきいて意見を異にする部分があるため、本条約を批准していません。」</p>	ボン条約については、その締結によりわが国が負うこととなる義務について十分な整理が必要であることなどから、慎重に検討しているところです。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
329	2部	2章	4節	268	13	以下の文言を削除すべきである。「なお、わが国は、……本条約を批准していません。」 理由：条約を批准しない理由とはならない。対象種については留保することも可能であり、批准できない理由とするのは、時代錯誤も甚だしい。 (他1件)	ボン条約については、その締結によりわが国が負うこととなる義務について十分な整理が必要であることなどから、慎重に検討しているところです。
330	2部	2章	4節	268	13 ~ 14	当該部分を削除し、書き換える。 「なお、わが国は本条約を批准していませんが、今後の検討課題として取り組みます。」 ・理由 P57 33行目<目指す方向>や、同ページ39行目<望ましい地域のイメージ>において、長距離の移動・回遊をする生物の保全推進を図る事に触れていながら、「ボン条約は批准しません」では整合性がとれないと考える。	268ページの「2.10 ボン条約」において、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約への対応の必要性について検討することとしており、既に今後の検討課題となっています。
331	2部	2章	4節	268	24	2008年のIUCN決議「「2010年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進」の中で、日本政府を含むジュゴンの棲息国が参加を求められた「移動性野生動物種の保全に関する条約」(ボン条約(CMS))による2007年「ジュゴンとその分布域における生息地の保全と管理に関する覚書」について言及されるべきである。 「ジュゴン保護の覚書き」は、日本の天然記念物であり環境省の絶滅危惧種にも指定されているジュゴンを保護するための国際的な枠組みであり、既存の枠組みではベストのものであろう。日本政府は2008年のIUCN会議において、独自の方法でジュゴンの保全を行うと主張したが、そうした孤立的なアプローチを取るのではなく、これまでの環境省がジュゴン調査で蓄積した見知を、他のジュゴン棲息国と共有し、国際的なジュゴン保全に役立たせることが、COP10の議長国として求められている。	御指摘のあった「ジュゴンとその分布域における生息地の保全と管理に関する覚書」については、268ページ、10~11行目の「渡り性水鳥、アザラシ、コウモリ、ウミガメなどを対象とした多国間の協定や覚書」の中に含まれています。本覚書も含め、ボン条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図っていきます。
332	2部	2章	3節	270		米軍には日本の領土内で基地や訓練場が提供されており、そこには沖縄のキャンプ・シュワブや北部訓練場のように、生物多様性が高い地域が含まれる。しかし米軍には、環境法令を含む日本の国内法は原則として適用されていない。またJEGSもきちんと適用されているとは言い難い。現在の日米関係のなかで、米軍に提供されている地域の生物多様性を保全するためには、米軍によるJEGSの適用が不可欠である。	在日米軍は、JEGSに基づく厳格な環境管理行動をとっていると承知しておりますが、今後とも米軍施設・区域に係る環境問題に関しては、日米合同委員会の下に設置された環境分科委員会の枠組みなどを活用して、米側と十分に協議し、生物多様性を含めた環境の保全に妥当な考慮が払われるよう適切に対処していく考えです。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
333	2部	2章	4節	270	25	<p>以下に修正（下線部）。</p> <p>「我が国からも28の地方自治体（27湿地）が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加しています。」</p> <p>理由：重要生息地ネットワークの参加主体は地方自治体である。また湿地の保全管理もラムサール条約登録地と重複している湿地を除けば、地方自治体を中心となっている。</p>	<p>御指摘のとおり、本パートナーシップの参加主体は地方自治体ですが、湿地単位で参加する形をとっているため、御指摘を踏まえて以下のとおり修正します。</p> <p>「わが国からも27湿地（29の地方公共団体）が本パートナーシップに基づく重要生息地ネットワークに参加しています。」</p>
334	2部	2章	4節	272	~	<p>既述のとおり、わが国は、今後気候変動対策の枠組みの中で、地球の森林破壊防止においてリーダーシップを発揮していくことをすでに国際的に表明している。本項目においても、具体的にその施策の方向性を明示すべきである。（4.4 P.283/L.6には記述済みであるが、持続可能な森林経営の文脈でも記述されるべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、具体的施策に以下のとおり追記します。</p> <p><u>開発途上国などにおける持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減（REDD）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発などに取り組みます。（外務省、農林水産省）「再掲（2章4節4.4）（2章6節1.1）」</u></p>
335	2部	2章	4節	273	~ 274	<p>具体的施策に以下を追加。</p> <p>「2006年（平成18年）から進めてきた、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の調達推進について、製品の原材料を生産する森林における生物多様性配慮を含む「持続可能性の定義」を策定します。」</p>	<p>まずは現行ガイドラインに基づく取組をしっかりと進めていくことが重要であると考えておりますので、いただいた御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
336	2	2	4	273	14 ~ 16	<p>持続可能な森林経営の確認のための森林認証制度の活用 「2006年(平成18年)から進めてきた、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。」とあるが、第3次生物多様性国家戦略の記述と比較して、合法性のみならず持続可能性の証明まで踏み込んだ記述になっていることを歓迎する。ただし、一般消費者にまでその考え方を普及するためには、やはり森林認証制度のようなわかりやすいツールを本戦略上で明示的に用いての普及が最も効率がよいと考える。そこで、「2006年(平成18年)から進めてきた、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証制度などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。」とすることを提案する。</p> <p>また、森林認証制度によっては、合法性の証明にはなっても持続可能性の証明まではなしえない認証も世界には存在する。こういった認証制度間の違いや、その証明の程度についておのおのを評価し、その結果を国民に情報公開するという政策をイギリスなどでは実施している。 参考 http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=9030 日本においても同様の政策を行うことで、先の「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及」を真に正しく実施していくことができるものと考えられる。</p> <p>そこで、「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及をより効果的に実施していくため、国内において一般消費者等市場の需要家に明示的に公開されている森林認証制度について、評価を行い、その評価結果についての情報公開を広く企業・国民に対して行っていきます。」という具体的施策の追加を提案する。</p>	<p>一点目の修正案については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「2006年(平成18年)に策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。」</p> <p>また、二点目の森林認証の評価については、森林認証は第三者機関が自主的に行っているものであることから、国が評価することはなじまないと考えておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
337	2	2	4	274	~	<p>CEPFは、戦略的な生物多様性保全の基金であること(生物多様性ホットスポットを対象にしている)、途上国を含めたNGOを中心とした民間組織への直接的支援のしくみであること、国際機関、政府(日本、フランス)、NGOという多セクター間のパートナーシップであること、そして生物多様性保全の効果をこれまでに上げていることなどは、国際的に高く評価されている。また、フランスに先駆けて、国として日本が先陣を切って参加したこと、貧困削減と生物多様性保全の関連性などの視点を国際的な議論の場に挙げたことなど、CEPFにおける日本政府の役割も国際的には高く評価されている。COP10ホスト国としても、是非、CEPFへの支援・貢献の継続を決定してもらいたく、そのような強い方向性を示す文言を入れてもらいたい。</p> <p>*CEPFの記述にある「ホットスポット」(全世界の中の重要地域/日本列島もそのひとつ)と、生物多様性総合評価で選ばれるホットスポット(日本国内の重要地域)は誤解を招かないような説明が必要。</p>	<p>CEPFに対する資金拠出や支援方針については現在まさに調整中であり、予断を持った記述は現時点では出来ないものの、CEPFへの支援・貢献の継続に関しての検討を進めるにあたっては、御指摘の趣旨も参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ホットスポットについては、第2部第2章第4節「3.6 クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)」における「ホットスポット」を「生物多様性ホットスポット」に修正します。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
338	2	2	4	283	12	<p>【要約】12行目の後に次の文を挿入することを提案する。「広大なオイルパーム農場が既に出来ている国に対しては、生物多様性配慮のパームオイル産業の将来像を設定し、それに向かうプロセスづくりに支援する。」</p> <p>パームオイルについてはマレーシアやインドネシアで既に広大な農場ができており、国家的基幹産業になっている。当農場が生物遺伝子資源を豊富に保存していた熱帯雨林を潰して作ったことは事実だが、単純に非難せず、生物多様性配慮産業としての将来像を描き、それに向けての接近法を考えるべきである。但し、この作業は極めて難しく何年もかかるため日本が「里山イニシャティブ」の一環として支援する。</p> <p>理由として下記が挙げられる。COP15の反省と世界の潮流による。COP15での途上国と先進国の対立は結局のところ「温暖化対策か経済か」が根底にある。同様にCOP10においても「生物多様性か経済か」で途上国と先進国とが対立するのは目に見えている。環境問題の根底は常に環境か経済か」なのだ。この問題ばかりはステークホルダー全員参加で取り組む必要がある。世界の潮流は次のように考えられている（COP15でほぼ同意された）。</p> <p>先進国の支援による途上国の経済発展の仕組みづくりの中で、世界経済再建を図る。従って、どんな理由であれ、単純に経済後退の原因となる対策は避けなければならない。更に「先進国の支援」はその質が問題だ。いま東南アジアのみならずアフリカへも先進国が投資攻勢をかけている。これは当然、地下資源や土地開発などの見返り期待があつてのことだ。途上国を助けるのは二の次で、先進国自身の国益によるものだ。この延長線上で考えれば、従来通りのオイルパーム農場開発支援も有り得る。生物多様性会議としてはこれは阻止しなければならない。従って上記のように生物多様性配慮のパームオイル産業将来像をきちんと設定し、それを目指した施策が必要であるとした。</p>	<p>開発途上国への協力にあたっての基本的な考え方や方向性などについては、第2部第2章第4節「4. 開発途上国への協力」などに記述されており、個別分野の支援のあり方を本戦略に記述することは難しいと考えますが、御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
						<p>里山イニシアティブに関し（出典下記） 里山の特性 ・古来からの人間の知恵が人間と環境双方に蓄積され、その合わせたものが社会システムとして育てられ、現在生きている。 ・環境の本来の性格を保存しながら人間に使い易いように変化させている。 それに対し「オイルパーム農場」はパームオイルを搾油する施設でしかない。だからオイルパームが20年経って効率よく果実が取れなくなったら新しい木に植え替える。日本の雑木林は生き続けヒコバエが15年経てば薪炭林に再生しているのだ。 オイルパーム農場への里山の適用例（案）を述べておく。 熱帯雨林の「機能と性格を保持するに足る最少限の面積を持ったもの」を、要所要所に残す。また「アグロフォレストリの雛形となるもの」を要所要所につくり、オイルパーム農場も合わせて地域住民の知恵を蓄積する場所とする。且つ地域住民を教育する仕組みもつくり、全体を社会システムとして構成し、且つ育てていく。これを具体的にどの様にするかは今後、日本の支援で取組む。場所がマレーシアであればRSPO（パームオイルのための円卓会議）が主導となって推進する。 出典 月刊誌「Voice」2009年9月号 日本文明の推進力 養老孟司 vs 竹村真一 適用部分：P163 「人間に蓄積されていく文明」の在り方</p>	
339	2部	2章	5節	285 289	17 36	<p>具体的施策の中に、日本全土の生物多様性総合評価のメッシュ図の公表を入れるべきではないか。</p>	<p>生物多様性総合評価は、わが国の生物多様性の状況の総合的な評価や状況の変化を表す指標の開発などを目的としたもので、日本全土をメッシュ単位で評価することは現時点では予定していません。</p>
340	2部	2章	5節	287	33	<p>【要約】「いきものみつけ」（温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業）における展開の可能性。</p> <p>各地域において、このような役目を担えるのは、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、温暖化対策地域協議会だろうと思う。「いきものみつけ」（温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業）においても、その具体的な展開が始まったところ。</p>	<p>御意見のとおり、「いきものみつけ」などの市民参加による調査や普及啓発の実施には、多様な主体のご協力が欠かせません。今後とも多様な主体の参画を得られるよう努めてまいります。</p>
341	2部	2章	5節	289	18	<p>「生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化」とともに、種の分類・同定が正確にかつ速やかに行えるようなサポート体制の構築もはかるべきである。</p>	<p>生物調査においては、一部の分類群に関して分類や同定の体制が充分でないことがあり、継続的な調査を進める上で重要と考えています。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
342	2部	2章	5節	290	10	生物多様性センターなどの新しい取り組み計画には、現在ある大学および附属臨海実験所等の研究機関が地域の生物多様性情報を一手に担う機関として機能していないという問題をどう解決するのか、盛り込まれていない。市民が生物多様性に係る課題についても「知の拠り所」として活用できるよう、研究サービス機関たりえる大学の姿勢を望む。	自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などの各種調査においては大学を初めとする多くの研究機関のご協力を得て実施しておりますが、御意見を踏まえ、より一層の連携の強化を進めてまいります。
343	2部	2章	6節	299		【要約】生物多様性を守るために具体的な数値を掲げるべきである。 二酸化炭素排出量 - 25%の様に高い目標を掲げてバックカスティング的な戦略で生物多様性にも取り組むべきではないか。具体的な数値をこの戦略に記載すべきである。具体的な数値が挙げられないのであれば、数値化することを目標として記載すべきではないか。	御意見のとおり、できるだけ具体的な目標の設定が重要と考えており、第1部第3章第1節の中長期目標（2050年）において、「わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにする」ことを掲げています。数値目標については、今後生物多様性総合評価やGB03の結果、COP10におけるポスト2010年目標の議論などを踏まえ、検討していきます。
344	2部	2章	6節	300	17	REDDに関する農林水産省の取組み（p.301/1.16）に加え、COP15で発表したように、米仏豪英ノルウェーとともに総計35億ドル規模のREDD支援の基金設立に合意しており（2009年12月16日付米農業省発表 Release No. 0618.09を参照のこと）、今後国際的な生物多様性の保全の概念を含む森林保全（REDD+）の中核的な役割を担うことを国際的に明らかにしていることも記述すべき。	本節では、REDD+の要素である持続可能な森林経営についても言及し、森林起源の温室効果ガスの排出削減など地球温暖化防止対策に係る各種取組を推進することとしており、REDDに加えてREDD+について追記する必要は必ずしもないと考えています。
345	2部	2章	6節	301		【要約】温暖化が進むことにより植生が大きく変化するため、これに対応する具体的な策が必要ではないか。 地球温暖化が進むことにより日本の植生が大きく変化する研究報告がある（国立環境研究所・東京大学）。森林の整備（里山を含む）や植林活動では、今後の温度上昇を参考に、地域ごとに具体的な管理の方法や樹種の選定などを考える必要がある。モニタリングは非常に重要だが、それ以上にIPCCなどのシュミレーション結果を参考に先手を打つ必要があるのではないか。P291の2.7 森林モニタリングで収集した15,700地点のデータを活用すれば具体的な方向が見えてくるはずである。	全国的な森林生態系のモニタリングなどを通じて得られたデータについては、気候変動による生態系への影響という観点も含めて解析を行っていくことを考えています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
346	2部	2章	6節	301	1	各地域において、このような役目を担えるのは、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、温暖化対策地域協議会だろうと思う。これまでの普及啓発活動で、一定のノウハウや実績がある。	国は、バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月改定)に基づき、市町村が中心となって進めている、地域のバイオマスを総合的に活用するバイオスタウンの構築を推進しており、構想の策定やバイオマス活用施設の整備に対する支援を行っています。 また、平成21年9月には、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としたバイオマス活用推進基本法が施行されました。同法では、バイオマスの活用の推進に関し国が達成すべき目標などを定めたバイオマス活用推進基本計画の策定や国と地方公共団体、事業者等との役割分担などが定められており、同年12月より同計画の策定に向けた検討を開始したところです。 これらの施策を通じて、地球温暖化防止活動推進センターをはじめとした地域の多様な主体の連携・協力を図りつつ、バイオマスの活用をより一層進めてまいりたいと考えております。
347	2部	2章	6節	301	28 ~ 33	森林炭素パートナーシップ基金への資金拠出は過去(2008年)に行ったものである。「~積極的に貢献していきます」とある以上、今後の拠出について記述すべきである。	森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)への今後の拠出は、毎年度予算の国会審議により決定されるものであり、現時点では具体的な記述ができないことから、原文のとおりとします。
348	2部	2章	6節	301	36	モニタリングによる現状把握と「温暖化防止」のための「前向き」施策はいずれも必要だが、同時に現状に即した(低平地の居住自粛やボランティア活動としての植林の種選択や方法、時期など、現実的かつ具体的な)計画も盛り込むべきだと思う。	地球温暖化による影響への効果的・効率的な適応策の検討は重要と認識しており、300ページ10行目にある報告書「気候変動への賢い適応」においてその基本的な考え方を示すとともに、303ページ5~9行目で適応指針の策定について新たに追記したところです。
349	2部	2章	6節	302	27	山形県では、地球温暖化防止活動推進センターが地球温暖化防止活動推進員ほかから、蚊などに関する情報を随時収集しているが、組織的で継続的な調査活動が行えることが望ましい。	山形県地球温暖化防止活動推進センターの活動実績も得ながら、総合的な検討が必要と考えます。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
350	2	2	6	303	5	<p>【要約】分野横断的な取り組みや、行政機関の連携における「地球温暖化防止活動推進センター」の可能性。</p> <p>特に、分野横断的な取り組みや、行政機関の間での連携は、必ずしもスムーズに実現しているようには思われないところがある。このような場合に、「地球温暖化防止活動推進センター」は、地域におけるプラットフォーム、またコーディネート役ともなり得る可能性を有している。</p>	<p>全国の地球温暖化防止活動推進センターを含め、各主体の役割などを検討していく必要があると考えます。</p>
351	2	2	7	304	23	<p>2050年までの長期目標を以下に修正。 「温室効果ガスを1990年と比較して80%削減する」 理由：G8ラウライサミット（2009年7月）で、先進国としての日本の温室効果ガスの2050年までの長期削減目標は、合意されている。基準年についても、「1990年又はより最近の複数の年と比して」とされており、少なくとも「現状から」ではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、「このため、2050年までの長期目標として温室効果ガスを現状から60～80%削減する目標を掲げて、」を「このため、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する目標を支持するとともに、2050年までにわが国の温室効果ガス排出量を80%削減することを目指して」に修正します。</p>
352	2	2	7	305	2 ～ 8	<p>ここで述べられている視点や考え方、取組みは極めて重要であるが、それらをどう国民に浸透させていくのかに関する記述が無い。特に活動の大きな担い手となる「企業」をどのように啓発するべきかについて、記すべき。</p>	<p>企業や国民における3Rの取組の推進については、循環型社会形成推進基本計画に基づき「循環型社会ビジネスの振興」や「一人一人のライフスタイルの変革」などに関する取組を行っているところであり、御指摘の趣旨も踏まえ、生物多様性民間参画ガイドラインなども活用しつつ、企業や国民への一層の普及を図ってまいります。</p>
353	2	2	8	309 ～ 313		<p>今のアセスにおける生物多様性の保全に関連する調査項目は「生態系」。この調査項目の目標を明確にし、生物多様性の保全の強化を求めるべきだと考える。現在、上位種の猛禽類の調査に偏りすぎ。</p>	<p>環境影響評価の「生態系」の調査、予測及び評価は、生態系の上位性、典型性及び特殊性の視点から、注目される生物種などを複数選び、これらの生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境の状態を調査し、これらに対する影響を把握する方法その他の適切に生態系への影響を把握する方法により行うこととなっています。 実際の方法書手続においても、事業者により、生態系の特性に応じて猛禽類以外の種等についても調査、予測評価の対象として選定されています。</p>
354	2	2	8	309	32	<p>「各事業の実施にあたり、環境影響評価書について必要に応じて意見を述べるとともに」となっているが、その「意見を述べる」者の主語が不明なので（環境大臣だと予想はできるが）、明確に示したほうがよい。また「評価書について」だけでなく、必要ならば、「方法書」「調査」「準備書」の段階でも大臣意見が述べられるような仕組みを作るべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「環境大臣が」を追記します。 また、本戦略案に記載されているとおり、昨年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。</p>

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
355	2部	2章	8節	310	~	<p>【要約】環境影響評価の潜脱を許さないため、生物多様性に重大な影響が生じる恐れのある事業をすべてアセスの対象とするよう、法改正に言及すべきである。</p> <p>上記のような不十分な環境影響評価手続きであるにもかかわらず、制度の裏をかくような意図的なアセス逃れの事例をしばしば目にするのが現状である。例えば、事業を数次に分断することによって環境影響評価の対象事業となることを潜脱しているとみられる事例や、環境影響評価手続以前に事前調査として実質的な調査を事業者の判断のみで実施するなどの問題ある事例も存在している。よって、国家戦略では、これまでの事業例を再検討し、環境影響評価手続の厳格な実施のための制度を検討することを加えるべきである。</p>	本戦略案に記載されているとおり、平成21年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。
356	2部	2章	8節	310	7	<p>環境影響評価法に基づいて環境影響評価手続を実施した事業は、平成21年3月末現在で179件という数字が示されているが、その手続きについてももう少し具体的な情報を示すことが必要だと考える。例えば、方法書、準備書の手続きのやり直しを求められたケースがあったのかどうか、大臣意見の有無等。</p> <p>これまで行われきたアセスに対する具体的な情報がないままでは、アセス制度がどのように機能しているのか判断し難く、現状と課題がよく見えない。</p>	本戦略の性格上、あまり細かい数値データを掲載することは困難と考えますが、具体的な内訳としては、179件（平成21年3月末現在）のうちこの内訳は、手続中の案件が36件、評価書が公告され手続が完了した案件が125件、手続中止となった案件が18件となっております。また、環境大臣意見を提出した案件は120件（特に意見なしとして回答した5件を含む。）となっております。なお、具体的な情報については、「環境影響評価情報支援ネットワーク」（ http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html ）に掲載されております。
357	2部	2章	8節	310	17	<p>沖縄防衛局による普天間代替施設建設に係る環境アセスでは、「方法書」「調査」「準備書」の段階で多くの問題が露呈した。方法書の段階では、事業内容についての「情報の後出し」（事業内容の詳細を「方法書」で示さず、追加資料として提出し、その資料に対して市民が意見を言うチャンスがなかった）があり、アセス法で明確に位置づけられた知事意見（ジュゴンの複数年調査要求）が無視されたまま準備書が提出された。また準備書の結論も「環境に総じて影響がない」としており、その結論にはさまざまな専門家から批判がでた。しかし問題は是正されることもなく、アセスの手続きは現在も進行している。環境省との交渉において市民は何度もそれらの問題点を指摘し、環境省から沖縄防衛局に意見を求めたが、現在までなんらかの意見がでたとは聞いていない。アセス法を管轄する省として、環境省は問題を是正する責任があるはずで、「評価書」の提出まで意見をださないようでは、その責任を果たしていると言えない。</p>	本戦略案に記載されているとおり、平成21年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
358	2部	2章	8節	310	17	環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するためには、透明性を確保することである。特に「方法書」「準備書」や「評価書」の実際の作成者の名前、所属、資格/経験等や、その作成の為に意見を聴取した専門家名前、所属、資格/経験を公開することが必要である。	環境影響評価法に基づく「準備書」、「評価書」においては、環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所を記載することとなっており、一定程度の透明性が図られています。 また、調査、予測及び評価の手法を選定するにあたって専門家等の助言を受けた場合には、助言の内容及び専門分野を明らかにすることにより客観性の向上に努めています。 なお、氏名などの公表については、必ずしも妥当な助言が得られないといった指摘を事業者から受けています。
359	2部	2章	8節	310	17	国際基準のアセスは、少なくとも「評価書」の段階において、評価書の作成者の名前、所属、資格/経験を、評価書の中で公開している。これはアセスの透明性と、信頼性を確保するためのものである。アセスは科学的な基準に依拠されるべきであり、アセスの「方法書」「準備書」「評価書」を作成する者が、特定の結果を出さなければならないような状況は作ってはならない。そのためには、科学的判断を行うものと、政治的判断を行う者の責任を明確に分離させる制度/仕組みが必要である。	環境影響評価法に基づく「準備書」、「評価書」においては、環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合は、その者の氏名及び住所を記載することとなっており、一定程度の透明性が図られています。 また、調査、予測及び評価の手法を選定するにあたって専門家等の助言を受けた場合には、助言の内容及び専門分野を明らかにすることにより客観性の向上に努めています。 氏名などの公表については、必ずしも妥当な助言が得られない可能性もあり、慎重な検討が必要と考えられます。
360	2部	2章	8節	310	18	「必要に応じて」、「適切に」環境省/環境大臣が意見を述べる」とあるが、国の事業であるので「全ての事業」に関して環境省が生物多様性の確保及び自然環境の保全ができるよう、きちんと目を配る必要があると思われる。	本戦略案に記載されているとおり、平成21年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
361	2	2	8	310	37	<p>【要約】事業者と市民との意見交換を実効的なものにして、環境影響評価に市民の意見を実際に反映させるため、方法書等のホームページ上での開示、縦覧期間の延長等の具体的な方策に言及すべきである。</p> <p>環境影響評価制度は、市民とのコミュニケーションを通じて事業の環境影響を最小のものとするための制度であり、市民からの意見提出も積極的になされている。しかし、実際に事業者が市民意見を採用した例はほとんどなく、市民の意見は無視されているといっても過言ではない。事業者と市民との意見交換を実効的なものにする制度の確立が必要である。国家戦略案においても「関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行っていきます」（P310 37）と記述されているが、これでは抽象的にすぎる。現状では、例えば公告縦覧の方法が限定的であるために市民が環境影響評価にかかる文書の閲覧謄写をすることが容易でなく、また、それら文書も長大複雑で市民が意見を述べることを困難であるなど、さまざまなアクセス障害がある。また、住民説明会は事業者の裁量に委ねられている。現行制度ではこれらコミュニケーションがまだ不十分であるという現状認識を明らかにした上で、環境影響評価手続を事業者と市民との協働作業と位置づけて、市民の意見が実際に反映されるような具体的な方策に言及すべきである。</p>	本戦略案に記載されているとおり、平成21年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。
362	2	2	8	311	3	<p>【要約】戦略的環境アセスメントについては、立法化を目指すべきである。</p> <p>SEAについては積極的に導入されたい。但し、ここでも実効性ある制度とされたい。この点、戦略案では、具体的施策として「取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めます。」（P311 25）等と記載されているが、実施事例の対象や件数などについてより具体的な目標を立て、また、立法化についての言及もなされるべきである。</p>	本戦略案に記載されているとおり、平成21年夏に設置した中央環境審議会の専門委員会で、今後の環境影響評価制度の在り方について、検討が進められているところです。専門委員会の検討結果については、今後、審議会のとりまとめなどを踏まえ必要な対応をとることとしています。

No.	部	章	節	頁	行	意見	対応案
363						<p>生物多様性国家戦略2010は、「生物多様性基本法第11条の規定に基づき」策定が行われているが、その策定の過程は、「生物多様性基本法第21条」の規定を重視・遵守すべきである。今回のパブリックコメントの結果の公表は、どのような理由で意見を反映し、または、反映しなかったのか、その過程の公正性及び透明性を明確に示すべきである。</p> <p>「第21条（多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等） 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。</p> <p>2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。」</p> <p>理由：特に第21条2項の「その過程の公正性及び透明性を確保する」ことを鑑みれば、今回、パブリックコメントに掛けられている「生物多様性国家戦略2010(案)【パブリックコメント版】(以下、2010年案)」は、第3次生物多様性国家戦略から2010年案に変更された点、加筆または削除された経緯の説明について公正性及び透明性が確保されていない。12月21日に東京で開催された説明会で、本件について質問したところ、説明者は、過去に開催された小委員会の議事録を見るよう回答したが、国が説明責任を果たしているとは言い難い。一般国民への意見聴取（分かりやすく、意見を述べやすい）という手続きと第21条2項を鑑みれば、公正性及び透明性が確保されていない。 （他1件）</p>	<p>生物多様性国家戦略2010の検討に際しては、生物多様性基本法第21条の規定も踏まえ、審議会における地方公共団体、NGO、事業者団体からのヒアリング、会議や議事録の公開と併せて、パブリックコメント期間中に説明会を開催したものです。</p> <p>いただいた御意見は、全て対応案とともに明らかにし、審議会にもお示し議論を予定しているほか、会議資料や議事録の公開をしていくこととしています。</p> <p>三次戦略から変更があった全ての記述について背景や経緯を説明することは現実には困難ですが、御意見を踏まえ、今後ともより効果的に民意の反映が行えるよう努めてまいります。</p>
364						<p>パブリックコメント収集に当たり、全ての場所で説明会を行うのは不可能ではあるものの沖縄県では本件に関し一度も説明会が行われていない。地方環境事務所も活用し、説明会を行う努力をしてもらいたい。</p> <p>国民の圧倒的多数は平日の9時から5時までという勤務時間帯で働いているのにその時間帯に説明会を行うという姿勢も考え直して欲しい。説明会の内容のインターネットでの情報共有や休日や夜間の説明会の実施等、より多くの国民が現状を把握できるよう、検討願いたい。それが生物多様性国家戦略の認知度の低さ（点検状況のp50）にもつながっていると思われる。</p>	<p>本戦略の説明会の開催にあたっては、各地域で想定される主な参加者の御都合等も勘案し、地域によっては夕方に開催したところもありますが、御意見も踏まえ、より多くの方が参加しやすい方法を工夫していきたいと思えます。</p>